

平成 21 年第 4 回 つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 21 年 11 月 26 日 開会
平成 21 年 11 月 26 日 閉会

平成 21 年第 4 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 21 年 12 月 3 日 開会
平成 21 年 12 月 11 日 閉会

つくばみらい市議会

平成21年第4回つくばみらい市議会臨時会会議録

○招集告示	1
○日時	2
○出席並びに欠席議員	2
○出席説明員	2
○出席事務局職員	2
○会議録署名議員	3
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○開会	3
・開会の宣告	3
・会議録署名議員の指名について	3
・会期の決定について	4
・報告第10号、承認第5号、議案第49号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	4
・閉会の宣告	11
○閉会	11

平成21年第4回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	13
○会期日程表	14

会 議 録 第 1 号

○日時	15
○出席並びに欠席議員	15
○出席説明員	15
○出席事務局職員	15
○会議録署名議員	16
○議事日程	16
○本日の会議に付した事件	16
○開会	17
・開会の宣告	17
・会議録署名議員の指名について	17
・会期の決定について	17
・請願について	18
・議案第50号～議案第58号 上程	18
・提案理由の説明	19
・散会の宣告	23

○ 散会	23
------------	----

会 議 録 第 2 号

○ 日時	25
○ 出席並びに欠席議員	25
○ 出席説明員	25
○ 出席事務局職員	26
○ 議事日程	26
○ 本日の会議に付した事件	26
○ 開議	26
・ 開議の宣告	26
・ 一般質問	26
13番 海老原 弘 君	27
1. みらい平開発地域の見直しについて	
2. 観光を含めた商工業の再生について	
7番 堤 實 君	35
1. みらい平開発地の活性化について	
18番 川 上 文 子 君	46
1. 「事業仕分け」と来年度予算について	
2. すこやか福祉館の食堂施設利用について	
3. 幼稚園・保育所の耐震診断・耐震補強について	
4. 県西広域水道用水供給事業料金見直しの要望書について	
12番 古 川 よし枝 君	57
1. 新型・季節性インフルエンザ流行防止対策について	
2. 住宅リフォーム助成制度について	
3. 小規模工事契約希望者登録制度の導入を求める	
1番 秋 田 政 夫 君	67
1. 将来負担に対する公共施設並びに社会資本整備（ストック）の維持管理、更新への対応について	
8番 岡 田 伊 生 君	71
1. 政権交代による「経済危機対策」の今後の見通しについて	
2. 市内各種工事等と指定業者の扱いについて	
・ 散会の宣告	77
○ 散会	77

会 議 録 第 3 号

○ 日時	79
○ 出席並びに欠席議員	79

○ 出席説明員	79
○ 出席事務局職員	79
○ 議事日程	80
○ 本日の会議に付した事件	80
○ 開議	81
・ 開議の宣告	81
・ 一般質問	82
2 番 坂 洋 君	82
1 . 行政評価と来年度の予算編成について	
2 . 「子育て応援特別手当執行停止」の市の対応について	
4 番 染 谷 礼 子 君	89
1 . 乳幼児医療費助成事業の拡大	
2 . 有料広告の一層の拡充	
3 . 公共施設の改良整備	
14番 山 崎 貞 美 君	98
1 . 平成22年度から始まる行財政改革について	
・ 議案第50号～議案第58号 質疑	102
・ 議案第50号及び議案第52号～議案第58号について各委員会付託	103
・ 散会の宣告	103
○ 散会	103

会 議 録 第 4 号

○ 日時	105
○ 出席並びに欠席議員	105
○ 出席説明員	105
○ 出席事務局職員	105
○ 議事日程	106
○ 本日の会議に付した事件	106
○ 開議	107
・ 開議の宣告	107
・ 議案第50号～議案第58号、請願第 6 号、請願第 7 号 委員長報告、質疑	107
・ 討論・採決	113
・ 閉会中の継続調査の件	119
・ 閉会の宣告	119
○ 閉会	119

第 4 回臨時会会議録

つくばみらい市告示第 1 3 2 号

平成 2 1 年第 4 回つくばみらい市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 1 1 月 1 9 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

3 . 付議事件

(1) 専決処分の報告について (第 5 号)

(2) 専決処分の承認を求めることについて (第 5 号)

(3) つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成 2 1 年第 4 回
つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 午後 2 時 0 0 分開会

1 . 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	1 1 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	1 2 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	1 3 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	1 4 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	1 5 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	1 6 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	1 7 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	1 8 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	2 0 番	神 立 精 之 君
1 0 番	横 張 光 男 君		

1 . 欠席議員

1 9 番 中 山 平 君

1 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市民 経 済 部 長	中 川 修 君
保健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間 根 山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大 久 保 明 一 君
人 事 課 長	森 伸 次 君
税 務 課 長	沖 田 照 雄 君

1 . 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

4 番 染 谷 礼 子 君
5 番 中 山 栄 一 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成 21 年 11 月 26 日（木曜日）

午後 2 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 10 号 専決処分の報告について（第 5 号）

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（第 5 号）

議案第 49 号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 10 号 専決処分の報告について（第 5 号）

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（第 5 号）

議案第 49 号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

午後 2 時 00 分開会

開会の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードに切りかえるか、電源を切るようにお願いいたします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようにお願いします。

ただいまの出席議員は 19 名です。欠席議員は 19 番中山 平君です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 21 年第 4 回つくばみらい市議会臨時会を開会します。

○議長（今川英明君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者及び各関係課長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（今川英明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、4番染谷礼子君、5番中山栄一君を指名します。

会期の決定について

○議長（今川英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

報告第10号 専決処分の報告について（第5号）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）

議案第49号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（今川英明君） 日程第3、報告第10号、承認第5号及び議案第49号、以上3案件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 提案理由の説明を申し上げます。

本日、平成21年第4回つくばみらい市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがわかれることから、既に当市では、市の一般職及び常勤特別職の職員、並びに議会議員の本年6月の期末勤勉手当の一部を暫定的に凍結する措置をいたしました。その後の人事院の例年同様の調査により、月例給は公務が民間を上回っており、また特別給も公務の年間支給月数が民間の年間支給割合を上回る結果になっていることから、その較差を解消するため、人事院は、本年8月、月例給の中心である俸給の引き下げ及び特別給の年間支給月数の引き下げを中心とする勧告を行いました。

当市といたしましては、現下の経済社会情勢等にかんがみ、人事院の勧告並びに政府の対応を尊重し、市の一般職員、常勤特別職の職員並びに議会議員の期末勤勉手当の支給率の引き下げ、さらには一般職員の月例給の引き下げ、住居手当の一部廃止の措置をすることといたしました。

つきましては、12月期の手当の支給基準日が12月1日であることから、基準日以前に関連条例の一部を改正する必要があるため、本臨時会を招集させていただいたものです。

今回の減額対象となりますものは、議案第49号で上程いたしましたとおり、俸給につきましては一般職の若年層を除き平均0.2%を減額し、また、手当につきましては自宅にかかわる住居手当を廃止。また、特別給の支給月については、12月期以降の一般職で年間0.35月分を減額し、常勤の特別職員並びに議会議員については年間0.25月分を減額するも

ので、そのうち12月期については、一般職で0.15月分を、常勤の特別職員並びに議会議員については0.1月分を減額するものであり、人事院の勧告内容を踏襲したものでございます。

ご審議の上、ご可決いただけますようお願いを申し上げます。

また、本臨時会には、ほかに報告案件1件、専決処分に対する承認案件1件を上程いたしました。

報告第10号 専決処分の報告について（第5号）でございますが、道路管理瑕疵による損害賠償額を定めることでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同法第180条第2項の規定により報告を申し上げるものでございます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）、平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）でございますが、固定資産税等返還金、個人法人市民税還付金、固定資産税還付金及び還付加算金について歳出予算に不足が生じ、還付加算金は日数に応じて加算されるため、速やかに執行する必要があったために、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上、よろしく願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

報告第10号は報告案件でありますので、ご了承願います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第5号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから承認第5号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第49号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 議案第49号について質疑をいたします。4点ほどあるんですけれども、お願いいたします。

今回の職員の給料の改定ですけれども、職員の生活に大きく影響を及ぼすほど大変な給与減額が提案されていますけれども、当市では、長い間、職員組合がありませんけれども、どのような方法で労使合意の確認をしているのか、伺います。

それから、2点目は、人事院勧告は、国家公務員の賃金、労働条件について改定を国会と内閣に勧告する仕組みで、地方公務員についてなされたものではありません。地方公務員の給料は、地方公務員法で生計費や国や他の地方団体、公共団体の職員、それから民間事業の従業者の給与やその他の事情を考慮して、職員団体と当局の交渉によって決めることになっています。こうした考慮すべき事情についてどのように検討されたのか、伺います。

3点目としては、職員の持ち家の住宅手当ですけれども、これが廃止という提案がされておりますけれども、茨城県の人事委員会では、これまで月4,000円だったものを3,500円に引き下げて、この制度の継続の勧告をしています。また、潮来市でも、存続するという方向で協議がされていると聞いています。地方は、国と違って大半の職員は持ち家という状況だと思えます。そういうものも踏まえて、存続の方向の検討がなされたのかどうか伺います。

それから、時間外労働の割り増し賃金率の改定ですけれども、改正労働基準法では、一つは、1カ月60時間を超える時間外労働の法定割り増し賃金率を現行25%ですけれども50%に引き上げるということ。それから、二つ目は、労使協定を締結すれば増率分の25%の割り増し賃金を有給休暇にかえることができると言っています。それから、1カ月40時間を超える時間外については25%を超える割り増し率に引き上げると、そういう努力が義務づけられています。

ということで、当市では、3番目の40時間から60時間までの割り増し率については、その割り増し率の引き上げの努力がされたのかどうかということ。それから、労使協定がされているのかということで、4点、細かいですけれども、伺います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

今回の49号の条例改正でございますけれども、まず、第1点目の労使間の協定という話でございますけれども、これはつくばみらい市では労使協定というのはしてございません。現在ありません。

それから、2点目の人事院勧告は国家公務員等に対する勧告であると、地方公務員では該当しないんじゃないかということでございますけれども、従来から当市では、やはり人事院勧告に基づいて、年々、その勧告を尊重して、同じように当市の給料表あるいは諸手当等も改正をしている状況でございますので、今回もそれに例外なくご提案をさせていただいたということでございます。

それから、住居手当の廃止の件でございますけれども、これは当市では2,500円ということで支給をしていたわけですが、今度の12月からは支給を停止するという形になります。その対象者は、職員では11名になるかと思います。確かに、県の方では4,000円だったものが3,500円ということで、500円の引き下げしかないで、制度そのものはそのまま残すというようなことを県職員の方では聞いておりますけれども、当市では、この第1条の関係で、議案の第1条関係で削除するということで条例改正を提案したところでございますので、2,500円については当市では支給を停止していくということでございます。

それから、4番目の時間外の割り増しについては、申しわけないんですけれども、詳しく承知していなかったもので、ちょっと今、担当課長と相談させていただきたいと。当然、60時間を超えた場合の代休振りかえになるというふうな話だと思うんですが、その割り増し云々というのは、ちょっと私もそこまで詳細に承知していないので、もし担当課長の方でわかっておれば担当課長より説明させますけれども、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（今川英明君） それでは、ここで暫時休憩をします。

午後2時18分休憩

午後2時19分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

人事課長森 伸次君。

〔人事課長 森 伸次君 登壇〕

○人事課長（森 伸次君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

今回の人事院勧告による時間外勤務の60時間を超える場合については、時間外代休制度ということで今度からの改正になりまして、割り増し賃金、または代休制度をとれるということでございますが、今ご質問のございました45時間から60時間については、労働基準法での努力義務ということでございまして、今回の人事院勧告は労働基準法にのっとった部分ではあるんですが、特に勧告の中では努力するようというふうなことは出ておりませんので、当市においては現在のところ特段の考えはございません。

○議長（今川英明君） 12番古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） さっき部長の方から労使協定は成立していないというふうにお答えがあったんですが、何らかの形で今回の改定について労使の合意というか、職員への投げかけというか、そういうのはされていると思うんですが、そういう中で、ある程度の確認というか、されるのかと思うんですが、そういう労使の今回の提案についての、合意までいかなくても、きちんと提供して、職員からはね返ってくるという、組合がないですから団体交渉もできませんし、そういう点では、どういうふうにして今回の提案について職員と意見を交換する、そういう場があったのかどうかということも聞きたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

労使協定、先ほど古川議員おっしゃったように、当市には職員団体というものがござい

ませんので、特にそういった話し合いというか、労使での話し合いというのは当然してございませぬけれども、人事院勧告等によりまして、市の職員は条例で給料が決まっていますので、あるいは勤務時間といったものが決まっていますので、当然それに基づいて我々は肅々と執務をしているわけですので、特段、今回の人事院勧告で、執行部といいますか、市長の方あるいは職員と特別の話し合いというものはいたしておりません。

○議長（今川英明君） ほかに質疑ございませぬか。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 引き続いて質問をします。

年間、全国平均でいくと15万円の減額、4月に遡って減額をするという今回の人事院勧告を受けて職員給与の引き下げをする、大変大きな過去2番目の引き下げという金額ですから、今、古川議員が言われたように、職員にとっては大きな痛手になるので、そういう点では職員との何らかのコンセンサスというか、必要だったと思います。

それで、私の質問は、人事院勧告は、さっき言ったように地方公務員にそのまんま当てはめるものでは全くないんですが、実際にはほとんどの市町村で実施を、そのまんま実施をしていると。それに基づいているのが、人事院勧告に基づいて総務事務次官が通知を出して、ほとんどイコールの状態で、各自治体に対しても同じことを求めたという中身が背景にあるんだと思うんですね。

ところが、この総務事務次官の通知の内容には、人事院自身は大変幅広いものについて言及をしている。ところが、総務事務次官通達でいうと、人事院が非常勤職員の忌引休暇等の対象拡大とか、それから健康診断など、処遇の改善についても努力をしていくようにということに触れているんですけども、そのことについては総務事務次官通知は全く触れていないんですね。しかし、人事院勧告は、そこも含めて大いに努力をするようにと言っているんですよ。

つくばみらい市の職員の中でも、かなり病気の方もいらっしゃる、精神的な病気を抱えている方もいるということで、これは全国的に公務員の職場の中に今大きく広がっているという状況があって、人事院も勧告をするという経過があるわけですけども、そういう問題についても、やっぱり減額の負担を職員に課すだけではなくて、健康を守るということについてもぜひ市の努力を望みたいと思うんですが、そのことについて一つ伺いたい。

もう一つは、さっき出された60時間を超える時間外労働について、今まで125%の支払だったものを150%に引き上げるということで、今回の提案がされています。この60時間を超える算定の中には、日曜日出勤というのは計算されないんですね。土曜日は算入されるということで、現状は多分、土、日の休日出勤については135%の割り増し率が適用されているんだと思うんですが、これが現行どおり、今度の60時間を超える場合についての150というものが改められて提案されているわけですけども、現在ある土、日の135というのは、60時間超えて土曜日で算入されたものは別にして、その他の部分については135%が現行どおり守られるのかどうなのか。

それから、代替休も、60時間を超える場合の時間外労働については代替休をとることもできるということに今度かわるわけですが、当然、本人の選択権が保障されなければならないと思うんですね。どちらを選ぶかというのは、あくまでも本人が選ぶということではないと思うんですが、そこについては本人の選択権をきちっと保障するという

ことだと思いますが、そこについてどうなのか伺います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

今回の人事院勧告でございますけれども、当市では、1人当たりの平均は大体13万7,000円ぐらいになるのかなと。議員、今、大体15万円ぐらいだという話だと思っておりますけれども、当市では、計算したところ約13万7,000円ぐらいが平均で減額になると、非常に大きいかとは思いますが。

それと同時に、健康の問題も話が出ましたけれども、確かに現在も職員の中で休んでいる方もおりますけれども、そういったことで、人事課の方としては、メンタルヘルスなどの研修ももちろんしていますし、それから、個人ごとにインターネットあるいはパソコンでそういった相談も無料でやっていますよということで、何人かの方がそういったことでご相談をされているという話も聞いております。ですから、そういったメンタルヘルスについても、人事課が中心となってそれぞれ事業を展開しているということでございます。

それから、土、日の60時間を超えた場合の超勤の関係ですけれども、これは135というのはそのまま引き続くということと、それから、できれば市の方針としては、なるべくなら超勤を、超過勤務手当というんですか、そういったものはなるべく縮減をしていくというようなスタイルでやっていますので、土、日に出た場合にはなるべくなら振りかえをしていってもらってやっております。ですから、その上積み、日曜、祝日に出勤した場合の上積み分は当然それなりにお支払いはもちろんしますけれども、なるべくなら土、日あたりにそういった休みのときに出た場合には代休をとってほしいよということで、残業の超過勤務等についてもなるべく縮減の方向で市の方としては考えておりますので、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 60時間を超えての、土曜日でね、算入される分については150%になるというのは前提条件にあるんだと思うんですが、それ以外の加味されない日曜日、それから土曜日の60時間を超えない部分については135ということで今のとおり行われるというふうに、今のは理解をしました。それでいいんだと思うんですが、あと、代替休については、あくまでも本人の選択権をきちっと保障していくということが大事だと思いますので、要望しておきます。

○議長（今川英明君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○ 12番（古川よし枝君） 議案第49号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に、反対の討論をいたします。

反対の理由は、一つは、月例給平均0.24%、期末手当と勤勉手当の一時金の0.35カ月の削減に反対をするものです。

既に、6月支給の一時金の0.2カ月カットは、ルール無視の勧告によって実施されましたが、今回の賃下げは過去最高の引き下げ幅となっています。つくばみらい市の職員の平均削減額は、年間13万7,000円にもなると聞き、驚きです。このことは、公務員の生活を脅かすばかりか、労働意欲を減退させるものです。

民間労働者の月々の収入は、残業代の減少や休業実施により大幅に減少し、中小企業の経営困難は一段と深刻化をしています。公務員の賃金一時金引き下げは、民間の冬季一時金交渉や春闘において経営側に引き下げの口実となり、国民の暮らしを破壊し、消費拡大に逆行し、地域経済を一層悪化させる悪循環に陥ることになります。

実際、ことし春の勧告で、一時金の0.2カ月削減が行われましたが、その影響はその後の民間中小企業での夏季一時金受給状況に波及し、国民新党集計では、月数では公務員並みの0.2カ月減額となっています。労働運動総合研究所の調査結果によりますと、大企業の内部留保金は、1998年では209兆9,000億円、それから2008年には429兆円と10年間で倍増しています。この半分以上を賃上げなどに活用すれば、国内生産が誘発され、3%を超える経済成長が上積みされ、税収増も41兆円になると言われています。

そういう情勢の中で、公務員給与の引き下げは不況を一層深刻にするだけであり、私は反対します。

二つ目は、給与削減を4月からの遡及について反対です。

4月に遡って削減することは、不利益、不遡及の原則に反するものです。そのために、人事院勧告は12月に調整すると称していますが、実態は不利益の遡及であり、許されるものではありません。

三つ目は、自宅にかかわる住居手当の廃止についてであります。

人事院勧告は、住居手当については、財形持家個人融資の減少により、必要性が低下したとして廃止を強行しました。国家公務員は、広域的移動などを前提として、官舎や賃貸住宅が約4割だと言っていますけれども、地方は、国と違って職員の大半が持ち家です。住宅補償としての持ち家手当は切実です。

茨城県の人事委員会は、月額4,000円を3,500円に500円削減し、この手当の継続を勧告しています。潮来市などでも存続させる方向で協議をしています。持ち家住宅手当存続を求め、この廃止に対して反対いたします。

以上が、主な反対の理由です。

当市の給与改定の提案は、今回も人事院勧告どおりとなっていますが、そもそも人事院勧告は、国家公務員の賃金、労働条件についての改定を国会と内閣に勧告する仕組みで、地方公務員についてなされたものではありません。地方公務員の給与は、地方公務員法で職員の生計費、国や他の地方公共団体の職員、民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して、職員団体と当局の交渉によって決めることになっています。

しかし、当市には長く職員組合がなく、労使交渉という経過を経ないで、一方的に進め

られていることが続いています。このことは、地方自治体の民主的関係という点からいうと、異常な形と言えるのではないのでしょうか。労使合意という確認が不明確なままの人事は、当市の大きな課題ではないのでしょうか。そのことも指摘し、反対の討論といたします。

○議長（今川英明君） 次に、議案に対し賛成の方の発言を求めます。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、今臨時会に付議された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成21年第4回つくばみらい市議会臨時会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成21年11月26日

つくばみらい市議会議長 今 川 英 明

つくばみらい市議会議員 染 谷 礼 子

つくばみらい市議会議員 中 山 栄 一

第 4 回定例会会議録

つくばみらい市告示第 1 3 4 号

平成 2 1 年第 4 回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 2 1 年 1 2 月 3 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成 2 1 年第 4 回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
12月3日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程及び説明
12月4日	金	本会議	一般質問
12月5日	土	休 日	
12月6日	日	休 日	
12月7日	月	本会議	一般質問 議案に対する質疑 議案の委員会付託
12月8日	火	休 会	総務常任委員会 教育民生常任委員会
12月9日	水	休 会	経常常任委員会
12月10日	木	休 会	
12月11日	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 閉会中の継続調査 閉会

第 1 号

[12 月 3 日]

平成 21 年第 4 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 1 号

平成 21 年 12 月 3 日 午後 1 時 00 分開会

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
市 副 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市 民 経 済 部 長	中 川 修 君
保 健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	間 根 山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大 久 保 明 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

6 番	倉 持 悦 典 君
7 番	堤 實 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成21年12月3日(木曜日)

午後1時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 請願について
日程第4 議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算(第6号)
議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第57号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)
議案第58号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 請願について
日程第4 議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算(第6号)
議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)

議案第57号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算
(第1号)

議案第58号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)

午後1時00分開会

開会の宣告

○議長(今川英明君) 会議に入る前に皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回つくばみらい市議会定例会を開会します。

○議長(今川英明君) これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長(今川英明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により6番倉持悦典君、7番堤 實君を指名します。

会期の決定について

○議長(今川英明君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長豊島 葵君。

〔議会運営委員長 豊島 葵君 登壇〕

○議会運営委員長(豊島 葵君) それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る11月26日に議会運営委員会を開催しまして、本定例会の日程等について協議をいたしました。その結果についてをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日から11日までの9日間でございます。

本日は、議案の上程及び執行部から議案の説明を求めます。

あした4日は、午前10時から本会議を開きまして、通告順に従い、6名の方の一般質問を行います。

5日、6日の休日を挟みまして、7日は午後1時から本会議を開き、残り3名の方の一般質問を行います。一般質問終了後、執行部提出の議案に対する質疑を行います。質疑は通告制でございますので、質疑のある方はあした正午までにお願いをいたします。続いて、議案の委員会付託を予定しております。

8日、9日は各常任委員会を開催し、それぞれ付託された議案及び請願の審査を行っていただきます。

なお、本定例会の議案は、職員の給与に関連する補正予算が各会計にわたり多くの部分を占めていることから、この給与に関する部分につきましては総務常任委員会で行うことといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

日程に戻りまして、10日は休会となります。

それから、最終日11日は、午後1時から本会議を開きまして、各常任委員長の報告、質疑、討論を行います。なお、討論は通告制でございますので、討論のある方は10日正午までにお願いをいたします。引き続き議案の採決を行い、その後、閉会中の継続調査の件が予定されております。

以上、出席委員、異議なく決定した次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（今川英明君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日までの9日間に決定しました。

請願について

○議長（今川英明君） 日程第3、請願についてを議題とします。

今期定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたから、ご報告いたします。

議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）

議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 57 号 平成 21 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 58 号 平成 21 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（今川英明君） 日程第 4、議案第 50 号から議案第 58 号までの 9 案件を一括上程いたします。

提案理由の説明

○議長（今川英明君） 提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） こんにちは。

本日、平成 21 年第 4 回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

地域主権を確立し、基礎自治体を重視するマニフェストを掲げた、民主党を中心とする鳩山新内閣がスタートいたしまして 2 カ月余が経過いたしました。この間の経済、雇用情勢は依然として厳しい局面が続き、その対策は一刻の猶予も許されない状況でありましたが、新内閣は、経済危機対策を柱とする平成 21 年度補正予算の凍結、組みかえを実施。当市でも、既に議会の議決をいただき、所要の準備を進めていた平成 21 年度子育て応援特別手当事業が執行停止になりました。突然かつ一方的なこの執行停止は、市民の皆様にご混乱とご迷惑をおかけする結果となり、市政を預かる者としてまことに遺憾でございます。

また、今回の鳩山内閣の目玉事業と言われる子ども手当では、地方との対話もない中、地方負担についての議論がなされております。この制度の創設に当たっては、地方自治体の意見を十分反映し、制度自体が地方自治体の負担とならないことを強く要望するものであります。

国では、このほど、来年度予算編成に向けて行政刷新会議の事業仕分けが行われました。国民的な視点に立ち、国の予算、制度、そのほか国の行政全般のあり方を刷新するという観点からすれば、大きな成果があったのではと思う一方、農道整備事業が廃止に、下水道事業においては主たる財源が明確にされないまま地方移管との判定が相次ぎ、また、地方の基幹財源をなす地方交付税では、抜本的な見直しをする必要があるとの結論が出るなど、地方を取り巻く議論、結論は大変憂慮すべきものがあると思います。

新政権においては、地域主権の考え方のもと、国と地方の役割分担を積極的に見直し、地方への大幅な権限委譲、地方税財源の拡充、国と地方の協議の場の法制化の実現など、国全体の活力を取り戻す真の地方分権を確立されることを期待しております。

また、平成 22 年度の予算編成に向けては、地方の厳しい財政状況を踏まえ、地方が安定的な行政サービスを提供できるよう、地方交付税総額の復元・増額が図られるとともに、地方自治体の予算編成に支障が生じないよう国の新年度予算は年内に編成され、また地方財政計画についても早期に示されることを強く望むものであります。

今後とも、全国市長会、全国市議会議長会など地方 6 団体と連携を図りながら、地域主

権の確立に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市政をめぐる最近の動きについてご説明を申し上げます。

まず、行財政改革の取り組みでございますが、市は、平成19年3月につくばみらい市行財政改革大綱を策定し、行政組織の整備、新行政手法の導入、財政の健全化、事務事業の見直し、そして、人材育成を積極的に進めてまいりました。しかしながら、最近の金融・経済危機の影響による景気の急速な悪化、三位一体改革の影響、少子高齢化など、行財政を取り巻く環境はより厳しさを増しており、一層の行財政改革の推進が求められております。

こうした状況下、当市では、市民主体の行政を目指すため、市民等で構成する行政改革懇談会の意見を伺いながら、自立した行財政運営の推進、協働によるまちづくりの推進、行政組織・体制の確立、行政経営システムの確立並びに民間活力導入の推進の5項目を基本方針にした、第2次行財政改革大綱の策定を進めております。

今後は、あわせて策定される第2次集中改革プラン、昨年度から本格導入いたしました事務事業評価制度を積極的に活用して、事業や制度の見直し、廃止などを含めた効率的な行財政運営の検討、改革作業を進め、市民本位の信頼される行政を目指してまいります。

次に、新型インフルエンザ対策でございます。

市ではこれまで、私を本部長とする新型インフルエンザ対策本部において、市民の皆様向けに新型インフルエンザに対する正しい理解と予防策を講じるための情報提供や感染予防策など、さまざまな対策を講じてまいりました。

新型インフルエンザ感染の新たな対応策として、国の指針により、妊婦や特定疾患を有する方から順次予防接種が始まっております。

市では、感染による重症例が多く報告され、また、集団生活による感染拡大の危険性が高い保育所、幼稚園、小中学校並びに養護学校の児童生徒に対し、この予防接種の体制が整うまでの緊急措置としまして、マスク等を配布し、集団感染の予防対策を行ってまいりました。

今後は、国の方針に基づく予防接種の助成制度に加え、市独自の感染予防対策並びに子育て支援対策の一環として、罹患率が高く、重症例も多く見られる1歳から義務教育以下の小児並びに妊婦の方を対象に、その接種費用の一部を助成し、さらなる対策の強化を図ってまいります。

感染拡大防止に向けて鋭意努力をしているところでございますが、残念なことに10月29日にはつくば保健所管内の流行指数が警報レベルを超え、県内最初の地域警報が発令されました。この地域警報を受け、市ではさらなる感染拡大を防止するため、11月から主に高齢者、妊婦、児童生徒など感染した場合に重症化が懸念される方が集まるイベントの中止を決定しました。参加を楽しみにされていた方々の思いを考えれば、まさに苦渋の決断でしたが、市民の皆様安全、安心を最優先にした緊急避難的措置としての決定であり、何とぞご理解いただけますようお願いを申し上げます。

引き続き、感染拡大の防止のため、市民の皆様にも一層の自助努力とご理解、ご協力を重ねてお願いをいたします。

続いて、雇用対策でございますが、先ごろ政府から発表された11月の月例経済報告では、景気は持ち直しているものの、雇用情勢は依然と厳しく、物価の動向を総合してみると、

緩やかなデフレ状況にあるとの報告がなされ、物価下落による企業収益の減少や雇用環境の悪化など、景気の本格回復が遠のくのではとの懸念がされております。

こうした情勢を踏まえ、市では先ごろ、庁内に緊急経済・雇用対策委員会を組織し、これまでの経済雇用対策を全庁的に、より強力に実施することにいたしました。

既に、広報紙でも、離職を余儀なくされた方を対象にした新たな臨時職員の募集を実施しているところでございます。今後も、市役所で臨時職員採用を受け皿とする事業を創設し、できるだけ多くの方の雇用創出を図るとともに、茨城みなみ農協、商工会等市内事業所の協力をいただきながら、一層の雇用創出を図ってまいりたいと考えております。

続いて、提出議案について説明を申し上げます。

今回、提出をいたしました議案は、条例の一部改正案件 1 件、一般会計ほか 7 特別会計の補正予算案件 8 件の合わせて 9 件でございます。

順次ご説明を申し上げます。

議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例でございますが、市の子育て支援対策の一環として、児童クラブに通年で入級する児童と、学年始めの休業日など期間限定で入級する児童との負担金の公平性を図るため、期間限定で入級する児童にかかわる負担金を軽減するとともに、通年で2人以上の児童が入級する世帯の経済的負担の軽減策として、2人目以降の負担金の減免をするため、改正をするものでございます。

議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,621万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,497万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算では、先ほども申し上げましたとおり、現下の極めて厳しい雇用情勢を踏まえての緊急雇用対策、新型インフルエンザ対策の拡充、みらい平駅の交通結節点としての機能拡充、市民の安心・安全の確保に資する事業、さらには地球温暖化対策等を実施することといたしました。その財源といたしましては、国の経済危機対策として創設されました地域活性化・公共投資臨時交付金、安全・安心な学校づくり交付金、まちづくり交付金など国庫補助金を有効に活用するとともに、市債を新たに追加いたします。

また、景気低迷による法人市民税の減収2億5,140万円、みらい平地区の開発の進展に伴う個人市民税の増収1億4,000万円と固定資産税の増収1億1,140万円も補正をいたします。

主な歳出についてご説明を申し上げます。

妊婦、低所得者、1歳から中学校3年生までの新型インフルエンザワクチン接種を行う者に助成するために2,300万8,000円、みらい平駅の交通結節点としての機能拡充のため駅前公衆トイレの整備事業等に3,703万8,000円、板橋小学校の校舎耐震補強及び大規模改修事業と太陽光発電施設事業に4億2,000万円、臨時雇用対策事業としての市臨時職員採用に152万3,000円、また、冒頭にも申し上げました平成21年度子育て応援特別手当事業が執行停止になったことに伴い、これにかかわる事業費4,569万1,000円を減額、さきの第4回臨時会で議決をいただきました人事院勧告に基づく月例給などの引き下げ及び定期異動による費目間調整で5,645万6,000円を減額いたします。

そのほか、債務負担行為、地方債の補正もあわせて行っております。

議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,346万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億629万9,000円とするもので、後期高齢者支援金等が確定したことにより補正をするものでございます。

議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,305万7,000円とするもので、保険料の過年度還付金にかかわる補正でございます。

議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,917万5,000円とするもので、国の介護保険法の改正により、新たに高額医療・高額介護合算制度が創設されたことによる介護サービス費等の補正でございます。

あわせて、茨城県認知症地域支援体制構築等推進事業のモデル地域の指定を受け、平成21年度から平成22年度の2カ年、認知症高齢者と家族に対して、在宅でも安心して暮らせるよう地域ぐるみで支援体制の構築を推進するための経費を補正するものでございます。

議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,697万2,000円とするものでございます。人事院勧告等による職員の給料等の補正でございます。

また、利用促進の観点から、早期発注を図り、業務を進めるために、緑地管理業務委託について債務負担行為の補正をするものでございます。

議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億923万2,000円とするものであります。農業集落排水事業の汚泥引き抜き処分委託料において、汚泥処分量が予想より増加し、汚泥処分費に不足が生じたため補正をするものであります。

議案第57号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,524万8,000円とするもので、人事院勧告等による職員の給料等の補正でございます。

議案第58号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、収益的収入及び支出の補正をするものでございます。収益的支出総額は、営業費用を138万2,000円増額することにより、合計で10億5,506万4,000円とするもので、人事院勧告等による職員の給料等の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、12月4日、明日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

なお、議案に対する質疑の発言通告は、明日4日正午までに本職あてにご提出をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後1時30分散会

第 2 号

[12 月 4 日]

平成 2 1 年第 4 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 2 号

平成 2 1 年 1 2 月 4 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

1 . 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	1 1 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	1 2 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	1 3 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	1 4 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	1 5 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	1 6 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	1 7 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	1 8 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	1 9 番	中 山 平 君
1 0 番	横 張 光 男 君	2 0 番	神 立 精 之 君

1 . 欠席議員

な し

1 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市民 経 済 部 長	中 川 修 君
保健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都 市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 神 勝 巳 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 己 君
企 画 政 策 課 長	間 根 山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 明 君
財 政 課 長	大 久 保 明 一 君
産 業 政 策 課 長	奈 幡 優 君
社 会 福 祉 課 長	長 塚 工 君
児 童 福 祉 課 長	成 島 辰 夫 君
国 保 年 金 課 長	野 本 英 夫 君
健 康 増 進 課 長	吉 田 邦 恵 君
都 市 計 画 課 長	木 村 明 夫 君
特 定 事 業 推 進 課 長	中 泉 次 男 君

水 道 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

中 山 和 明 君
猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長
書 記

井 波 進 君
大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成21年12月4日(金曜日)

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長(今川英明君) 会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いします。

一般質問に入る前に申し上げます。

既に皆さんご存じでありましょうけれども、一般質問は、答弁を含めまして1人1時間までとなっております。さらに、一つの質問事項に対して3回までの質問ですので、遵守されるようお願いします。

また、本市議会では、小中学校の児童生徒を対象に、計画的に議会の本会議を傍聴していただくため、市の教育委員会並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日は午前中、小絹中学校の2年1組、2組の皆さん、午後は豊小学校、小絹中学校2年3組の生徒が傍聴されます。本会議の途中で入退室することがありますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局職員。議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長(今川英明君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

13番海老原 弘君。

〔13番 海老原 弘君 登壇〕

○13番（海老原 弘君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、中学生の皆さんも傍聴しておりますけれども、今、市内でもインフルエンザが非常に蔓延しておりまして、私の住んでいる谷井田小学校なども、けさは生徒数が少ないんです。学級閉鎖あるいは学年閉鎖等行われて、非常に先生方も大変だと思いますけれども、中学校の皆さんも、ぜひ注意をしていただいて予防をお願いをいたしたいと思います。

私からは、二つの質問を提出してありますので、順次お答えをお願いします。

まず、第1点は、みらい平開発地域の見直しについてということでお尋ねをいたします。

今までにも、工業団地やいろいろな点で、この点には何回か触れたことがございます。

みらい平開発地域²⁷⁰ヘクタールにつきましては、駅周辺の住宅地ということで開発を進めてまいったわけですが、全体的な周辺整備については、次の質問であります堤議員からも、みらい平地区に関するいろいろな質問が提出されておりますが、私は、みらい平の中の開発地域の中に、ぜひ企業誘致、これをつくばみらい市としてもっと推進をしていただきたいという趣旨で、この質問を申し上げます。

²⁷⁰ヘクタールのうち、今般、アシックスというスポーツ用品メーカーだと思いますけれども、アシックスの物流センターの進出が決定して、つくばみらい市民にも大変期待されています。基本的に、住宅地のこの地域が、どのぐらい、何%ぐらいこういう目的のために商業や企業立地が可能なのか、改めてお答えをいただきたいと思います。

そこで、まず、お伺いしたいのは、今の現状でどこまで、そういう目的のために開発が可能なのでしょうか。つくばみらい市の工業団地は、一部、谷和原地区と小絹地区に整備をされておりますけれども、旧伊奈地区につきましては、ほとんど工業団地というような形式の地域はありません。最近になって、筑波ゴルフ周辺の高岡地区には、物流の大きな倉庫が急激に整備をされています。みらい平につきましては、常磐道とエクスプレスで利便性が一気に注目されています。市長は、これまで、ワープ周辺を県と協力して整備をしていくという答弁をいたしておりますけれども、将来に向けての整備については、そういう方向も当然視野に入っておると思うんですが、現在、つくばみらい市として、すぐに行えるみらい平地区の大規模な見直し計画を図り、茨城県と一体となってみらい平地区の発展を図ることが、今一番必要なことではないでしょうか。

そこで、本市として県にどのように働きかけをしてきたか、アシックスの決定も含めてでも結構ですが、お伺いをいたしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） みらい平開発区域の見直し等も含めて、今までどういう活動をしてきたかというようなご質問でございますが、伊奈・谷和原丘陵部において、住宅用地から、いわゆる誘致施設用地への見直しをしたかということも含めてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、今年の5月に実施した事業計画の変更等によりまして、一部の住宅用地を計画建設用地へと変更を行っております。商業・業務施設の立地可能な区域が7ヘクタール増加しておるところでございます。既存の誘致施設約²¹ヘクタール、これと

合わせますと、区域内全体では約28ヘクタールの業務施設を誘致できる用地が計画されているところでございます。市といたしましても、既に、とりせん、アシックス等につきましまして、多くの企業や商業施設が立地されるように、積極的に促進しているところでございます。

先般も、アシックスに行ってみまして、まず、今度来ていただくにつきましては、従業員は地元でお願いします、こういうことでお願いしてまいったわけですが、大体こへ持ってくる流通施設では250ぐらい予定しているそうですが、実は柏に、今、北関東営業所ですか、あるわけでございますが、その従業員を何とかして整理をして、こっちはこっちで募集したいという方向でいたようですが、なかなか、今日では従業員がやめないと。それで、1回連れてきたことがあるんだそうですが、50分で来ちゃったと。こんな近いところなら、私たちは、こっちから通勤するからバスを出してほしいと。こういうことでございまして、私と所長の話で、地元で80人ぐらいは採用できるだろうと。それから、季節労働者ということで、女性の方が多いんですが、梱包作業ですが、これは未知数でございすけれども、できるだけ採用したいと。こういう方向性でございす。

今後も積極的に、そういう問題も含めまして、さらに活動してまいりたいと、このように考えております。アシックスへも、関西の業者でございすから、本社、神戸ですか、いろいろ取引があるようでございすから、ぜひ関連の企業も含めて連れてきてほしいと、こういうことも要望してまいったところでございす。

以上でございす。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長の方からアシックスの説明をいただきましたけれども、単にアシックスだけではなくて、今の日本の景気が低迷している中で、一部物流については、この不況下であっても、先ほど申し上げましたように高岡地区には、当市の業者であります十和運送さん、それから、鹿島物流という倉庫もできたんです。さらに、市内の枝川さんがつくられた倉庫、その付近に次々に、今年になってからです。だから、面積でいうと相当の面積が拡大され、その中では、仕分け作業やら、そういうことで、今アシックスの内容、市長の方からありましたけれども、私も、ただ倉庫ができたんだから、いわゆる運搬だけやるのかなと思っていたのですが、各倉庫とも、その中で、それこそ50人とか100人とかの女性のパートの人たちが毎日働いていられるんです。だから、本当に企業が少ない当市としては、やはり物流、我々が思っている以上に、要するに常磐道、エクスプレスと、交通の利便性が急激に周りからは注目されているんじゃないかというふうに判断をいたします。

そこで、市長からありましたけれども、さらにみらい平地区を中心に、そういう企業の誘致を図っていただきたいと思いますけれども、市長からさっきありましたように、面積的には今28ヘクタールほど、そういう目的のために許可になっていると。そこで、この私の質問の趣旨は、もっとそれを将来の方向を含めて拡大する方向に市としても働きかけていただきたい。今まで市長の答弁で、ワープステーション付近あるいは他の地域でも、工業団地をという我々の質問に対しまして、市長は県と協議しながら進めるという答弁をいただいておりますけれども、全く今、自然の山や畑のような中へ県も許可をして、そこへ工業団地をつくるといっても、これは、今、企画して、10年、20年後に、やっとできるような内容ではないかと思います。その中で、もう既に開発を現在している住宅地を中心と

したみらい平地区の丘陵部地区のすばらしいところに、交通の利便性もいいところに、やはり工業、商業施設、これを早急に整備されることが、つくばみらい市の発展につながるというふうに思います。

先ほど市長からありましたけれども、ちょっと私の質問の中に、県に対して、これまでどういうお願いをしてきたか、そして、今後どうするかということも含めて、もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 県にどういう要望をしてきたかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、現在やってある170ヘクタールの開発区域の中で、いわゆるそういう企業が来られるような面積を拡大したと、さっき申し上げたように広げたと、こういうことでございます。さらに、今も出ましたけれども、神栖の方から、筑波ゴルフの東側に来ていただいたわけですが、そういうことで開発可能なところへはいろいろ来ていただくと、こういうことで進めていきたいと、これまでも活動してきたと、こういうことでございます。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長の方から答弁をいただきましたけれども、私の趣旨は、つくばみらい市としてもっと積極的に、この地域に大規模に県もひっくるめて、私は、今の規模では、まだまだ、全体的な面積からいっても1割程度、10%程度です。これをさらに、20%、30%にするような、そういうことを市民の皆さんにも、県民の中でも、つくばみらい市はこういうふうにみらい平地区を考えているんだ、そして、そこへ企業も来てほしいと、そういうことをもっと積極的に訴えるべきだと私は思います。

そこで、先日、12月1日の茨城県の県議会の一般質問で、地元の鈴木亮寛先生が質問をしたのを、つくばみらい市の議員さんを含め傍聴に行ったわけなんですけれども、その中に、ちょうど、つくばエクスプレス沿線の開発をどうするんだという趣旨の質問で、県の課長が、先ほどのアシックスの進出を含めて答弁がありました。そして、今後とも、アシックスのような企業を積極的に誘致をして、継続し、拡大をしたいというふうに答弁をしているわけです。やはり今だと私は、その質問を聞きながら、今、県もこういう考えでいるんだから、もっと積極的につくばみらい市として今やらなければ、チャンスを失ってしまうんじゃないかというふうに危惧を感じました。やはり今そのような重要な時に来ていると、そして、具体的に、一番最初ですけれども、アシックスという企業の誘致が成功をしつつあるわけですから、第二、第三の企業をさらに誘致をしていただきたいというふうに考えます。

もう一度、市長に、県に対する要望あるいは働きかけをどのようにしていくか、もう一度お願いをして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） いわゆる俗に言う東部丘陵部伊奈・谷和原開発区域というのは県営事業でございますから、県と協議をしないとやっていけないと、こういうことでございますから、今までの方針どおりに企業の誘致についても、もっと積極的に、これから県に働きかけをしてまいりたいと、このように考えています。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長から積極的な働きかけをするという答弁をいただきましたので、ぜひとも、我々の希望であります商業、あるいは工業までは入りませんから、そのような施設を誘致することをよろしく願いをしたいと思います。

それでは、2問目の方に移らせていただきます。

これも、伊奈町時代から何度も質問をしてみました。観光を含めた商工業の再生についてという題目で質問はしてありますが、特に、その中で観光です。これまで、ワークステーションのエキストラの運営を中心に観光協会を数年前、伊奈町時代に設立し、これまで経過をしてみました。まだまだ不十分であるというふうに思っております。

これまで、当市が観光として全国的に知られてきたものの中に、小張の松下流の綱火と高岡流の綱火がありました。そのほかに、上平柳の間宮林蔵生家と専称寺が整備されてまいりました。さらに、旧谷和原地区では福岡堰の桜は有名で、特に、私、エキスをプレスする機会があったんですが、今年は、つくばエキスの沿線で非常に福岡堰の桜を、花見の時期ですけれども、宣伝してくれました。これまで観光協会としては、単発的には、それぞれの行事を紹介、運営されてきました。観光協会としても責任をとってきたと思いますけれども、年間を通しての観光協会としての活動が必要と思われます。そこで、つくばみらい市として、市の職員により運営をしていくことが必要ではないかというふうに、前から私は考えております。

次に、今のつくばみらい市の商工業の落ち込みは、大変な時代です。そんな中で、商工会と市がプレミアム商品券を発行し、多くの市民に受け入れられたことは大いに称賛されるべきであるし、参考になる出来事だと考えます。そこで、私は幾つかの提案をしたいと思います。

つくばみらい市で特に細代地区のブドウ栽培、これは非常に以前から販売までされて、数人の方が今までブドウの栽培、販売まで手がけて、結構有名なブランドであるというふうに考えます。また、他の新戸地区や神生でも、最近、おいしいブドウが栽培されています。

突然、話は飛びますけれども、ブドウのことで皆さんご存じだと思うんですが、ちょっと姓名の名前の方はわからないんですが、種なしブドウの黒沢さんの名は皆さん知られていると思うんです。市内に、その黒沢さんの何の資料もないんで、きょう傍聴の中学生の皆さんなどは、そういう人がいることは知らないかもしれませんが、今年、ちょっと私、雑誌の名前忘れてしまったんですが、ある雑誌に黒沢先生の種なしブドウの薬を発見したときの様子が記事に載っていたわけなんですけれども、私の記憶が正しければ、黒沢さんは、たしか農業関係の研究をして、その中で稲の研究を、米ですね、米の稲の研究をしているときに、偶然、ちょっと名称は、違っていたら訂正をしていただきたいんですが、ジベレリンというふうに記憶しているんですが、種なしブドウをつくるときにブドウに注入する薬だと思うんですけれども、それを発見したと。その黒沢さんのふるさとが旧伊奈町、現在のつくばみらい市であるというふうに本で見まして、私、議員として、それならばもっと、ふるさとのつくばみらい市が黒沢さんの業績、あるいは文献を集めたり資料を集めて、やはり顕彰していく必要があるというふうに考えたんです。

だから、これはこれからのことで、やはりどうしてもそういうものは必要だし、最近、つくばみらい市では、ナシの生産は、だんだん減ってきてしまったんです。ナシの栽培を

している方は、だんだん少なくなってしまったんですが、ブドウの生産は逆に増えているんです。特に、我々が利用するきらくやまの周辺にも、大々的に栽培をして販売までして、私も、親戚の人からそれをもらったんですが、非常においしい。種なしブドウと今売っているブドウは直接関係はないかもしれないんですが、ブドウには変わりないんで、何かの機会をとらえて、やはり黒沢先生の顕彰もあわせてしていただければ、観光の役に立つんではないかというふうに考えております。

そのほかに、商工会や役場で伊奈町の観光というのを考えたときに、どうしても先ほど申し上げましたように、綱火であるとか、間宮林蔵とか、ワープステーションとかということだったんですが、今の観光、特にテレビ等で注目されているのは、やはり参加する観光というのが、今一番もてはやされているんです。自分が参加をする。だから、つくばみらい市の産業は農業ですから、この農業に他の市民、つくばみらい市の市民を含め参加をしていただくという、そういうことがちょっとまだ、それぞれは、つくばみらい市はやっていると思うんです。農業関係は農業、商工会や商工観光は観光でやっているとは思いますが、市として総合的に観光開発まで含めてやっていないような気がします。

例えば皆さんも市内で出会ったことがあると思うんですが、東京の幼稚園が南太田のサツマイモの畑に、毎年、その時期になりますと芋掘りに来たりしているところがあるんです。サツマイモは、あそこだけじゃなくて高台であれば大概つくっておりますので、そういうのも、もっとつくばみらい市は芋掘りのできる農家がたくさんありますよと、そういうようなことを市がこれからやっていくべきではないかというふうに思います。

それから、栗拾いなども、非常に、つくばみらい市の栗は好評を得ているというふうに、私も、その中の何人かの栗をいただいたりしたことがございますけれども、本当においしいんです。特に栗は、茨城県は全国トップですから、やはり栗などは、これからもみんなに宣伝していく価値があるというふうに思います。

それから、市が全面的に、農協さんあたりの協力を得て市野深のカントリーエレベーターの付近にコシヒカリのオーナー制度も行っておりますけれども、非常に、これなどは農業体験を生かした施策であるというふうに思いますので、もっとこういう点を宣伝し、拡大をしていただければ幸いと思います。

そのほかに、話は飛びますけれども、江戸時代、徳川幕府の関東軍隊として当地の新田開発にその名を残した伊奈半十郎忠治公。おじいさん、お父さん、本人と3代にもわたって、埼玉県伊奈町や、このつくばみらい市の農業、特に農業用水を整備をして、本当に荒れ地に近い状態であったこの地を谷原3万石という、あるいは相馬2万石、この近辺で5万石の収量が上がるような地域に変えた。その伊奈半十郎を祭っております伊奈神社というのは、福岡堰の数十メートル上流にあることは、皆さんご存じだと思うんですが、

そのほかには、当地には四つの名門ゴルフ場も、立派な観光資源としてあるわけです。今年は、茨城ゴルフでサロンパスでしたっけ、それを冠とした女子のゴルフ大会も開かれて、全国にテレビも放映されたのは皆さんご存じだと思うんです。

それから、最近、みらい平駅近くに大相撲の立浪部屋なども進出してきて、今場所は部屋筆頭頭であります猛虎浪関が9勝6敗と見事に勝ち越して、非常に注目されて、このお相撲さんなどは、当地の板橋の不動院の節分などに招待をして、その参加により市民やほかの人たちの観光にも寄与するというふうに考えております。

このように、継続的に観光を考えると、観光協会から発展させて、ぜひとも市の中に、商工観光課というような名称は特定できませんけれども、そういうふうに関係させることができるのではないかというふうに考えますが、市としては、どういうふうに考えますでしょうか。

○議長（今川英明君） 海老原議員、具体的に申し上げますと、観光資源を発掘して農工商の再生をどう図るか、ということですね。

○13番（海老原 弘君） そうです。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 観光を含めた商工業の問題ということで大分広範囲のお話になってしまいましたが、観光協会としては、今1年間どうしているかというお話が、ちょっと出てまいりましたが、春は、海老原議員のお話にもありましたように、福岡堰でいわゆるさくらまつり、それから、盆栽展、それから、夏は、これも出てまいりましたが、綱火や新宿の神楽のPR、秋は、菊や盆栽の展示会、冬は、たこあげ大会と、各種イベントを主催、または参加協力を観光協会としていたしております。

また、市内の、これも出てまいりましたが、間宮林蔵記念館、あるいはワークステーション江戸、さらに板橋の不動院、結城三百石記念館などのPRも兼ねてしております。ただ、この中で板橋のお不動さんのいわゆる命日とか元日の行事に参加することは、いろいろ問題がございます。観光協会としても、行政としては、もちろんできませんが、ただできる範囲で協力をしていくということになりますので、ご理解を賜りたいと。

以上でございます。

それから、さっき、黒沢英一先生の話も出ましたが、これは戦前に台湾の方でやってきた行事でございますので、あまり国内にジベレリンを持ち込んだだけの話で、その功績は、そういうものは、今まで私も、いろいろ知人を頼って聞いたんですが、ないと。ただ黒沢さんの家が今どうなったか、一時期はどなたもいなくなっちゃったと。こういうことでありまして、私も、それきりになっちゃっていて、その後の研究も調査もしていないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（今川英明君） あと、市長、観光商工課をつくるかどうかの考えをちょっと。

○市長（飯島 善君） これは、観光商工課をつくるということは、今の職員がやっておる限りで十分だと思っております。新たにつくる必要はないという私の判断でございます。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 今、市長からありましたように、黒沢さんとは記憶なかったんですが、黒沢英一さんという方で、まさに今、市長が言われたように、私も文献で読んだときには、そのように台湾の方で戦前、研究をされた。私は雑誌で読んだので、その雑誌などを探れば、黒沢先生の実績なり資料というものがあるのではないか。やはりつくばみらい市から生れたそういう立派な方がいるということ、これは、先ほどのブドウの栽培とは分けて考えても、やはり顕彰する必要があるのではないかというふうに。市内の例えば図書館あるいはどこでも公共的な施設の中に、そういう資料があるということ、私はできると思うので、これは教育委員会の管轄になってしまうかもしれませんが、ぜひとも取り入れてもらいたいと思います。

それから、市長から答弁ありましたけれども、今の当市が観光協会というか、それを管理しているのでいいだろうという考えですけれども、私は、そこが、せっかくつくばみらい市がこれだけ発展をして、先ほどのみらい平の開発にも見られるように注目をされてきた中で、やはりつくばみらい市は今まで市長も農業が基本であるというふうに言ってきておりますし、その農業を売り物にするべきだと思うんです。

先ほどのコシヒカリもそうですけれども、茨城のコシヒカリといったって、だれもわからないです。これは、この辺の人しか。やはり東京や、メジャーになるのには、茨城じゃだめです。例えば岡田議員も前から言っておりますけれども、この地域の偉人であります間宮林蔵先生の名称を、これは可能かどうかわかりませんが、そういうのをネーミングに取り入れた林蔵米というような、そういう名前でも全国に、あるいは先ほども雑談の中で山崎議員なんかは、中国に非常に商売のあれがありますけれども、今、日本食が非常に注目されている中で、私は、中国などにも売り込めるだけの林蔵米というのが当市にはあるんだ。やはりお米はコシヒカリであっても、例えばお米を入れる袋に間宮林蔵のイラストとかそういうものがあって、それで出荷をすれば、林蔵米というのが知られてくるんじゃないかというふうに思います。それは、そういうことが可能であるならば、私は、ぜひとも実現をしていただければ幸いと思います。

〔「林蔵酒がある」と呼ぶ者あり〕

○ 13番（海老原 弘君） そうですね。

この前、今から言おうとした10月の末に、つくばみらい市の商工祭、ここに岡田会長も市長も参加されました林蔵海峡発見200年祭のときに北海道の稚内の副市長さんに来ていただいて、稚内の物産をぜひとも当市で販売をしたいという申し入れをしたところ、快く稚内の方では受け入れていただきまして、稚内の市内から横浜に商売の出店をしている業者が、当日の商工祭に参加をいただきまして、稚内の方の利尻昆布とか、昆布巻き、それから、ウニです、人気があったのは。高級なウニの販売をして、相当、売り上げも上がったんじゃないかというふうに思いますけれども、やはり当市の人たちが当市の産物や観光を宣伝したり、一生懸命やらなければ、ほかの人たちはわからないと思います。そこで、私は、非常に参考になる出来事があったんです。

その商工祭のときに石岡市の八郷から、皆さん有名な八郷の柿を販売に協力してきてくれた女の人2人いたんです。私は、たまたま、そのセクションを手伝うところにいて、非常に、その1人の女性の方が上手なんです。暇があると、柿をむいて、あるいはリンゴをむいて細かくして、お客さんが見えたと、どうぞ味見をしてください。で……。

○議長（今川英明君） 海老原議員、話の途中ですけれども、質問の趣旨をはっきり申し上げないと、答弁する方で困ると思うんで……。

○ 13番（海老原 弘君） 大丈夫ですよ、最後にいきますから。

どこまで言ったか、わからない。

それで、非常に説明をしながら、お客さんを話術に引き込むんです。中には、リンゴ、柿は私嫌いだからって手を出さない人もいますけれども、そういう人には、それとなく八郷地区の観光のパンフレット、皆さんご存じのようにフラワーパーク、あるいは有名な、私は知らなかったんですが、八郷にはオートキャンプ場という自動車で宿泊やレジャーができるような施設も、水道や、そういうものをあれした場所があるということで、そういう宣伝をする。獺をやる人は、11月29日にイノシシのしし鍋まつりが行われる。この前、

電話しましたところ、11月29日のしし鍋まつりには1,000人以上の市民や、あるいは市民以外の人たちが来て、そのしし鍋を試食をしたりしたというふうに聞きました。

そこで、議長からありましたように質問の趣旨ですけれども、私は、その女の人が商工会の人だとばかり思っていたんです。最後に名刺をもらったら、石岡市の八郷支所の商工観光課の係長さんだったんです。こういう人が、ほかへ出て宣伝をすれば、八郷へ行きたくなるような説明をしている。こういう人を、そのセクションにつけている市長さんなり、あるいはもっと商工や観光について、非常に力を尽くしているんじゃないかというふうに思いまして、この質問を提出した後、電話をしましたところ、今、合併して石岡市と一緒にすけれども、商工観光課の予算が4億9,000万円、この内容はいろいろあると思うんですが、その中で約半分が観光の予算だという係長からの返事をもらいました。やはり観光資源が当市とは違ってたくさんある八郷ですから、内容はいろいろあると思うんですが、やはりその女の係長さんのような人が商工観光課にいて頑張っている。そういうことを通じて、ぜひとも、当市でも、そういうことはできるんじゃないか。

観光資源がないということじゃなくて、先ほど前段で申し上げましたけれども、いろいろな当市にも観光資源はあると思うんです。芋掘りや、それから、ワープステーションの周辺にはタケノコ狩りなどを企画すれば、そういうこともできると思うし、それから、その八郷の係長さんが、当市の産物の中に梅干しがあったんです。名前を上げれば文随さんという方の梅干し、これは、もうすばらしいと。で、お土産に買って行きました。だから、当市の中にも、そういうものがあるし、隠れた産物とかいうのは、市民の皆さん、たくさん知っていられちゃうと思うんです。例えば取手の有名な新六の奈良漬けのウリは、ほとんど伊奈地区の方から持っていっているのは、私は友人から聞いたことがございます。また、今、産物にはなっておりませんが、私は個人的に、同じウリですけれども、ハグラウリというのが大好きなんです。最近、入れ歯になっちゃいまして、入れ歯でもかめるハグラウリというのがいいんじゃないかというふうに思っていますけれども、やはりそういうものを商業化し、あるいは宣伝をして、つくばみらい市の産物にできるというふうに思います。

ぜひとも、答弁ですけれども、今、私が、いろいろたくたくた申し上げましたけれども、そのようなことをこれから観光開発をしていく気があるかどうか、その点を答弁でいただきたいと思います。ぜひともしてもらいたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） まず、先ほど私がアシックスの雇用関係で申し上げましたが、80人と季節労務者ということで申し上げたんですが、アシックスでは季節労務者を中心としてそのぐらいの雇用を考えているんだと、ということなんで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、今の質問につきましては、できるものについては積極的にやってまいります、担当部長の方から答えさせますが、芋掘りとか、そういうのは、既にここでもやっておるわけなんです、細かくは私も、この前も欠席したんで、どの範囲に人が集まったかはちょっと把握しておりませんが、担当部長の方から説明させます。

以上です。

○議長（今川英明君） 市民経済部長中川 修君。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） ご答弁申し上げます。

議員の質問の中で、農業関係のキャンペーンがどうなっているかというような内容のご質問もございました。当市では、コシヒカリのオーナー制度を初めといたしまして、黒大豆オーナー制度、サツマイモ掘り体験と、身近に農作業を体験していただきまして、農業の楽しさや大変さ、そういうことを市民の皆さん、さらに、県外地域の方々にも実感していただいているといったところでございます。

また、近年、自然を生かした体験活動や農作業などの農作業体験活動を通じまして、都市と農村が交流を図るグリーンツーリズムというものもございます。当市におきましても、筒戸にございます古民家松本邸を拠点にいたしまして、タケノコ掘り、そして、芋掘り体験、女性連絡協議会等もございます。そのようなさまざまなイベントを企画立案いたしまして、利用者の皆様にご利用をいただいているところでございます。こういうところで、これらのイベントを通じまして、当市のすばらしさを県内外に広く周知をしていけたらなというふうに考えてございます。

そして、また、八郷の観光課の職員の柿の売り方というようなお話もございました。それに関しましては、当市でも、議員からもございましたように、あぶにーる商品券をプレミアム率20%という高額な率で大変ご好評をいただいております。さらに、また、がんばる商店街事業も企画をいたしまして、市内商工業のPR、特産品を創出してございます。間宮林蔵最中、それから、太郎兵衛煎餅、やわら三万石、それから、あかねのうめ等、9品目でございます。

当市の職員も拱手傍観しているわけではございませんで、商工会、JAを含めまして、市内の農林商工業の育成、そして、活性化につきまして、この厳しい環境下においても、躍起になって取り組んでいるというようなことでございます。ご理解をよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長と部長の方から、今、部長からありましたが、私も、そういうふうには思っております。何もやっていないというのではなくて、それぞれには農業部門あるいは商業部門でやっていると思うんですが、もう一步、やはり観光として、もっと売り出すのには何か足りないんじゃないかというふうに思いました。私が質問をした中には、先ほど市長からありましたように、お不動様というのは一宗教法人ですから、そこへの働きかけなどは、当然、逆に民間の方でやるべきじゃないかというふうに思いますけれども、たまたま相撲の立浪部屋等は少し関連をしておりますので、我々も努力をして、そういうふうには持っていければいいなというふうに思います。この観光資源をもっともっと拡大して、やはり生かしていくべきじゃないかというふうに考えますので、市としても、なお一層努力をしていただくことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 次に、7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○7番（堤 實君） 7番堤でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、みらい平開発地の活性化についてという1件に絞って質問させていただきます。

先ほど来、特に市長から答弁いただきまして、いろいろと先ほどの議員の質問に若干重複する面があるかと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。それで、これまでも何度か、いろいろな議員から、私自身も、これに関連した質問はしておりますので、市長からではなくて、むしろ専門部署の担当部長の方からの答弁を主にお願ひしたいと思ひます。特に、この開発を主にされているのは茨城県でございますから、県の職員の副市長に大いに登壇していただきて、答弁いただきたいということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

何と申しまして、みらい平の活性化を進めるには、次の大きく分けまして五つの事柄を重点的に、そして、積極的に取り組む必要があるのではないかとということでございます。

まず、一つには、TXみらい平駅を快速停車駅にすべきという点でございます。これまで何度か質問しましたが、市の職員として、かなり努力されていることはわかります。しかし、TX側では、乗客が少ないということで、実現できなかったという経緯があるかと思ひます。逆に、私は、快速がとまれば乗客が相当増えるのではないかと。現に、みらい平近くに住まわれている人が、みらい平に行かないで、守谷まで行って守谷から乗っていると、そういうことも事例としてあるんです。ですから、やはりこれは乗客が少ないということは、その辺があると思ひます。それで、駐車場、その他も、あるいは守谷よりも、むしろ、あそこが快速がとまれば、かなり有効利用、皆さんが大いに利用できるんじゃないかと。あるいは、極端な話が、みどりの駅とか、あちらへ行かないでみらい平に集中するということも考えられるのではないかとということでございます。

そして、当時は、前回、私が質問したときには、たしかみらい平の乗降客といいますが、1日平均2,300人というような答弁をいただきましたが、その後、私、ちょっと調べていませんので、この辺は、今現在どうなっているのかということで、わかる範囲でお教へいただきたいというぐあいに思う次第です。そして、その後、どのような交渉をされているのか、どのように進めているのか。そして、今後の見通し、快速電車がとまれる可能性がどうかということ、この件について、まず、1点目として、後ほど答弁いただきたいということでお願ひしたいと思ひます。

二つ目ですけれども、櫛戸台線の早期完成ということで、二つ目として出しています。

これまで、課長の方からの説明では、今年度に測量を完成しまして、平成22年度には地権者からの土地の買収に入るという説明を受けました。情報によると、調査した結果、地盤の非常に悪いところが出てきてしまったと、工事が延期されるのではないかとという心配する向きもあるわけです。市民としては、早期の開通を願っているわけで、何と申しまして、この開発が、この地の発展につながると。いわば、この道路の開通がキーを握っていると言っても過言ではないと、このように思っている次第でございます。したがって、この工程などについて具体的な説明をいただきたいということが、二つ目でございます。

3番目には、これも何度か質問させてもらっていますが、小中学校の建設予定の発表。というのは、これは、難しい問題があります。しかしながら、この丘陵部開発地の活性化のためには、やはり学校の建設予定というものがなければ人は集まりません。正直なところ私が思うには、きょうは小絹中の皆さんが傍聴で来られておりますけれども、やはり学校がなければ、というのは、小絹は非常に人気あります。私のところにも、何かと相談に来ている人もおりますけれども、市外の方からも、ちょっと話が来まして、恐らくパンク

状態だから無理だろうと、入れないだろうという説明もしましたが、やはり小絹は何といってもつくばみらい市の首都ですから、これは当然かと思います。PRしなくても集まってきます。というのは、一つに、やはりあした立派な学校がきちんとしていると、いいポジションにあるということが一つは大きいんじゃないかと思うんです。そういうことで、やっぱり次は小絹ではなくて、やっぱり駅の近くというのはどうしても発展しなければいけません。みらい平駅地区というか開発地区、ここを市としては何としても早期に発展させなければ大変なことになると思います。この開発は失敗したということになるのではないかというぐあいに思うわけでございます。

特に若い人たちは、自分の子供はかわいいですから、とんでもないところへ通学するんじゃない、もうやめたと言う人が、私は多々聞いております。したがって、これは非常に統廃合の問題がありますから、かなり難しいと思います。簡単ではないと思いますが、しかしながら、積極的にすすめるければならない。教育長も何かと大変ですけども、建設となると教育長の範疇ではない面もあるかも知れませんが、しかし、確かに一朝一夕というわけにはいきません。これは難しい問題ですけども、ひとつ、この問題については、真剣に取り組んでいただきたい。これまで多々、研究や、あるいは検討を重ねてこられたと思いますが、このままでは都会の人は来ませんので、ぜひとも小中学校の建設予定があるかないか、あるいは、これが重要ポイントなんです。さらに一步進んだ、一步踏み込んだ教育長の見解を後ほどいただきたいということが、三つ目でございます。

四つ目は、みらい平駅周辺の商業地域化によるにぎわいが必要ということは、これは当然のことなんです。この件についても、私は、ちょうど1年か1年半だったか、ちょっと忘れましたが、質問させてもらいました。

ご承知のとおり、現在は近隣商業地域になっております。どうしたら、この駅周辺がにぎわいで、しかも活気づいた状況になるかと、市民も私も非常に心配しているわけです。近商では、ご承知のとおり建物の制限や、あるいは業種によっては多くの制限があるということは、私も質問をしましたし、答弁もいただきました。しかし、先ほど海老原議員の方からも説明ありましたが、企業進出、企業といってもピンキリですけども、小さいのから本当の商店ということもあります。この出店がかなり難しい。現に、確かに大きなスーパーは二つありますけれども、ほかはないに等しいという状況下です。今のままだと、この開発は失敗じゃないかと言う人さえ、もう出てきているんです。心配されているんです。

前回の質問では、たしか、前向きに検討したいという答弁をいただいたと思いますが、その後、どのように検討結果が出ているのか。中には、風俗営業などを心配する向きもあります。これは私から言わせれば論外です。認識不足も甚だしい。結局、県内のエクスプレスの駅については、ご承知のように本来ならつくば市のみどりの、あるいは万博記念公園駅、これなどは、みらい平と同じに近商だったんです。つくば市の市長の鶴の一声で即、もう、すぐ決定しました。これは市長の権限だそうです。私は、これちょっと調べましたが、そんなことで、やはりこの不況のさなかで、この時期こそ商業地域に変更させていただくということを、後ほど、まとめて担当者の方の見解をお伺いしたいと。よろしくお願いします。

最後に、五つ目は、住宅地の販売状況、これは、市有地、県有地も含めてですが。そして、住民の増加予想、これは非常に抽象的で難しい問題がありますが、特に県有地につい

ては、業務施設の予定、先ほどの答弁も、質問もされましたけれども、その後、もう少し突っ込んだ話が、あるいは具体的になっていないにしても、こういう話があるよということでも結構ですけれども、答弁いただきたい。そして、この開発地には現在どの程度の世帯数といえますか、人数が住み着いているのか。どの程度増えたのかということをお自身つかみたいわけですから、この開発の当初の予定では、ここだけで1万6,000人を予定されているわけです。それで、これが何%ぐらい、現在になっているのかということを知りたいというぐあいに思います。

非常に難問で恐縮です。要するに住宅地が売れないということで、今、非常に地権者は泣いているんです。これは、住宅地が売れなければ、あるいは借りてくれなければ、人口は増えません。経済状況というものは、かなり厳しいものがあります。ご承知のとおり円高ドル安、株安と、こういったリーマンショックから、さらに、今後、ドバイショックまで懸念されている状況でございます。何といたっても、このデフレ克服が今後の大きな課題ではないかということでございます。このような悪条件の中で県開発のこの事業、県職員である副市長の答弁を後ほど、ちょうだいしたいというぐあいに思います。

以上、みらい平開発地の活性化について質問しましたが、各専門部署担当部長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの堤議員の質問にお答えいたします。私の方からは、都市建設部門のお答えをしたいというように考えてございます。

まず初めに、TXみらい平駅の快速停車についてのご質問でございます。

TX、つくばエクスプレスにつきましては、開業から当市では増便の要望をしてございます。おかげさまで、当初よりも停車数が増えているというふうに考えてございます。今回ご質問されましたみらい平駅の快速の停車でございますけれども、つくばエクスプレス利用者の利便性が向上するだけではなくて、伊奈・谷和原丘陵部への定住化の促進、市全体の付加価値が上がるというようなことで、当市としても考えてございます。

そういうことから、今年の7月に、当市を含む守谷市、つくば市、3市におきまして、茨城県知事に対しまして協力を要望してございます。また、8月には、この3市におきまして、鉄道会社、首都圏新都市鉄道株式会社に対しまして、快速停車の要望をしたところでございます。今後とも、みらい平駅の快速停車の早期実現に向けて要望活動をしてまいりたいというふうに考えてございます。

そして、先ほど質問ありましたみらい平駅の乗降客でございますけれども、現在、1日当たり2,800人の方が乗り降りをさせていただいております。これは、開業当時に比べまして約3倍の数字でございます。

続きまして、2番目の櫛戸台線の早期完成についてのご質問でございますけれども、この事業でございますが、平成18年度から着手してございまして、平成27年度末の完成を目指して現在推進しているところでございます。平成20年度末現在の状況でございますけれども、詳細設計、そして、用地測量が完了してございます。本年度は、用地の鑑定、そして、補償の調査をしているところでございます。

なお、本年度から、地盤が大分悪いところにつきましては、一部用地の買収に入りたいというふうに考えてございます。本格的には、来年度から用地買収を進めていきたいとい

うふうに思っております。議員がご承知のように、当路線につきましては、3.9キロメートルという大変長い距離でございます。用地買収と工事を並行に進めながら計画年度内の完成を目指していきたいというふうに考えてございます。

そして、4番目の質問に移ります。駅周辺の商業地域化によるにぎわいをというふうなことでの質問でございます。

みらい平地区につきましては、つくばみらい市の新しい顔となる魅力あるまちづくりを目指しておりまして、用途地域の設定につきましては、合併前に、平成15年度のこととございますけれども、茨城県と旧伊奈町、旧谷和原村が協議を重ねた末に、平成16年8月26日に正式に用途決定をしております。田園都市にふさわしいまちづくりに向けて、健全な市街地をはぐくんでいくことや、地区周辺への影響を考慮いたしまして、近隣商業地域としたものでございます。

なお、エクスプレス沿線で、どういうところがこういう地域であるのかというふうに調べましたところ、柏では柏たなか駅、流山では流山セントラルパーク駅についても、近隣商業地域というふうな設定でございます。

商業地域との違いについては、先ほどおっしゃいました特定の建築物が規制されるというものでございまして、近隣商業地域であっても駅前のにぎわいにも十分対応できるのかなと考えております。現在のところ、都市計画区域の変更については、当市では考えてございません。

ただにぎわいは大事でございますが、今、茨城県と都市再生機構で企業立地懇話会というものをつくってございます。先ほどの海老原議員の質問にもあったように、とりせんさんとか、そういう企業が、この懇話会によって誘致をしているところでございます。当市といたしましても、にぎわいあるまちづくりにつきましては、こういう制度を県に推進していただいて、にぎわいをつくってきたいというふうに考えてございます。

そして、五つ目の質問でございますが、住宅地販売状況、県有地、住民の増加の予想というようなことでの質問でございますが、県有地の販売状況でございますけれども、保留地を含めた面積74ヘクタールのうち、平成20年度末の処分面積については、19ヘクタールの25%でございます。25%が処分率となっております。

みらい平地区の人口の予想というふうなことでの質問でございますけれども、現在の市の考え方では、なかなか予想が不可能だというふうに考えております。ただ先ほど申し上げましたように、TXの増便とか、快速の停車も含めて、やっぱりそういうものを推進していきながら、魅力あるまちづくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

また、現在、みらい平に何人の方がお住まいになっているかというふうなご質問でございますが、当初は、昔から500人の方が住んでいますけれども、現在、4,300人の方がお住まいになっております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 次に、教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） 堤議員の質問の中の3点目の中に、小学校、中学校の建設予定についてという質問がありましたので、お答えしたいと思います。

みらい平地区への小学校、中学校の建設予定ですけれども、これについては、平成20年の4月に県の方で公立小中学校の適正規模に関する指針というのが出されました。それを

受けて、いろいろな市町村で適正規模についての学校の統廃合等についての審議会を設定をして、話し合いを進めておりますけれども、本市としても、義務教育施設の適正配置審議会を今年度設置しました。その中で、義務教育施設の適正配置に関して必要な調査や審議を行っております。まだ会議は1回しか開いておりませんが、委員の皆さんに、なぜ適正規模がいいのか、それによって適正配置をどうすべきなのか、そういうことを十分に理解をしていただいて、話を進めていかなければならないわけです。ですから、学校の建設、あるいは学校の統廃合の問題等も、当然、話し合いの中では出てくるわけです。また、既存の学校の老朽化等も話題になってくるわけですが、そういうのを総合的に把握をしながら、財政部局とも協議をして年次計画を策定していく予定です。まだ審議の途中でありますので、年次計画については、今のところは未定であります。

以上です。

○議長（今川英明君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

○副市長（小林弘文君） ご答弁する前に、堤議員に1点だけご理解いただきたいと思っておりますけれども、県職員というお話がございましたけれども、ご案内のとおり派遣元は県庁ですけれども、現在、県を退職して、この立場にございますので、今は県職員じゃございませんので……。

○7番（堤 實君） 退職ではないですね。

○副市長（小林弘文君） いや、退職して。派遣法上、退職してきておりますので、県職員じゃありませんので、その点は、ご理解いただきたいというふうに思います。

堤議員のご質問は……。

○7番（堤 實君） 戻れるんでしょう。

○副市長（小林弘文君） それは、また別問題で。

堤議員の質問は、民有地の処分がなかなか難しいんじゃないかと、県の方ではどうするんだというご質問かと思えます。これについては、先ほど都市建設部長からご答弁させていただきましたように、企業立地懇話会というものを設置しまして、地権者の方と企業の方を結ぶような動きをしているところでございます。

一方、みらい平開発地域、大きく分けますと常磐道で東側と西側と大きく分かれるかと思えます。東側については、ご案内のとおり商業施設とか、医療機関とか、立浪部屋とかというお話ございましたけれども、今年度、駅前に交番も建設予定ということで、次第にまちの姿としてでき上がりつつあるのかなというふうに思っているところでございます。

一方、西側のエリアにつきましては、現在、県の方では、都市軸道路の西側約90ヘクタールの整備を進めておりますけれども、この地区の早期のまちづくりを促進するため、本年5月に事業計画変更を行ったところでございます。

具体的に申し上げますと、計画住宅区は、民間事業者を活用した整備、販売による早期の居住を促進して、優良住宅というイメージを広くPRすることによりまして、まちづくりの先導的役割を果たしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、都市軸道路の沿道につきましては、計画建設用地を配置しまして、立地条件を活かした商業、業務系の施設を誘致して、西側エリアの中心のにぎわいを創出しようというふうに考えてございます。

いずれにしても、県と市、連携をとりながら、みらい平開発区の一層のまちづくり

に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 小林副市長、先ほどは、どうも失礼いたしました。どうも、私、認識不足で。要するに県の出向ではなくて、もう完全に、こちらに来ている間というのは。普通、企業関係ですと、そうじゃないんです。あくまでも出向ということなんですけれども、そうじゃないんですね。大変失礼しました。

いずれにしても、県に精通されている副市長には、この開発に大いに尽力していただきたいということを添えたいと思います。

先ほどの、まず、快速電車の件ですけれども、確かに動いていることは、ひしひしと、こちらにも伝わっては来ておりましたが、やっぱりこういうものというのは、実現できなければゼロなんです。したがって、これは、つけ加えますと今年の3月3日、県庁に我々出向きまして、橋本知事を表敬訪問しまして懇談した結果、知事は、このみらい平駅について、非常に関心を持たれて理解もされておりました。知事の方から、実は、みらい平駅は急行にしなければいけないねという話が出ました。要するに、急行ということは快速電車のことを意味しているわけですが、県の開発だけに、つくばみらい市としての駅だけに、守谷とか、つくばとは、ちょっと差がありますので、そういうことで、注目されていたのかなと私自身は理解しておりました。

したがって、その快速停車駅の重要性といいますか、そういった面では、かなり強調もしてしましたし、関心を持たれているということで、我々としても、つくばみらい市だけが快速がとまらないというのは市としての権威の問題があります。隣の駅がとまるから、ここはいいんだではないんです。正直なところ必要に応じて、新幹線でも、東京出て、今は、もう品川にとまる時代、あるいは日立市でも、常陸多賀もとまるし日立市もとまると、隣であってもとまるんです。これは、要求の仕方だと思います。

ですから、努力していることはわかるんですが、そういうことであれば、今後は我々、私、今、経済委員会なんですけど、も含めて、ここの職員と、あるいは県の実際の工事を請け負っている皆さんと、いわゆる県の職員と一緒に陳情するとか、お願いにいくということも当然必要になってくると思います。ただ言ったからいいというんじゃないで、やっぱり大いに我々を利用してほしいというのが、我々も、その中に入りたいと、入って、どうしても実現してほしいと。実は、そういう切実な思いなんです。したがって、全員野球ではありませんが、積極的にTXの方と交渉すべきではないかということで、この辺についても、後ほど改めて、この私のお願いについて、どういう答弁されるか、ひとつ期待しています。

それから、楢戸台線について、先ほど説明受けました。

これは、27年度末ということの説明がありました。ちょっと長いんですね。今は21年ですか。あと7年、6年以上です。予算の関係もあるでしょうから、今、国も県も、そして、この市も、かなりの借金を抱えている中で、今、非常に景気が悪くて税収が少ないんです。したがって、とにかくやれることから進めていかなければ、だんだん厳しくなるんじゃないかなと。私が心配することじゃないですけども、そういうことで、ひとつ予定よりも少しでも早くならないかということで、この件について、再度答弁いただきたいかなというぐあいに思います。

それから、先ほど教育長の方から説明ありました学校建設について。

これについて、確かに学校の新設については、専門的な言葉ですけれども、義務教育施設適正配置審議会というこの中で、教育施設を一体的にとらえ話し合っただけで検討委員会で審議するものであるという難しい言葉があるわけなんです。ちょっと取手市長なんかの話も、ちょっと聞いたんですが、かなり苦慮されていると。あと、つくば市の方も、非常に、この前も出ましたけれども、ちょっと、一、二分、読ませていただきます。

つくば市、51校もの市立小中学校を抱えるつくば市。筑波研究学園建設に伴い1987年に合併したが、急速な少子高齢化とつくばエクスプレス開業に伴う急速な沿線開発などで、小規模校化と大規模校化ということで、二極化現象が複雑な状態を生み出しているということで、さらに、校舎の耐久化にも早急に取り組まざるを得ないと。学校の多くが、なかなか手が回らないという現状。そして、今年に入り、小中学校の統廃合を進める適正配置計画を明らかにしていきたいと。そんな中で、つくば市が頭を抱えるのは、筑波山周辺などで児童数が激減している一方で、T X沿線では教室が不足するほど児童数が膨れ上がり続けるという著しい二極化だと。小規模校への対応と教室の増築を同時に進めなければならない。こういったジレンマがあるということで、非常に、この市だけではなくて、エクスプレス開通の沿線では、ある面ではうれしい悲鳴もあります。しかし、こういった施設の悩みというものはついて回るということではないでしょうか。

正直なところ、この活性化のためには、やはり先ほどもちょっと申しましたけれども、学校がないと、これはやっぱりこの辺の周りの人というのは、ほとんどあそこに来ませんから、やっぱり大都会、首都東京から、こちらに来ていただくということです。繰り返し申しますけれども、正直なところ、この県南地区といいますか、この地区については、東京は日本橋が中心です。ところが、東京の西部といいますか、北西部といいますか、あちらの方から比べても、東京よりも東京に近いということで、特に、この我々の住んでいるところは、要するに茨城都民なんて生意気な言葉が出てくるぐらい、非常に、昼間は東京で住んでいると。住んでいることではないですが、仕事していて、それで、夜、こちらに、環境のいいところに住むということなんだろうけれども、要するにそういった非常に利便性の高い、しかも、ここはおおむね40キロメートルですから、東京の端っこよりも半分なんです。

ですから、ここをさらに積極的に進めれば、東京のベッドタウンとして大いに来ていただけるのでは。問題は、私は、しつこいようですが、学校がネックじゃないかなと思うんです。ですから、そう簡単にはできないということをわかっていても、言わざるを得ないと、こういうことを大いに耳にするんです。したがって、もう一度答弁してくれと言うのも、非常に心苦しいんですが、何とかありませんか、教育長、ひとつ。個人的な見解でも結構ですから、ひとつ後ほど、また答弁を願います。

次に、商業地域化の件。

先ほど部長の方から答弁いただきましたが、いわば、何度も申しますが、商業化になっていないのはここだけなんです。市としてのプライドがないんですか。私は、ちょっと我慢できませんね、こういうやり方は。そうじゃないですか、おかしいでしょう。私は、どこまでも納得しません。この場所は、国際都市つくば市、それから、日本一住みやすい守谷市に挟まれたところなんです。私は、やり方によっては最高、一番いい場所じゃないかなと思います。

ですから、まず、にぎわい。住宅地と商業地域としっかり分けて、これを否定するならば、守谷市を否定しますか、つくば市を否定しますか。部長、どう思いますか。おかしいですよ、そういう考えは。もっとそういう小規模から、それは大企業はあそこには来ませんわね。小さい店に大いに来ていただいて、やりやすい、仕事も進出しやすい、あるいは、その仕事のやりやすい、あまり束縛しないで。だって、現実には、もう数年たっていますが、つくば市、守谷市で、こういうものを否定できませんよ。どうですかね。これは、市長、後ほど、これは市長の権限ですから、ひとつ市長、後ほど答弁いただきたいです。

それから、住宅地の件、これは先ほどの答弁のようですと、正直なところ、使用開始といえますか、収益開始といえますか、仮換地されたところには、即、固定資産税がかかる。これは総務部長の方から、前回だったか、説明をいただきました。

正直なところ、総務部長、これ、今、例えば既に仮換地されているほぼ完成しているところ、ここは例えばそれだけの税金を取っていくには、当然、環境整備が必要なんです。防犯灯はきちんとついているか、公園管理はできているか、そういったものを総合的に完成しなければ、これは家建てられるから、土をきれいに平らにしているからいいというものじゃないと私は思うんです。そういうことで、地権者の多くは、要するに利用したくても、土地を買ってくれない、借りてくれない。売りたいんだけど、買う人がいない。これ、現実なんです。固定資産税だけ取られるんです。ですから、この開発したところを例えば今ほぼでき上がっているところが、2期工事が何年たったら処分できるのか。その間は払い続けるんです。地権者は悩んでいます。総務部長、この辺について、再度答弁いただきたいというぐあいに思います。

しょっぱい話ばかりなんですけれども、実は先日、1週間前に、全協の方で、つくばみらい市都市計画マスタープランという説明をいただきました。20年計画ではございますが、大変立派なもので、ただただ感心するのみでございます。完成するころは、私は生きていませんが、ひとつ、これを市民にオープンにされて、大いにPRされたらいいんじゃないでしょうか。そのことが、やがては若者が、この地に住むということになれば、大いにプラスになるんじゃないかなということを思う次第でございます。そのためには、やっぱりこういった当面する問題について、まず一步踏み込んで、みらい平開発地を成功裏に進めるということが第一条件ではないかと思えます。

以上について、再度答弁いただきたいと思えます。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、つくばエクスプレスの快速のみらい平駅停車の質問でございますが、私どもの方では、先ほども申し上げましたように当市1市では、なかなか要望する力がやっぱり限られますので、TXの快速の停車につきましては、守谷市、つくば市と一体になって力を合わせて要望しているところでございます。先ほど堤議員からご提案いただきました議員の皆様方もご要望いただけるということであれば、ますます力強い気持ちでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、二つ目の質問でございまして、東櫛戸台線の早期開通ということでございます。

こちらについては、先ほども申し上げましたように、3.9キロメートル、地権者も200人に近い地権者がいます。その中で用地買収を行っていくわけですが、その中には地盤の悪

いところもございますし、また、このエリアについては、埋蔵文化財の包蔵地域でもございます。そういうところから、当市では今年度、用地買収前に地権者の皆さんにお願いしながら、埋蔵文化財の包蔵地域の調査をさせていただいているところでございます。

これから、用地買収、工事に入るわけですが、またまた地盤が大変悪うございますので、地盤の改良をまず先に行いながら、まず悪いところを先に工事を行っていくと。台地については、ちょっとおくらせて、開通時期はなるべく同じ時期に考えていきたいと思っております。

そして、4番目の商業地域でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在、当市の方では、用途の変更は考えてございません。

5番目もあわせて、お答えいたしますけれども、やっぱり当市では、現在、みらい平にたくさんの方がお住まいになるようなことを考えなくてはいけないのかなというように考えております。そして、当市では、県と一体になりまして、いろいろなパンフレットをつくりまして情報発信をしているところでございます。

また、昨年度につきましては、先ほども税金のことがお話がありましたけれども、地権者の皆様方にアンケートをお願いいたしました。そして、アンケートの結果から、皆様方、どういことを市に期待しているのかというふうなことをお聞きしたところ、まず、住宅。三つ上げますと、税金に対して、やっぱり堤議員のおっしゃるとおりでございます。そして、住居建設、賃貸経営、そういうようなことの情報を知りたがっているということでございます。そして、どういうふうな提供方法があるのかというと、一番多いのは、パンフレットとか、そういうものをつくってほしいというふうなお話から、現在、今、そうしようという事務手続中なんです、土地活用に関する税のあらましというパンフレットをつくってございます。これを早々に地権者の皆様方に送付したいと思っております。

こちら、みらい平につきましては、地権者と県と市が一体になってまちづくりに努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 次に、教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの小中学校の建設予定についてということで、再度の質問ですけれども、今、義務教育施設の適正配置審議会を開いている途中で、まだ今年度1回だけで、もう1回、今年度、予定をしておりますので、1回目の会合では、なぜこういう問題が出てきたのかということを委員の皆さんに十分理解をしていただいて、これはどちらかというと、少子化で学校が、どんどん、どんどん小規模化している学校が増えていくというその辺から、小規模化することによって教育にどんなデメリットがあるのか、そういうことが指摘されているわけです。そういうことで出てきたわけですが、それらも踏まえながら話し合いをしていただいているわけですが、

今、議員から出たように、つくば市は二極化ということで、つくば市も、学校建設もしなくちゃならないし、あるいは統廃合もしなくちゃならないという、地域性によって非常に大変なことを抱えているということ。それから、取手市の方も出ましたけれども、取手市は、この審議会をして、審議会の中で既に公表をしました。ところが、公表したら、その後、いろいろな問題が出てきました。何年度に、ここの学校とここの学校は統合しますということを公表したわけですが、そうしたら、それはまずいという地域からいろいろなのが出てきたものですから、公表どおりには、今のところいかないうことを聞

いています。暗礁に乗り上げたという形のですけれども、当市では、できるだけ、そういうふうにはならないように進めたいなというふうに考えておりますので、慎重にせざるを得ないということで、公表は今のところ未定だという答えをしておくしかないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 次に、総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えを申し上げます。

過日の議会でもお答えしたかと思うんですけれども、まちづくりセンター、まちセンの方から、仮換地による供用開始通知というものが来まして、職員が、それぞれ突き合わせ等も行って、新たに固定資産税を賦課しているというようなことでございますので、ご理解のほどお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 商業地域の見直しというような要望的な質問でございますが、いわゆる近隣商業地域の指定で、先ほど海老原議員の質問にお答えいたしました、そのほかにつきましては商業地域となっておりますので、今、これについて見直しをするというような考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 時間も来ましたし、最後になりますけれども、これで対応できるのか、あまりにも前に進もうとしないといいますが、決して批判するわけではないんですけれども、やっぱりここも市となった以上、やっぱりよその方とも肩を並べるような、一緒にしなければ、私は、うそだと思うんです。いろいろと申し上げたいことは多々あるんですけれども、きょうはこれで終わりますが、最後になりましたけれども、最後に、市長にお伺いします。

まず、きのう新聞に出ましたけれども、当市の市長選は4月の18日に告示、それから、4月の25日に市長選ということを発表されました。飯島市長は、これまで合併後の非常に難しいかじ取りだと思えます。難なく取り組んで来られました。これは評価に値するんじゃないかなと、私は思っています。したがって、むしろ、来期以降が心配されている向きもあります。したがって、再選について意欲のほどはいかがかなと、ご意見をいただきまして私の質問を終わります。ただつけ加えますと、待望論もありますので、ひとつご答弁をお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほども申し上げましたが、今、市を取り巻く経済状況というのは、市の財政もそうでございますが大変な時を迎えておりますし、さらに、インフルエンザの問題等、課題山積しております。私は、現在の立場で、この問題をどう解決していくかと。これが、まず私に課せられた処遇であると、こう考えております。ですから、これの解決に向って全力投球していくという以外に、今のところ考えはございません。

以上でございます。

○ 7 番（堤 實君） どうもありがとうございました。

○ 議長（今川英明君） ここで暫時休憩とします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○ 議長（今川英明君） 会議に入る前に申し上げます。

当市議会では、小中学校の児童生徒を対象に、計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市の教育委員会並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日は、豊小学校、また、小絹中学校 2 年 3 組の生徒が傍聴されます。本会議中に、途中で入退室することがありますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

18 番川上文子君。

〔18 番 川上文子君 登壇〕

○ 18 番（川上文子君） 18 番の川上です。4 点通告してありますので、よろしくお願いいたします。

1 点目の事業仕分けと来年度予算について伺いたいと思います。

11 月の 27 日に、2010 年度の予算概算要求の圧縮を目的とする鳩山政権の事業仕分けが終了いたしました。税金のむだをなくすことを願う国民の大変大きな関心を集めました。果たして、期待にこたえるものになったのかということですが、象徴的なのは、思いやり予算の扱いです。聖域に切り込めるのかと注目をされましたけれども、結局、ミサイルや新型戦車など、主要な装置には手をつけずじまい、議論は、在日米軍基地従業員の給与が民間と比べてどうかという問題に絞ただけで、日米の地位協定上、日本が負担する必要があるという根本問題には触れず、予算削減も求めませんでした。

5 兆円の軍事費以外でも、約 320 億円の政党助成金だとか、議論になっています 600 億円の高速道路無料化予算、これらはむだの洗い出しの対象外に置かれました。事業仕分けは、国全体の 3,000 事業から抽出をした 447 項目について、民主党議員 9 人と民間有識者 56 人からなる仕分け人が、法改正も視野に、事業の改廃、見送りなどを決定しました。

予算削減と判定された事業の中には、国民にとってむだなものがないわけではありませんけれども、しかし、どさくさに紛れるように、効果が数字ではかりにくい文化、学術、スポーツの予算や、水道料金が高い地域への補助や、緊急消防援助隊への補助、公立学校の耐震化補助など、国民生活にかかわる大事な予算が縮減と判定をされています。大学の学長やノーベル賞受賞者だけでなく、若手研究者や医療従事者、そして、オーケストラ連盟など、文化芸術活動従事者からも、長期的視野が示されないまま目先のコスト削減論で議論されていることに、一斉に批判が起こっています。

仕分け人には、貧困と格差を広げた小泉構造改革を推進してきた人が何人も含まれ、健康保険を民営化すべきだとか、受益者負担の増加が必要、また、生活保護の生活扶助費を引き下げるべきだなどの発言も飛び出しました。やり方も時間を区切り大変乱暴なもので、国民生活を苦難に陥れた構造改革にノーを突きつけて政権交代を選択した国民の思いとは、結果は、かなり隔たった結果になったのではないかというふうに私は思います。

事業仕分けの結論が、すぐさま来年度予算に反映されるわけでは、もちろんありません。

主要閣僚が参加する行政刷新会議の親会議が協議をし決断するということですが、鳩山首相が、仕分けでやってくれたことを基本的に重く受けとめるというふうに述べていますように、この結論が来年度予算に大きく影響することは間違いのないと思います。そして、この仕分けの中で、かなり地方自治体にも大きな影響を与える、こういう中身が、たくさん含まれています。

この447項目について、県の方は、市の影響がどのようにあるのかということで調査を依頼して、もう既に回収が終わったというふうに聞いています。中身を見ますと、地方交付税の交付金の制度の見直しだとか、道路整備事業、河川改修事業、それから、市街地の再開発を含むまちづくり関連事業だとか、農道整備予算、生活保護費、農業改良資金の貸付金、シルバー人材センターの援助費、それから、延長保育事業だとか、保育所運営費など、大変いろいろな市の予算にもかかわるのではないかと思います、たくさん含まれています。県の調査の中で、つくばみらい市が447事業の事業仕分け結果として、来年度市予算に、どのぐらいの項目が影響与えると答えられたのか。影響額は、どの程度かというふうに見込まれたのか。その内容について、まず伺いたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

ただいま議員からお話がありました来年度予算のむだを洗い出すというふうな行政刷新会議、国が進めました事業、9日間で447の事業仕分けということでございますけれども、中でも、去る11月13日に行われました事業仕分けの中で、地方自治体としても最も注目すべき事業の一つでございます地方交付税交付金についても、このワーキンググループでの事業仕分けが行われまして、地方財政計画を客観的なものとすべきというような意見、政策誘導を行うべきではないとの意見が多数ありまして、これらの評決結果を踏まえた上で抜本的な制度見直しを行う必要があるというようなことをワーキンググループの結論としているということでございます。さらに、地方への財源配分につきましては、この政権交代により地方の財政計画と国の方針が全く不透明でございまして、今後の経済対策や、あるいは政権公約による税制改正等が、どのように今後実施されるのかによって大きく変動するというふうに思われますので、現時点では全く予想ができないというような状況でございます。

このようなことから、ただいまの地方交付税交付金一つをとりましても、当市に与える影響額というものを試算することは、現時点では非常に難しい状況でございますけれども、当市でも、恐らく地方交付税を初め、先ほど議員がおっしゃいました水道関係、あるいは農道関係、あるいは公立学校の関係、あるいは、いろいろな強い農業づくりですか、そういった問題、いろいろなところに及んでおります。約30項目近い項目が当市には影響が出てくるのかなというふうなことで、21年度の予算の中では、ちょっと詳しくは、歳出全般ですけれども、約36億円ぐらいの、歳出ではです。というような金額が影響があるということですので、これは歳出全部の話でございますけれども、そういった形での金額が、恐らく影響があるのかなと。学校関係、それから、地方交付税関係、それから、水道の関係、下水道の問題、道路関係、そういったものの影響額でございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○ 18番（川上文子君） 今の答弁で少しわからなかったので、30項目ぐらいの対象事業に影響を与えると。その事業の総額が36億円で、その36億円の中に何らかの影響を与えるという答弁だったのか。

それから、縮減とか廃止、縮減も半分にするだとか10%削れたとか、いろいろあるわけですが、具体的に、この仕分け作業の結果として、来年度、市がやろうと思った事業ができなくなるというような事態にも関連するようなものがあるのか、ないのか、そこら辺も、再度ちょっと中身を教えてください。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

今回の事業仕分けの中で平成21年度に關した市の事業ということですが、廃止になるというのが3件かなと。それから、縮減につきましては、30%以上になるのが3件、それから、30%未満については4件、それから、その縮減の幅が明示されていないのが2件、それから、自治体に移管されるというのがございますけれども、これが4件ですか。それから、見直しというのが6件というふうなことで、私さっき30件弱と言いましたけれども、約22ぐらいかなというふうに訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○ 18番（川上文子君） そうですか。大変な大きな影響を与えるという可能性が、このままいくと。いずれにしても、しっかり調査をして、与える影響を正確に把握することが必要だというふうに思うんです。藤井財務相も行政刷新会議の報告を受けて、来年度の編成作業についても、各省庁の中側でやりとりするんじゃないと、表側にどんどん出してやりとりをさせて、ホームページでも公開するんだというふうに言っているわけですが、こういう自治体の実態に照らして、今回の仕分けが本当に合理性があるのかどうかという点について、いろいろノーベル賞の受賞者等も声を上げていますけれども、私は、自治体が声を上げる必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

見直しをするとやっている項目についても、具体的にどう見直すのか、それから、地方交付税についても、これから制度設計をしていくというわけですが、少なくとも、どういう財政状況にある自治体でも、最低限のきちとした市民の生活を守る財源を確保するというのが地方交付税の制度の基本ですから、このナショナルミニマムをしっかり担保させる。そういう制度に制度設計をさせていくという点で、やっぱり自治体がきちっと声を上げていかなければならないというふうに思っています。その点で、市長も含めて、この事業仕分けに対して、国や県に対してどう働きかけていくのかということをひとつ聞きたい。

それから、じゃあ、具体的に、そういう流れの中で、もう来年度予算というのは、普通でいうと、もう12月ですから、作成作業をして、かなり詰めていく段階にあるわけですが、来年度の予算をどう具体的につくっていくのか。私自身は、仕分け作業というのは、もともとという構想日本が行革を進める手法として提唱したものです。構想日本の代表が今度の仕分け人の事務局の責任者でもあるわけで、各地でも、この間、もう既に自治体でも、仕分け作業という名で市民の暮らしが次々と削られるという事態が起こってしまっていて、私は、効率一辺倒の行革手法で、このような事態を自治体に持ち込んでだめ

だというふうに私は思っています。

そこはしっかり言っておきたいと思うんですけれども、来年度の予算は、ちょうど市長選挙の年だということもあって、この仕分けの国の流れの中、さっき言われたように大変大きな影響を与えるいろいろな項目がある中で、どんな手順で、この予算をやっていくのかと、編成していくのかということについて具体的に聞きたい。これ、再々質問なんで、もうこれで質問できないんですが、あわせて、さっき言われた廃止等のところで、具体的に明示できるものがあったら、表側で報告できる場所があったら、あわせて答弁をしていただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

最初の1点目の話ですけれども、昨日の市長の提案理由の中にもございましたけれども、非常に、そういった来年度の予算編成等に向けて、今後は、全国市長会あるいは全国市議会議長会など、地方6団体と連携を図りながら地域主権の確立に向けて全力で取り組んでいくというのが、市長の昨日の提案理由の話の中にあった一節だというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、来年度の予算編成云々というふうな話でございましたけれども、来年度の予算編成につきましては、ただいま議員お話がありましたように、来年5月13日までが現市長の任期ということでございますので、改選期でございます。当初予算につきましては、行政運営の基本的経費を中心といたしたいわゆる骨格予算ということで考えてございます。原則といたしましては、新規事業とか、それから、政策的な経費は計上いたしません。その他の経費等について、通常の継続的な経費ですね。そういったものについては、年間分を計上させていただくということでございます。当初予算に組み入れなかった新規事業、それから、政策的な経費等の予算につきましては、市長の改選後の議会におきまして補正予算というようなことでお願いをしたいというふうに考えております。現在12月の1日から、実は、来年度の平成22年度の各課の予算のヒアリングを現在実施しているところでございます。

そういったことで、行政刷新会議での事業仕分けにおいての事業の廃止、それから、2010年度の予算の計上見送り、予算の縮減などの状況等につきましては、関係各課を通じて、国あるいは県の情報等を的確に、あるいは早急に把握いたしまして新年度の予算に反映するというようなことで努めていきたいと。

それから、廃止のやつですけれども、当然、今の中では農道の整備です。それから、学校のICTの活用の推進事業、それから、理科支援等の配置事業というのが、これが、たしか廃止というような形で今のところではあるのかなというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 再々質問までなのでやめますけれども、市長、今期の最後の仕事として、やっぱり自治権を守る上でも、自治体の実態に合わせて、この仕分け作業の結果を受けて、やっぱり自治体として、ぜひ声を上げてほしいと思います。さっきの廃止3項目含めて、いろいろな痛みが出てくる。そこをやっぱりぜひ防ぐ役割を果たしていただきたいというふうに思います。要望しておきます。

2点目の質問に移ります。

すこやか福祉館の食堂利用について伺いたいと思います。

前回の9月議会で、きらくやまの施設、1億円かけて管理している施設で、いろいろな職員の方々の努力が行われてきたんですけれども、もっと多くの市民が利用できる施設にする必要があるんじゃないかと。その一つとして、食堂の活用ということで要望をしました。食堂を閉鎖してから、もう大分たつわけで、私は、すこやか福祉館という施設のあり方からも、福祉事業として障害者や高齢者の方々の働く場としての食堂ということで、新たな形で事業を行うことができないだろうかということでも要望をしました。一定、この間、検討が進められているようなので、その後の検討状況について担当部長の方から伺いたいと思います。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） すこやか福祉館の食堂施設利用についてというご質問ですが、この厨房、食堂施設の利用につきましては、旧伊奈町のときに市内の業者が2社ほど入っておりましてけれども、撤退したというようなことがありました。こういったことを考慮いたしまして、これまでのような食堂として活用するのはどうかと。何か有効に活用できる方法がないか、今は研究しているところでございます。

現在、きらくやまふれあいの丘の管理業務及びひまわり園、さくら園といった地域活動支援センターというんですが、その業務を委託している市の社会福祉協議会に協力を得て、有効利用について検討しております。具体的には、コーヒーとか、それから、軽食です。紅茶といった喫茶のような事業はどうかというような案が出ております。これにつきましても、これまでの食事を提供する場という形態に近いので、どれだけのお客様に来てもらって、事業として成り立つのかどうかというようなことがあると思います。また、この地域活動支援センターの社会適応訓練や就労訓練等の事業としてできないかということで、これも、どの程度の経費がかかるかなど、今、調査をしているところでございます。

今後、何をするかによって厨房施設の修理、そのままでは、今のままでは使えないわけです。ですから、そういう内容によっては、その修理もしなければなりませんので、そういった費用等が生じてまいります。なるべく経費をかけないで有効活用できないかという方法がないか、さらに今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 藤代と、それから、龍ヶ崎、伺って話を聞いてきたんですが、藤代の図書館のところにフローラという喫茶室がありまして、これは2003年からですから、もう6年間ずっと運営をしまして、光熱費は市が負担をするという形で。ここで特徴的というのは、賛助会員が70名いらっちゃって、これが大変大きな役割を果たしている。それから、親も含めた有償のボランティアが、1時間200円から500円という賃金で終日手伝いをしているということ。それから、障害者の本人も働いているわけなんですけれども、日給は1日大変少額で500円という形で。でも、6年間続いてやっています。光熱費等の市の援助が大きな役割を果たしていて、赤字にはならず運営している。そんなにお客さんは、図書館の、ちょっと場所として離れたところにあるので、それほど多くはないようなんですけれども、赤字にならないでやっているという話でした。

それから、龍ヶ崎の社会福祉協議会は、これ、社会福祉協議会が主体で福祉の店、これは森林公園で。ここは身体障害者の働く場として、2名が常時参加をして働いている。それから、たつのこアリーナというところの売店、これも、土日祝日やっているんですが、2名の障害者が常駐して。ここは、すごく頑張っているなと思うのは、この障害者の方の賃金が1時間500円なんです。やっぱり自立できるための働く場として私たちは考えているので、500円という設定をしていますというふうに社会福祉協議会の係長さんが言ってらっしゃいました。あと、パン屋さんをやっていて、それは宅配のパン屋さんなんですけれども、40数軒のお宅に配っていくと。これも障害者が、ひまわり園の通園生が参加している。これも1時間500円という形でやっているんです。

この2カ所、2自治体を見てきたんですが、私は、やっぱりきらくやまの場所の、あの状況もありますから、今、最小限の経費でというふうにおっしゃいましたけれども、一定の財政的な措置は、やっぱりちゃんととっていく必要があると思いますし、社会福祉協議会ができれば責任を持って取り組む。それから、ボランティアだとか賛助会だとか、それから、高齢者なんかで在宅でいる市民の方々を、ボランティアとか賛助会という形も含めて結集して、恒常的なやっぱり支援をしていく仕組みをつくっていくというのが大事なところじゃないかなというふうに思います。

それと、これは、なかなか、これからのことですけれども、障害を持つ学齢期の子供を持つ保護者の方々、いろいろ、学齢期の子供ですから、私も、二、三、この間、個別に当たってみました。いろいろ、子育て真っ最中ですから、大変な状況もあるわけですが、大変エネルギーも多く持っている感じがします。市内の中にも幾つか、そういう方々の組織も自主的な組織として育っているようですから、そういう保護者の方々をつかんでいくことができれば、ここは大きな力になるんじゃないか。これは、藤代でも、若い人に、なかなか今つなげられない状態で、若い人が参加できる状態をつくれれば、本当にいいんだけれどもという話があったんですが、そこをつかむというのも、大きな力になるところだなというふうに思っています。ぜひ、そこら辺を含めて積極的に取り組んでいただきたい。

厨房施設については、前回も言いましたけれども、今の厨房施設を改修するというのは、大雑把に言っても、二、三百万円かかるという話ですから、私は、業務用の実情に合った厨房設備を入れて、そして、市が一定の光熱水費等の負担をしながら、障害者だとか、高齢者だとか、働きながら生き生きと市民と交流できるような場として、ぜひつくり上げてほしいなというふうに思うんですが、再度、部長の決意をお願いします。提案の中身も含めて。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） お答えします。

今、いろいろお話聞きまして、私の方も、龍ヶ崎の市役所の地下に、今、川上議員が言ったたつのこピクシーというところがやっている。

○18番（川上文子君） あれは民間。

○保健福祉部長（湯元茂男君） 民間のね。コーヒーと紅茶だけなんだけれども、それは見に行ったんです。実際のところは、一般の人はあまり来なかったです。お昼ごろ行ったんですけれども、何杯かは売っていたようですけれども、主に、市役所の職員が主なお客

さんかなと思います。ただ、いま議員さんからありましたように、いろいろな案があると思いますので、今、先ほど申しましたように、いろいろと検討している最中ですので、そういった意見も参考にしながら進めていきたいと思っています。

それから、厨房施設です。コーヒーぐらいだとすれば、あまり大きな改修というのが要らないと思うんです。だから、その事業内容によって、どう修理が必要なのかなということがありますので、だから、そういう経費を考えながら検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） さっき私が龍ヶ崎で言った福祉の店、森林公園と、それから、たつのこアリーナという総合体育館の売店と、それから、パン屋さんというのは、龍ヶ崎の社会福祉協議会が責任持ってやっている事業なんです。たつのこビクシーというのは、私も行きましたけれども、市の庁舎の地下のところ。あれは障害を持っているお子さんの保護者がやっているということで、父母が自主的にやっているということで、あそこは社協のかかわりはないということなんです。私は、やっぱり一定、社協等がかかわって、公がかかわりながら、援助もしながらやらなければ、やっぱり継続は難しいかなというふうに思いますので、そのところはしっかり押えた形で作成していただきたいということで、再度要望しておきます。

3点目の質問に移ります。

幼稚園と保育所の耐震診断と耐震補強工事について伺いたいと思います。

私たち、毎年、予算要求を共産党議員団で出しているんですが、幼稚園、保育所の木造施設について耐震診断がやられてこなかった。ぜひ診断をして、補強をする必要があるんじゃないかということで要望をしてきました。しかし、国の耐震診断基準が示されていないので、なかなかこれができないということで進んできませんでした。しかし、今年の10月に、文部科学省の文教施設企画部施設助成課長と中等教育局の幼児教育課長から、木造施設の耐震診断を行い耐震化の早期完了を目指すようにということで、木造学校施設の耐震診断にかかわる事実上の課題解決についてという通知が出されました。

この通知が後押しとなって、市の担当課の方でも検討が、この間、進められているようです。これは学校施設について言っているので、当然、市でいいますと、幼稚園の木造施設について検討を進めたということなんですが、さらに、この幼児施設ということで保育所の方も同様に、この通知も後押しになりながら、一定の検討が行われているようなので、どう耐震診断をしようとしているのか。耐震補強については、どうしようとしているのか。幼稚園、保育所、それぞれどんな検討の今段階にあるのか、答弁をお願いします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） それでは、ただいまの川上議員の質問にお答えしたいと思います。

幼稚園、それから、保育所等の耐震診断、耐震補強についてということでの質問で、木造の幼稚園や保育所施設の耐震診断、耐震補強をどのように進めていくかというようなことですけれども、幼稚園の施設において木造の施設は、わかくさ幼稚園の園舎2棟、これは昭和26年の建築、それから、昭和35年に建築されたもの、その2棟が該当しております。

市では、地震防災対策特別措置法によって、平成20年度の末、今年の3月に、教育施設

の耐震状況を公表しました。それらの中では、木造ですから入っておりませんでした。しかし、今、議員おっしゃられたように、大規模木造施設における耐震診断及びその補強方法の基準が、今度、示されたものですから、これを受けて、木造校舎等においても、木造住宅の耐震精密診断と補強方法をどのように進めたらいいかというマニュアルが示されておりますし、注意点が出されております。これらを活用しながら、耐震診断を実施することができるということになりましたので、このわかくさ幼稚園の耐震診断については、新年度で検討していきたいというふうに現在考えております。

なお、耐震補強については、耐震診断の結果が示された後、その結果を踏まえて、最も効果的な施工方法等を見出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 保育所の関係ですが、公立保育所の耐震診断につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律と、この法律においては、建物の階数、それから、面積、そういった条件からしますと、耐震診断の対象外の施設というふうになっております。

保育所は、ご案内のとおり平屋建てで2階ではございませんので、面積的にも少ないということで。しかし、大勢の児童をお預かりしているという保育施設であります。特に自力で避難することが難しい年少児童であります。そういったことを考えまして、保育士も多く勤務していますので、地震等の災害から守るため、耐震診断を実施し、その結果に応じて補強する必要があると思います。

また、各保育所は、災害時の市民の避難場所にも指定されております。

ということから、建築年度の古いものから計画的に進めるべく、新年度より検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 保健福祉部長も答えられたように、平屋で木造で、でも、今までの法律の中では耐震診断の対象にならなくてということで、これでいいのかなというふうに思っていたところに、新たな通知も出て、目安も出されてということで、耐震の診断、補強に向う形に進んだという点で大変よかったというふうに思います。

もう1回、保育所なんですけれども、伊奈にある一、二、三、四。四は56年建設ですから、3カ所ですか、実際に対象になるのは。計画的にというのは、どのぐらいの計画で、来年で耐震はすべてやってとかという形にならないものかどうなのか。具体的に、もう少し教えてください。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） ご答弁申し上げます。

市内の保育所は、旧伊奈の方が4カ所、それから、旧谷和原が2カ所ということで、合計6カ所です。これは、今言ったように具体的にということですが、全部一遍にということ、ちょっと難しいと思うんです。財政的なこともありますので、先ほども申しましたように古い順から逐次ということになると思います。

以上です。

- 議長（今川英明君） 具体的には、わからないんだ。古い順番、どこかわからない。
- 保健福祉部長（湯元茂男君） ちょっと待ってくださいね。

一番古いのは、谷和原の第二保育所が昭和53年ですが、ここは、今、幼保一体の形になりますので、一部ちょっと、これ除きまして、昭和45年、伊奈の第一保育所、山王新田にあります。これが39年経過しておりますので、順番的には、これが最初かなということです。

以上です。

- 18番（川上文子君） 順次、第二、第三は。
- 保健福祉部長（湯元茂男君） みんな言いますか。
- 18番（川上文子君） はい。
- 保健福祉部長（湯元茂男君） 第二保育所が昭和47年で37年経過、伊奈の第三保育所が昭和49年で35年経過、それから、第四保育所が一番新しいんですが、昭和56年、これは28年経過と。谷和原第一は昭和63年、一番新しいですか、21年経過と。それから、第二保育所は昭和53年、31年経過と。

以上です。

- 議長（今川英明君） 川上文子君。
- 18番（川上文子君） 新しい建設基準というのは、1981年だから、言えば急がなきゃならないのは、伊奈の第一、第二、第三ということですよ。耐震診断についていうと、大して予算かかるものではないので、順次とか言わないで、まず検査してというところで、来年度予算に期待をしたいと思います。

この質問は終わります。

最後の質問に移ります。

県西広域水道用水の供給事業料金見直しの要望書についてということで通告をいたしました。

この県西広域水道用水供給事業料金見直しの要望書というのは、これなんですけれども、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、境町という13市町が連名で県の企業局に要望を出しました。要望の内容は、県西地域の生活用水については、給水人口はわずかながら増加する傾向が見られる。一方、水道水の生活用原単位は、近年、減少傾向が見られると。全般的に有収水量の増加が見込まれない状況だと。さらに言えば、県西広域水道用水供給事業による受水費、市が買っている料金ですけれども、受水費は各市町の水道事業経営健全化にとって最も大きな支出負担となり、今後の水道事業経営を圧迫することが懸念される。そして、企業局の財務諸表等から試算をすると、県の企業局の収支は好転すると予想されるので、平成22年度以降の県の水道料金については値下げをしていただきたいという要望書を出したんです。

これは大変画期的な要望書で、この出したことについては、私は大変評価をしたいというふうに思います。この要望書は、今、読みましたように、平成22年度以降、来年度以降の県西用水の料金の引き下げを求めているわけで、来年度の市の水道会計予算の作成上からも、県企業局の対応を一日も早く求めたいというのが市の思いだろうと思うんです。県の企業局の対応はどうかと、まずお答えを願いたいと思います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの川上議員の質問にお答えいたします。

県西広域水道用水の供給事業の料金の見直しでございますけれども、今年の7月13日に、議員おっしゃるとおりに13の市と町で、茨城県知事、そして、企業局長の方に要望してございます。

その結果を企業局にお聞きしたところ、平成22年度以降の料金見直しの要望を受けて、現在検討しているというふうなお話がございます。水道料金につきましては、財政収支の状況を十分考えて決定しなければいけないために、現在、今後の収支の見込みについて検討を行っているところでありますので、もう少し待っていただきたいというようなことでございます。

そういうことでございますので、本市としては、県からよい回答がいただけるように、現在、期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 実は11月の20日に、日本共産党の県市関連の、県と市と町の議員10人で、県企業局に早急に回答するようというところで求めました、私たちも。答弁は、今部長が答えられたような中身でした。まとめ次第、説明すると、少なくとも引き下げの方向という感じで検討をしているという話でしたけれども、具体的な数値が出されませんでした。

この要望書が言っているように、県西広域水道というのは、初め、事業が大変だという話もありましたが、この間、毎年黒字になっているんです。財政状況は大変好転してまして、当年度の純利益で見ますと、平成17年度が5億1,500万円、平成18年度が6億6,700万円、平成19年度が8億6,000万円、平成20年度が7億2,000万円ということで、毎年5億から7億、8億という形で単年度黒字を出しているという経営状態なので、十分引き下げは可能だという財政状況。資産内容を見ましても大変健全に、今、好転しているという状況が見られますから、ぜひこれは引き下げをしてもらうことが必要だと思うんです。

県の水道料金の引き下げというのは、市の料金に大変大きな影響を与えます。平成20年度を見ても、受水費が、つくばみらい市の県の買い取り水量料金というのは3億7,300万円ということですから、水道事業費用の約43%、大半を占めるわけで、谷和原と伊奈の料金統一で2%平均、水道料金の引き下げがありましたが、市内歩くと大変引き下がったことで喜んでいるんです。県の水道料金下がれば、もっと大きく下げることができるわけで、本当に再度、県の企業局の今検討している料金の引き下げ幅、ぜひ思い切って引き下げろということで要望してほしいというふうに思います。

それから、もう一つ抱えるのは、何回も水道の問題では要望してきたところですが、もう一つ、県の水の買い取り水量、契約水量、これを増やさないという問題について、再度要望しておきたいと思います。

平成27年から32年の広域的水道整備計画作成に当たってということで、県の方から、今後の10年間の市が要求する県水の量、かさを出すようにと、必要量出すようにとということで求められてきているんですが、これはずっと先送り状態で、今ほとんど、県も今時点では要望していないようですが、いずれにしても今後10年間という形で、買い取り水量の

必要量が県から求められてくるんだろと思いますが、現状を見ても、給水実績を見ましても、1日最大で見ても、平成18年、19年、平成20年、いずれも1万4,000トンぐらい。反対に、18年、19年、20年と、給水実績の最大は下がっているんです。それが現状で、例えば平成20年度の給水実績を見ると、日最大でも1万4,066というのが実績ですから、今、地下水の許可水量が、つくばみらい市8,988トンあるわけで、ですから、不足しているのは5,078トンということで、今、県の契約水量は9,700トンですから、もう4,600トンぐらい余裕があるという状態が現状だというふうに思います。県の今契約している9,700トンという契約水量の実際に使っているのは、平成20年度だと52%分あれば十分賄えるという状況ですから、これを見ても、今後の10年間の人口予測を見ても、契約水量の増量というのは本当に最小でいいんだろというふうに思います。

それで、地下水の許可をしないという問題があって、これが大きなネックになっていますが、そこについても、今回の水道料金の引き下げと同じように、市長含めて強く要求していくことが必要だろうというふうに思います。地下水、あまりとらせないと。なぜなら地盤沈下をするんだという話がありますけれども、そこは、ちっとも客観的に明らかにされていませんし、平成20年度の地下水の観測概況図という県の方の資料を見ますと、つくばみらい市は、反対に水位は0.00から0.49メートル上昇の範囲に入っているんです。水位は上がっているというのが現実ですから、これ以上、地下水をとらせないと、許可をしないという県のやり方も極めて不当なので、ここも含めて、県の水道企業局に積極的に要求をしていく、県に要求していくということが、私は必要なんだろというふうに思うので、引き下げの再度の強い要求と、それから、契約水量、あまり量を上げない、増やさないということについて、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず1点目は、料金見直しの要望を県にしてほしいという要望でございます。

議員がおっしゃるように、今回の要望につきましては、県の財務諸表をよく研究しての要望でございます。ですから、今回の要望につきましては、具体的な要望というようなことで、私ども考えてございます。引き続き、要望はさせていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、県からの受水の件でございます。

受水の質問でございますけれども、現在、1人当たりの使用量は、議員おっしゃるとおり少なくなっている状況でございます。これは、テレビでも、いろいろコマーシャルやっておりますけれども、節水型トイレとか、そういう環境に優しい各器具が、今、新たに開発をされているように思います。

当市では今後、20年後、ただいまの都市計画マスタープランをつくっております、将来5万人の人口ということで推計をしてございます。将来の受水量につきましては、将来の人口の予想、そして、これからの1人当たりの水の消費量を十分に検討いたしまして、県の方に要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 県西用水の料金が下がることを強く望みたいと思います。下げ

られる会計実態状況にあるということを再度言っておきたいと思います。

それから、県の買い取り水量ですけれども、平成32年度までという目途からすれば、これは、県の契約水量を引き上げなくても、今の量で十分賄えると私は試算していますが、予測の正確な把握の中で実態に合わせた形で県に堂々と物を言ってほしいというふうに思います。

それから、地下水についても、許可の制限をするという県のやり方の不当な中身についても、きちっと市の方から声を出していくことを強く要求しておきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（今川英明君）　ここで暫時休憩をします。

時計で2時ちょっと過ぎです。5分間です。休憩します。

午後1時55分休憩

午後2時01分開議

○議長（今川英明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番古川よし枝君。

〔12番　古川よし枝君　登壇〕

○12番（古川よし枝君）　12番古川です。3項目、質問させていただきます。よろしくお願いします。

第1項目として、新型インフルエンザについて伺います。

この新型インフルエンザは、今年4月にメキシコでの流行が認知されて、6月には、世界保健機構は世界的流行病だと宣言をして、警戒水準もフェーズ6にまで引き上げて、各国の緊急な感染防止対策を求めているところです。我が国では外国に比べて、感染者数も重症化や死亡に至るという事態は少ないというふうに言われていますけれども、既に7月には、推計患者数は902万人に達したと言われています。そして、国立感染症研究所では、11月9日から15日、第46週と言いますけれども、この間に簡易検査でインフルエンザA型と診断された人数は、1週間に16万9,500人が確認され、流行指数は警戒発令基準を超える35.15、新型インフルエンザによる死亡者は、疑いも含めて11月29日現在では78人と発表しています。先週、47週目では38.89という流行指数が高くなっています。

茨城県は、8月ごろから発生が増加しておりますけれども、県内でも、この管内、つくば保健所管内が最も高い流行指数を示して、警戒発令が続いています。先週、若干この指数が下がったということですが、依然、今週も、また戻っております。そういうところで、市内のインフルエンザの感染状況はどうなっているのかということで伺いたいと思います。

それから、感染予防のワクチンの問題ですけれども、国は、感染予防ワクチンの製造が追いつかないということで不足するために、感染で重症化のリスクの高い方を優先するようという優先順位を示して、医療機関に協力を呼びかけています。19日付で、つくばみらい市の新型インフルエンザ速報のワクチン接種スケジュールを見ますと、10月初旬から就学前の幼児、そして、中旬では小学生低学年、1月になって1歳未満の保護者、そして、順番に、小学校の高学年と中学生、高校生、高齢者順というふうになっています。

ここで、新型インフルエンザで入院患者の統計を見ますと85%は14歳以下、そして、急

性脳症や人口呼吸器を利用した患者の77%は14歳以下、そして、死亡も21人になるというふうに表示されています。基礎疾患を持たない子供たちも、感染すれば高いリスクがあることが認められて、今、国は、前倒しでワクチン接種をするよう指示をしました。

そこで、ワクチンが入り次第、スムーズに接種ができるように、医師会に協力をお願いし、集団で接種を行うという自治体も出てきております。つくばみらい市においては、市内のクリニックで受けることとなりますが、混乱をせず、ワクチンを効率よく活用できるなど、十分な対応ができることだというふうに思っておりますけれども、その点では大丈夫でしょうか。

そして、何よりも、子供たちが早い時期に、このワクチン接種ができればと思います。特に、中学3年、高校3年は、受験を控えていますので、早い時期に接種ができれば、非常に安心すると思います。ワクチンが間に合わないということもありますけれども、市のスケジュールですと、中学1年生は1月中旬ごろからになります。中学生以上は、保護者が同伴しなくても同意書で接種ができるということになっておりますので、接種時期を早めて集団接種でできれば、スムーズに子供たちが安心なところになるんじゃないかというふうに考えます。そういうふうな考えはあるのかどうか、検討しているのかどうか、その2点について、まず伺います。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 新型インフルエンザの流行防止対策についてというご質問でお答えいたします。

まず1点目の拡大防止対策ということで、今、議員の方からありましたように、この新型インフルエンザについては、海外で感染が発生してから、国内でも間もなく感染者が発生しました。6月にはWHOの警戒レベルが世界的流行、パンデミックという言い方をしますが、これを意味するフェーズ6に引き上げられ現在に至っているという状況です。

市では、4月末に新型インフルエンザ対策本部を設置しまして、これまで感染予防対策を講じております。具体的に申し上げますと、市内の小中学校、幼稚園などでインフルエンザの感染拡大が続いていることから、10月の23日、子供たちの感染拡大の予防対策の一環として、市内小中学校、養護学校、それから、公立、私立の幼稚園、それから、保育所に対しまして、マスクと消毒液及び啓発のチラシを配布しました。

また、市民の皆様には、新型インフルエンザに関するリーフレット、これを全戸配布ですが、これまで4回行っております。市の公共施設、それから、医療機関や金融機関などにポスターを掲示するとともに、老人会などの会場に市職員が直接出向いて、インフルエンザに対する対策に有効とされる手洗い、うがいの実践、せきエチケットの取り組みなどの講話を、これまで27回行っております。10月末には、つくば保健所管内でインフルエンザの流行に関する地域警報が発令されました。市民への感染拡大の防止を最優先に考えまして、市主催のイベント等を当分の間中止するということになりました。今後とも、市民の皆様には、引き続きインフルエンザへの感染を防止するため、外出時のマスク着用、それから、せきエチケットの実践、それから、手洗い、うがいの励行についてご協力をお願いしたいと思います。

ご質問の中に、市内でどれだけの感染者がいるのかというご質問でしたが、数については、これは把握はできておりません。ご案内のとおり市内の小中学校では、もう学年閉鎖、

学級閉鎖といったことが、今も続いている状況であります。

それから、2点目のワクチンの接種の状況であります。

優先接種対象者への新型インフルエンザ予防接種を行うことを希望する医療機関が、国との委託契約を締結して行っているわけです。国と、その医療機関との契約ということでございます。現在、茨城県の接種スケジュールでは、既に医療従事者、それから、妊婦、基礎疾患、病気を持っている方々の接種が、もう始まっております。12月上旬からは、未就学児、これは1歳から学校上がる前、就学前の方ですが、この接種が予定されております。それから、小学校全学年及び1歳未満児の保護者の方は、12月中旬から、これは、ある程度の前倒しになっていきますので、それから、中学校の生徒を対象にした接種が、これも早まりまして1月上旬からという開始ができるように、スケジュールの前倒しをしております。それから、市内においては、県の接種スケジュールに従いましてワクチンの供給量に応じて、市内10医療機関で予防接種が受けられますが、この医療機関の中には、かかりつけの患者のみを接種するという医療機関もございます。

市では、国が定めるワクチンの優先接種対象者のうち、これはちょっとワクチンに対する助成のことですが、低所得者、生活保護受給者、市民税非課税世帯に属する者の接種費用全額助成して、妊婦と、それから、小児です、この人たちに対する助成をしてまいりたいということで、今度、補正予算にも計上しているところでございます。ということで、接種をしやすいような環境整備を図ってまいりたいというふうに思います。

それから、集団接種のことが、今、話がありましたが、今現在、市内の医療機関と、そこは検討しているところであります。できるだけ、集団接種というのは効率がいいので、ご案内のとおりワクチンの瓶が大きいんです、10ccという。ですから、30人から50人の人がとれるというような内容なんです、そういう点からも集団接種は効率がいいんじゃないかなということで市の方としましても考えまして、今、医師会とか、それから、医療機関に対して、どうなのかなということで、今、働きをかけているところでございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） つくば保健所管内の流行指数というのが52.幾つかになっているわけですが、その流行指数の定め方なんですけれども、定点といって、幾つかの医療機関で、例えばつくば市だったら10医療機関で、その中で1週間でどのぐらいの患者が来たかということで指数を出しているんで、その中に、つくばみらい市は入っていないというふうに言われていますので、患者数も非常にわかりづらいのかというふうに思うんですが、でも、小学校は、この前の教育委員会の定例会議を傍聴したんですけれども、十和小学校だけだと、学級閉鎖や学年閉鎖、休校がないのはというふうに説明があったので、本当に子供たちは毎日緊張して生活しているんだというふうに思うんです。ぜひ、そういう点では、早目にワクチンが接種できればいいわけです。

それで、今、部長から説明があったけれども、このインフルエンザ速報第4号なんですけれども、この中のワクチン接種のスケジュールが、小学生高学年も、中学生、高校生も、少し前倒しになったというふうに説明をされたんですけれども、私は、特に中学生については父母が同伴しなくてもできるということですから、なるべく医療機関とも協力して、もっと前倒して受験に心配ないような形で、できるならば、接種をするような、そういう体制をぜひ検討してほしいというふうに要望したいというふうに思いますので、よろしく

お願いをいたします。

それから、本当に、つくば保健所内は茨城県の中でも断トツ流行指数が高い水準でずっと続いている状況ですから、感染する度合いは本当に高くなっているわけです。それで、重症化を未然に防ぐためには、発熱で発作が心配のときには、すぐにも医療機関で診てもらいなさいという、そういう注意が出されているわけですが、しかし、医療に行く場合に国保証のない方、国民健康保険に加入はしているんだけど、保険料の滞納等で資格証明書が交付された方は、医療機関窓口で全額医療費の負担をしなければならないということになっているので、少し熱が出ても病院に行かない、医療費のことが心配で行かないという受診を控えてしまう。そういうことが起きるんじゃないかというふうに思われます。

そこで、国も、医療費が払えないという相談があれば、もうすぐにでも短期の被保険者証なり国保証を発行すべきだという、そういう通知を、県を通して各保険者に通知を出していました。しかし、資格証明書を交付された方は、そういうことは知らされていないわけです。ですから、熱が出て、経済的理由で病院に行かないで我慢してしまうと、当然、家族にも感染をするわけですが、そういうことが起きてしまいがちだというふうに思うんです。それで、私は、その方の本人の命にかかわることも第一義としてありますが、感染拡大の防止という点からも、資格証明書交付者には特別の配慮があるべきだというふうに私は思っているんです。

例えば千葉市では、資格証明書世帯には、新型インフルエンザの発症の疑いにより医療機関で受診を希望する場合は受診を最優先にして、保険証の交付については電話等で相談くださいという、そういう通知を出しているんです。それから、東京の江戸川区でも、板橋区でも、発熱症状など新型インフルエンザ発症の心配があるときには受診をして、そして、連絡をくださいと、一時的にも、一般の被保険者証と同じ扱いの保険を発行しますよというのを文書で出しているんです。

そういう点では、当市においても、この資格証明書世帯には、発熱症状など新型インフルエンザの心配がある場合には一般の保険証がなくても受診を最優先するよう、そういう通知を出して、その方の命を守り、それから、感染拡大の防止という、そういう点でも、数はたくさんではないですが、丁寧に対処してほしいなというふうに思っておりますけれども、その点で扱いはどうなっていますでしょうか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 国保資格証明書交付者への対応についてというご質問ですが、この対応につきましては、納税相談がない等、特に悪質な滞納者に対して、この資格証明書という物を発行しております。この資格証明書の取り扱いについては、当初、新型インフルエンザに係る発熱外来へ受診した場合に限定して、通常の負担割合で診察を受けることができました。現在、新型インフルエンザの疑いのある方については、かかりつけ医等、一般の保健医療機関で診療する体制に移行しておりまして、通常の資格証明書の取り扱いになっております。

新型インフルエンザにかかわらず、医療費の一時払いが困難である申し出や、保険税を納付できない特別な事情があることなどを相談していただければ、緊急的な対応、これは短期保険証の発行ということで対応ができるのではないかと場合もありますので、ま

ずは納税相談をしていただきたいということを考えております。資格証明書の発行に至るまでには、短期被保険者証を発行しております。その都度、納税相談をするように世帯主に通知をしています。しかし、連絡をしてこないというのがほとんどであります。国保資格証明書交付者に対しましては、引き続き担当部署へ連絡をとり、相談をするよう周知をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 資格証明書の発行をするに至るまでは、納税相談とか、いろいろある。決断をして発行しているわけですが、今の答弁ですと、発熱した場合には、心配しないで医療機関に優先的にかかるよう相談をしてくださいというふうにとってもよろしいんでしょうか。そのことだと思えます。資格証明書発行についてのいろいろ理由はあるわけですが、しかし、病気になったときには、特に感染が強い場合には、感染防止、拡大防止をするためにも特別な措置が必要だというふうに厚生労働省は言っているわけですから、ぜひそこは、きちんと交付先に、そのことを、心配しないで病院に行ってくださいということをきちっと周知する。これは徹底してほしいというふうに思えます。

それで、今、部長から、発熱外来のときには、そういう形をとったけれども、今は一般の病気と同じように一般診療機関の扱いになっているので、特別でないんだというふうに説明されたんです。確かに5月18日には、そういう発熱外来での取り扱いについて通知があるんですが、その後、9月25日に、厚労省のQ&Aということで担当課の方に質問に対して答弁をしているところがあるんですが、その答弁の1問目では、発熱外来だけの資格証明書の取り扱いなのかということについては、そうだというふうに答弁、確かにしています。2番目の質問で、感染したと疑われるが経済的理由から医療機関で10割の医療費が払えないと申し出があった場合には、特別な事情に当たるとして判断してよいのかという問いについて、厚労省は、こういうふうに言っているんです。一つは、資格証明書交付世帯が医療を受ける必要があり、かつ、医療費の一時払いが困難な場合は、特別な事情に準ずるものとして短期保険証を交付すると。それから、このことは、新型インフルエンザだけに限るものではないというふうに言っています。そして、二つ目としては、そもそも、こういう事態、医療費が払えないんだけれども、保険証持っていないというような、そういう事態が起きている場合というのは、そもそも資格証明書の交付対象ではなかった可能性がある。特別な理由があったというふうなとらえ方をしているわけですが、そういう点では、資格証明書を交付するときに、そのことをきちっと把握できなかったのかというふうに言っているわけです。それと、四つ目としては、資格証明書交付の全世帯に対して、新型インフルエンザの大流行の前に、再度、特別の事情の把握を徹底することということで、特別、この資格証明書交付のことについて厳しくチェックをするようにと厚労省も言っているわけですので、ぜひ、心配しないで病院に先に、優先に診察を受けてくださいということを、ぜひ徹底してほしいというふうに再度思うんですが、その点ではどうでしょうか、確認をいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） ご答弁申し上げます。

このことにつきましては、まず、私が先ほど申しましたように、市としては再三、この資格証明書を発行する際には相談をするようにということでご連絡をしているところなのですが、なかなか連絡もとれないような状況もあります。ですから、まずは担当の方へ相談をしていただくということから始めなきゃいけないんじゃないかと。この間、10月の8日なんですが、この資格証明書交付世帯59ぐらいあるんですが、全部に対しまして通知をしたんです。国民健康保険法に規定する特別な事情に関する届け出の提出ということで、これを出してくださいという通知をしましたが、わずか1件しか来ていないという状況。ですから、市としては、やることは、通知とか、連絡してくださいということはやっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 出しっぱなしではないということは承知しておりますけれども、緊急を要するときにはそういう対応ということで、ぜひ認識をしてほしいというふうに改めて要望いたします。

2項目目の質問に入ります。

住宅リフォーム資金助成制度についてなんですけれども、この制度は、合併後1年目の平成19年度から今年度にかけて取り組んできました。今年で3年ということで、制度的には終了することになります。市は、早々と10月22日のホームページで、事業は終了すること、しかも、4カ月も前倒しで、今年は申請件数が多くて予算がなくなったので、申請の受け付けも終了すると掲載しました。本来は2月末日まで受け付けが可能でした。業者の方も、制度の打ち切りと、それから、申請の打ち切り、そのことについて通知をもらったというふうに聞いています。

事業は、市民が市内の事業者住宅リフォームを発注することを条件にしてリフォーム資金の一部を助成することで、市内の業者の受注が増え、地域の経済活性化を図るという目的で取り組んできたものです。3年間という短い期間ですけれども、工事件数は210件、取り扱い業者は41件で、総工事費が、まだ確定の部分はありますけれども、それも推測して入れまして、約2億660万円が市内の業者の仕事になったというふうになっています。市の助成金は約1,221万6,000円ですから、16.9倍の総工事費になっています。すべてが助成制度の波及効果だとは言えませんが、業者さんのところを回ってみても、私は、かなりの効果があったと受けとめています。市は、この事業をどのように評価して、今回の申請の途中終了、それから、もう来年も制度は、これでおしまいという通知を出したのか伺います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 住宅リフォームの助成制度でございますが、この住宅リフォームの資金助成は、平成19年度から3年間の期限付きの制度で、市民の消費意欲の促進及び市内の商工業者等の振興を図ることを目的とした事業でございます。したがって、今、議員がおっしゃったように、私は、この目的達成できたと思っておりますが、しかしながら、最近の景気悪化を受け、消費経済も先細りの動向を示しております。本制度は今年度をもって廃止ということで、議員が今おっしゃったようなことでやってまいりましたが、基本的には、平成22年度については、新年度予算の全体構成の中でリフォーム助成金の占

める位置というものを改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 市長の答弁ですと、目的を達成しているだろうというふうに言っているわけですが、そして、来年度の事業として、どうするかというのを検討しているという意味にとってよろしいのかと思うんですが、私は、この3年間の実績を見ても、需要もあるし成果もある。そういう意味では、継続という政策的な方策がとれるんではないかというふうに私は思っているんで、ぜひ担当課も含めて、この事業の評価をして、事業の提案をしてほしいというふうに思っています。

それで、私、この事業3年ということなので、41の事業者が、この事業に取り組んだわけですが、何件か回って、どうなったのか、効果があったのかどうか、実際に聞いてみたんですが、幾つか紹介しますけれども、手広くリフォームをいろいろな分野でやっているところですが、今年に入って、市民の方から、この制度の話がお客さんの方から出てきていると。だから、だんだん、3年間たって、この制度が知られてきたんじゃないかって、それなのにやめてしまうのはとても残念だ。それから、お客さんがとても喜んでくれているので、自分たちも大変うれしく仕事ができる、中止とは残念だ。それから、高齢者世帯が増えているわけですが、住む家に大金は使えない状態、せめて居間とか水回りの改善をして生活改善をする方向じゃないかなというふうに感想を出されて、何人かのお客さんがおられました。だから、高齢者になれば、手直しをしながら生活をしていく、リフォームをしていくというのは、そういう需要が多いということだと思うんです。それから、耐震化の問題も非常に一般住宅はおくれていますので、そういう点でも、これからリフォームは、もっともっと需要が増えていくんだろうというふうに思っています。それで、リフォームに関しては、高齢者世帯をねらって多額の工事費を請求するというような悪質な業者も出て、私も、何件か対応しましたけれども、そういうこともあるので、そういう事故を防止するという意味でも、もっと制度をPRして、地元なら安心してリフォームができると、そういうことにも、市は役割を果たすことが大事ではないかというふうに思っています。

市町村によっては3年間で、大体みんな3年間の制度でやっけて、やめてしまうところもあるし、それから、木造住宅建設助成とか、それから、耐震補強改修制度へと代わりをしますところもあります。しかし、住宅リフォーム資金助成制度の本来の目的は、市内の業者への発注を喚起して、地域の業者の仕事を増やすところに主眼があるわけですから、地域の経済対策として、この制度を実施することは、今とても大事なことだというふうに思います。そういう意味でも、年度途中で受け付けを打ち切ってしまったのを、大変、私は残念だというふうに思うんです。9月でも200万円の補正が上がったわけですが、間もなく1カ月もしないうちに予算を使い切ってしまったような状態なわけですが、そういうふうに変に有効に使われているんですから、ぜひ補正をして、当年度末まで、この事業ができればよかったのになというふうに私は思っているんですが、そういう、この業者を周りながら感じました。

それから、県内でも、今、住宅リフォーム助成制度やったらどうかという声がたくさん上がっているんです。そういうことで、3月の県議会では知事が、住宅リフォーム助成制度は地域住宅計画に位置づけることによって、国の地域住宅交付金を活用することができ

るから、市町村に利用促進を働きかけてまいりたいというふうに答弁しているんです。ですから、そういうところを見ると、私は、この事業、今検討中ということですが、中止をする理由はどこにもない。再度、そういう視点で継続することを求めたい。再度、市長に、市長の任期を終えてから予算の本予算になると思いますけれども、ぜひ、そういう意味では、進んでこの事業を進めてきた市長として、私は、来期も、この事業を進められるように、ぜひ検討していただきたいと思います。再度答弁を求めます。

○議長（今川英明君） 市民経済部長中川 修君。

〔市民経済部長 中川 修君 登壇〕

○市民経済部長（中川 修君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

住宅リフォーム資金助成制度、今年度に至るまでの総括というお話がございました。申すまでもなく、この住宅リフォーム資金助成制度の制度目的は、市民の消費の促進、そして、市内商工業等の振興にございます。申請件数並びに補助金の額等につきまして、古川議員の方からご紹介がございましたが、確かに順調でございます。そういう意味から、市民の消費の促進という立場は、十分な機能を果たしているのかなというふうに考えますが、商工業の促進という点から考えますと、いささか疑問が呈されるのではないかなというふうに考えています。

平成20年度のデータでございますが、つくばみらい市商工会の加入業者は、全体で950業者あまりでございます。そのうち、建設業に属するものは337業者、登録されてございます。住宅リフォームと申しますと、ほぼ、この建設業界が恩恵に浴する地位にあるのではないかなというふうに考えてございます。このリフォームを利用した業者数につきましては、この3カ年をトータルいたしましても、古川議員からもございましたが、41業者にしか達してございません。建設業者337から計算いたしますと、わずか12%あまりでございます。行政サービスを含めまして、本制度は、市内の特定の商工業者に偏することがないように、全体にあまねくサービスが行き渡ることが理想であるかということは、申すまでもないことであります。

さらに、本問題につきましては、市民や業者等への広報、啓発活動が不足しているのではないかなというような問題も生じてまいるかにも思いますが、総じて申し上げますと、この地域住宅交付金制度、先ほどご紹介がございましたが、こういう制度が新たに活用することができまして、制度の長短を考えますと、一定のマイナス要因はあるものの、長所が短所を上回ってあまりはあるものかなというふうに考えてございます。

本制度の商工業や地域の活性化に果たす役割は軽視しがたいものがございます。さらに、先ほどもございましたが、現在の経済や雇用情勢の悪化をも十分に考慮すべきことというふうに考えてございます。しかしながら、平成22年は骨格予算というようなことで、先ほどの答弁の中でも答えられてございます。本制度の実施の有無、あるいは、また、その内容につきましては、慎重に、全体のバランス、全体構成の中で検討されていくべきものかなというふうに考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） この事業の評価について、問題点とメリットの面と大変詳しく説明がありましたけれども、建設業に偏っているというふうにマイナス面で説明がありましたけれども、全体から見て偏っている予算というところまでは到達していないわけで

す。建設業者に偏っているといっても、そこまで偏っているところに位置づけるには、ちょっと及ばないんじゃないかというふうに思いますし、また、経済情勢を見ると、よく住宅建設がどうなっているかというのが指標の一つに加えられているように、住宅にかかわる諸経費というのは、広くいろいろな業種にまたがっているわけです。そういう点では、経済波及効果も広く偏らずにいつている、そういうものだというふうに私は思っていますので、ぜひ。そうはいつても、プラス面が多かったということですから、次年度の予算に、ぜひ政策的な提案を、評価を行って推し進めていただきたいということを再度要求しまして、この質問を終わります。

三つ目の質問ですけれども、これも、地域経済にということで質問させていただきたいと思っています。

小規模工事契約希望者登録制度の導入を求めるということですが、この小規模工事契約希望者登録制度というのは、競争入札資格を持っていない中小業者が登録をして、自治体が発注する小規模な工事や修繕などの仕事の受注機会を拡大させ、地域の経済の活性化につなげようという、そういう目的の制度で広まっています。今、全国商工新聞の調査によりますと、2007年10月時点では355自治体が制度化をしておりましたが、今年の9月では411自治体が、この制度を実施していることがわかりました。中小建設業者の受注が激減する中で、仕事確保の要求は本当に切実になっています。各地の業者が自治体に働きかけて、制度の創設や拡充を求めています。当市でも、この制度の導入を求めたいというふうに思っています。

県内では、新たに、龍ヶ崎市、牛久市、結城市、桜川市、城里町、五霞町が加わって11市町にまで広がっています。この11自治体に電話で問い合わせをしました。守谷市では、この事業ですが、守谷市のこの制度の仕組みは、130万円未満の工事を対象として、そのうち30万円以上は入札資格参加者を含めて見積合わせをして業者を選定しているわけですが、平成20年度の実績は35件が登録をしていて、19社で439万円を登録者に仕事を発注したということです。それから、牛久市は、30万円以下の事業を対象として、平成20年度は3社に50万4,000円を発注している。それから、龍ヶ崎では、30万円以下の工事等を対象にして事業を行っていますけれども、平成20年度は151件が登録をしていて、12社に626万3,779円を発注しているというふうに調査でわかりました。

その他の自治体では、どうしているかといいますと、登録名簿を各部署に提示して、そこで、その制度の運用をしているけれども、実績等の集約はしていないというのがほとんどです。確かに細かい工事なので、何千円からのものがあるということがありますが、それでも、その集約はしていないと。しかし、随意契約ができる範囲の中で、それぞれ金額を定めて、できるだけ地域の業者さんに仕事を回すように徹底しているというのが、どの自治体でも話がされました。

当市では、土木工事130万円、物品購入等は80万円、業務委託等50万円以下、随意契約の対象としていますが、発注先をどのような方法でしているのか伺います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

当市におきましては、当然、指名願等に基づきまして指名業者を選定してやっております。それから、基本的にはというか、1,000万円以上の建設工事については一般競争入札

というような形で工事を発注しております。それから、地方自治法の施行令で規定する随意契約、これにつきましては、130万円以下の工事、あるいは製造の請負等の場合においては2人以上のものから見積書を徴して行うことというふうにされております。そういったことで、市の方としては、130万円以下の工事等につきましては、地場産業の育成などの見地から、市外にしかその技術を持った企業がないなど特殊な事情を除いては、できる限り地元企業に受注する機会を拡大するとともに、入札参加資格の審査の申し込みがされていない市内の業者についても、多数の受注機会を設けて地域経済の活性化を図っているところでございます。

議員からの質問をいただきました小規模工事希望契約者登録制度というのは、平成18年に議員の方からも一般質問で、たしか、ご提案があったかというふうに思います。そういったことで、当時、平成19年の2月に、19年度、20年度のそういった指名参加の受け付け時に市の方の商工会の協力をいただきまして、物品の方の役務の提供に限り、その小規模事業者用としての必要書類を簡略化して申請の受け付けを行ったわけですけれども、これに該当すると思われる市内の業者59のうち、わずか2割に満たない11件しか申請がなかったというふうな状況がございました。小規模業者あるいは職人の方、そういった方には、この申請書の作成などが、ちょっと煩わしいかなということで、この制度には登録しないというような場合には、市からの発注というのは全くできなくなってしまいますので、そういった問題が起きてしまうということでございます。

そういったことですので、議員、先ほどお話がありましたけれども、県内には、それなりのこういった制度を導入している自治体あるようですけれども、これらを詳しく調べまして、できるだけ導入に向け検討をこれからしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 一部分実施をしているということですが、きちっと制度化してやる必要があるんだろうというふうに思っているんです。そういうところで、業者も登録をするというところに意識を向けて、営業に威力が出るということも各市で出ています。

それから、そういうことで、私も、どのぐらい、さっき地元優先でやっているということで、それには競争入札参加資格がない者にも仕事を発注することがあるんだというふうに説明あって、それはそれとしてあるわけですが、20年度の随意契約の発注の状況どうなのかなということで見たんですけれども、あまり正確に出てこないんですけれども、工事請負契約では248件中、市内では154件で62%、それから、業務委託については32%、それから、物品購入契約については42%が市内の業者に発注されているということです。契約書を交わさず、伝票などで簡易な確認をするということも、これには含まれていないということで説明がありましたけれども、それから、金額だけではなくて特殊な技術が必要なとき、例えば介護保険という特殊性を持つものとか、そういうのがありますので、数字だけでは、きちんと市内業者にどれだけが発注されているのかというのは見えてこないと思いますけれども、しかし、数字の中では、全体、総随意契約の件数の60%が市外の方に発注がされているというふうになっています。

それから、競争入札参加資格が、どれだけ市内の中で持っているかということなんですけれども、市の競争入札参加登録を見ると、土木工事では、A B Cの格付で市内の業者が

37社、建築では20社、電気工事はゼロ、管工事では17社ということで、競争入札に加入登録している人は、すべて入れても74社です。それで、市の商工会で、どのくらい建設部会の方がいらっしゃるのかというふうに聞いたんですけれども、商工会に加入している方でも325人ということなんです。ですから、市の競争入札参加率というのは、商工会の建設部会で見ても2割程度しか競争入札に加われないというふうに見れると思うんです。

そういう意味では、ぜひ小さな工事は簡易な手続で登録ができる制度にして、小さな零細な業者にも仕事が渡るよう、十分に市は配慮してほしいというふうに思っています。ぜひ、一部始めているもの、なかなか登録者が少ないということもあるかもしれないけれども、きちっと制度として確立して市民に周知させれば、私は、全国の実証から見ても、十分に市としての地域経済への役割が果たせるんじゃないかと思うので、ぜひ検討してほしいというふうに再度要求して、この質問を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩とします。

時計で3時10分から再開します。

午後2時55分休憩

午後3時10分開議

○議長（今川英明君） それでは休憩前に続き会議を開きます。

次に、1番秋田政夫君。

〔1番 秋田政夫君 登壇〕

○1番（秋田政夫君） 1番秋田です。よろしくお願いします。通告に従いまして、今回1問、質問させていただきます。

先ほど先輩議員の質問の中から、つくばみらい市の開発と、また、いろいろなメンテナンスの質問がありましたが、私は、開発に伴う社会資本が投下されるわけですが、その後の、今回、維持管理について質問をさせていただきます。

通告によりますと、将来負担に対する公共施設並びに社会資本整備（ストック）の維持管理、更新についてということです。ちょっと難しい表現ですが、すなわち社会資本整備については、財政厳しい中であっても、今後、市民や地域社会の多様なニーズに計画的に対応し、公共サービスとしてこたえていかなければならないと考えます。かつての高度成長期を経て今日まで社会資本整備として、道路、公園、住宅、上下水道、学校、その他、公共施設等への社会資本は大量に整備、蓄積されてきたわけです。そして、これらは、長い年月を要し長期債務として、また、長く後世においても使用されていくものとして、将来の人々たちにも応分の負担を持ってもらうということで、20年から30年かけて毎年、元利償還をされていますが、既に耐用年数あるいは減価償却を過ぎたものもあり、今後、これらの老朽化に伴い、蓄積された社会資本ストックの更新、維持管理費が将来大きく膨らみ、発生し、長期間の債務とともに新たな財政負担が生れるものと予測されます。

しかし、一般的に行財政の予測の多くは、時の社会経済動向や、あるいは国県の政策に大きく左右されますので、社会資本の整備、維持管理についても、的確な財政措置を施すことは、なかなか困難ではあると思います。とかく新規の社会資本投資事業の場合は、起債や、すなわち地方債、また補助金、また自己負担を財源として、受益者ニーズにこたえることが優先されますが、将来を見据えた維持管理費、修繕等の財源確保が予測されてい

ないのではないかと考えられるわけです。

また、一方に、社会経済が右上がりの時代が終わり、いまだ経験したことがない急速な少子超高齢化時代に伴い、また、生産年齢者減少化に伴い、厳しい歳入不足が予測される中で、今後さらに財政需要が、社会保障や福祉関連への多額の費用が発生することは、避けて通れないものと考えられます。既に、このことは、平成20年の決算状況の中でも顕在化しているところであります。

このようなことから、市の将来について、現在、大変厳しい市財政の経常収支の中で、中長期的な維持管理対策、あるいは財源対策を今後どのように考えておられるのか、担当部局の考えをお伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

将来負担に対する公共施設並びに社会資本整備の維持管理、あるいは更新への対応というふうなご質問内容でございますけれども、これまで国の社会資本整備につきましては、事業分野別の緊急措置法に基づいた計画による緊急的な整備により社会資本の充実を図ってきたところでございます。最近では、国際競争力の強化、あるいは少子高齢化社会への対応、そして、環境問題への対応、安心して暮らしやすい社会の実現、美しい国づくりなどの観点から、残された政策課題への重点的な取り組みが求められております。

また、社会資本の整備につきましては、より低コストで、質の高い事業を実現するといった時代の要請に応じまして、一層重点的、効果的かつ効率的に推進していくことも求められているところでございます。

当市におきましては、従来の事後的修繕から予防的な修繕及び計画的な管理へと円滑な政策転換を図るために、橋梁点検及び長寿命化修繕計画や下水道の管路施設長寿命化計画などの維持管理や更新に対する中長期的な計画立案を現在始めたところでございます。

ちなみに、これら二つの計画策定には、既に3,139万5,000円ほどの予算を計上して、執行をしているところでございます。

また、市におきましては、人々が生活を営み、産業が生産を行うのに必要不可欠な基礎基盤である社会資本は、いまだ成熟していない分野もあることから、これら未整備分野の整備を進めるとともに、管理につきましては、従来型の事後的修繕を併用した維持管理を行うことというふうな形になります。

これらの費用と財源調達につきましてはというふうなご質問でございますけれども、長寿命化など中長期計画が、今後、立案されて計画が確立されるものにつきましては、その財源計画に基づいて行い、そのほかのものにつきましては、収入財源のうち、先ほど議員の方からもありましたけれども、平成20年度の決算で見ますと市税の割合というのは、わずか45%というふうなことでございますから、こういったことから、国あるいは県の補助金等を受けながら、社会経済の動向、そして、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に、その実施を図るとともに、必要に応じた見直しを行っていくというふうになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） 今ご説明いただきまして、ありがとうございます。

この維持管理、更新についてですが、国の国土交通省の2030年までの維持管理、更新についてという発表があったんですが、その中で、今後、国と地方の投資額、2005年度以降、前年度比プラス・マイナス・ゼロとなった場合に、維持管理、更新費の合計額が投資可能総額に占める割合は31%から約65%に増大していくというような発表があったんです。その中で、一方に新設、新しい充当可能額が投資可能総額は約65%から31%に減少してしまうというようなことで、それと、一方に、国の投資額が2005年度以降、対前年度比マイナス3%、また、地方がマイナス5%とすると、投資可能額が不足して社会資本の更新ができなくなってしまうというような非常に厳しい予測がされているわけです。

当然、国県の、そういったものが地方自治体にも波及されてきますので、やはり今現在つくばみらい市にある、いわゆる、さっき申したような道路や公園、あるいは上下水道、学校、公共施設等のそういったものをもう一度、総合的に、その試算を出して、その耐用年数と減価償却を加味して、このぐらゐの維持管理費がかかるというようなことを算出して、そして、それを目安として計画的に、やはり財源の手当てを今からしていかなないと大変なことになってしまうと、そう考えられるんです。そのために、やはり市の方で、そのためにある特別基金等も少しずつ積み重ねていって、緊急なものはすぐ対応しなくちゃいけないけれども、長期的に見て、そういった財源計画をきちっと立てていかなないと、その更新ができないんじゃないかと、そういった心配をしているわけです。

維持管理ですから、その中で、もう一つ、お聞きしたいのは、財政が厳しくなってくると、公共施設の使用料等についても受益者に負担が求められていくというようなことで、ある自治体では、受益者に使用料やなんかを求めていくというようなことが発表されていますが、それについては、今後どういうふうな考えかお聞きしたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

公共施設あるいは社会資本の維持管理、そういったそれぞれの公共施設、先ほど議員おっしゃったように、道路とか、あるいは下水道、公園、あるいは学校等につきましては、やはりそういった社会資本を管理している所管課で、先ほど申し上げました中長期的な計画をやはり策定して、これから、そういったものの施設の維持管理、それから、最終的には財政計画、そういったものも、やはりつくっていくかならないのかなというふうには、もちろん考えております。そういったことで、現在のところ、例えば新規に建築した建物とか、そういったものの管理費用とか、あるいは償却費用とか、建てかえ費用などの総費用を計算した計画というものは、今現在、まだつくられておりませんけれども、将来には必要になってくるのかなと、当然。

それから、公共施設の受益者負担のお話でございますけれども、隣の守谷市あたりでは、公民館の使用料とか、あるいは体育館の使用料といったものを、金額はちょっと定かではありませんけれども、1時間当たり50円とか、ほんのわずかながらですけれども、徴収を、使用料を今度いただいているというふうな話も、ちょっと聞いております。そういったことで、今年、市長の方からも、市内の公共施設につきましては、当然、負担すべきものは負担していただくというようなことで、例えば最低の電気料とか、そういったものに見合うような負担をこれから、やっぱり使用者の方にはご負担していただかなければならないのかなということで、既にといいますか、今、担当といいますか、財政課の方で、これが

ら、そういったことで調査をしていこうというような話に今なっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） できれば、その受益者負担、それをぜひ負担がない方がいいわけですから、いろいろ加味して、できる限り負担のないような形で検討してもらえればありがたいと思います。

よく緊急を要する維持管理についても、今までも提案すると、予算がないと、財政が厳しいというようなことで、そういう抽象的な言葉で終わってしまうと。すぐにはできないとかということで、でも、これからは、やはりきちっとそういった維持管理については、優先順位をきちっとつけて、だれもが納得いくような形でそういった政策をしてもらいたいと思います。

それと、やはりそういったものの社会資本については、やはりこれからは長寿命化だと、新しいものは、なかなか、箱ものについても難しいだろうと、今あるものをやはりきちっと適切に小まめに修繕をしながら、長く寿命をもたせて使っていくというような社会になっていくんじゃないかと思います。そういう点で、ぜひとも総合的に各部局の持っている、いわゆる社会資本施設等を総点検して、そして、それを総合的にまとめて、そして、できれば市の中に、営繕課ではないけれども、そういった課をつくって、それで、集中管理していくというような形。今までだと縦割りの状態で、総合的なことがわからないと。県は営繕課がありますけれども、やはり市でも、これから将来、そういったことが予測されるわけですから、そのぐらいの対応をしてもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長でいいの、部長でいいの、どっち。

○1番（秋田政夫君） 市長をお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいま総務部長が答弁したわけでございますが、私も、なるべく皆さんのご負担はかからないようにやっていきたいと思っておるわけでございますけれども、なかなか、そういう状況にはなっていないと、長期的な見通しを立てても、財政上も、そういうことで、そろそろ検討する時期じゃなからうかということで、さっき総務部長から出たように作業を進めてくれと、こういう今状況にあるわけでございます。なるべく負担はかけないように心がけていきたいと思っておるわけなんで、基本的にはね。

以上です。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

市には、いろいろな、やはり公共施設、道路とか、公園とか、そういったものも含めて、いろいろな公共施設、箱ものだけではなく、いろいろなものがございまして、議員おっしゃるように修繕なんかについては、やはり年次計画みたいなのを立てて、これから、そういったものも必要だというふうなことでございますし、当然、市の方としても、そういったことで今後は管理をしていかなくちゃならないのかなと。

営繕というふうな話ですけれども、やはり一応、今のところ、いろいろな市の財産等については、財政課の方で管理は管轄はしていますけれども、これから、そういったいろいろなものを含めて財政を中心として協議をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

- 1 番（秋田政夫君） 最後に。
- 議長（今川英明君） 3 回やっているんで、個人的にしゃべるのは構わないです。
- 1 番（秋田政夫君） 答弁ありがとうございました。

今、非常に、そういったこれから将来予測として、今までのいろいろな大きく膨らんだ資産に対して、今度どのように維持管理していくかという問題が、これから予測されるというようなことで、ただいま答弁をいただきまして、よくよく検討をされて、今後、お願いしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（今川英明君） 次に、8 番岡田伊生君。

〔 8 番 岡田伊生君 登壇 〕

○ 8 番（岡田伊生君） 岡田でございます。最後でございますので、なるべく簡単にといいますが、短くやっていきたいと思っております。

まず、今まで5人の方から質疑応答があったわけなんですけど、その中で、プレミアム商品券という言葉が何度か質疑応答の中で出ております。そういう関係で、私、商工会の役員の1人として、プレミアム商品券発行の事業についての概略の報告を、ちょっとお時間いただいて報告させていただきたいと思っております。

これにつきましては、定額給付金、5月、6月でしたか、政府からの支給ということから始まって、市長初め議会の皆様のご理解をいただきまして、1,000万円の補助をいただいて……。

○ 議長（今川英明君） 岡田議員、あしたの冒頭に、そういうお話を。きょうは一般質問なんで。

○ 8 番（岡田伊生君） そうですか、わかりました。

○ 議長（今川英明君） お願いします。

○ 8 番（岡田伊生君） ただ厚く御礼を申し上げることだけ、じゃあ。

○ 議長（今川英明君） また改めて、あしたの冒頭、一般質問の前にお願ひします。

○ 8 番（岡田伊生君） そうですか。

○ 議長（今川英明君） あしたじゃなくて、7日です。次回の7日の開会のときをお願いします。

○ 8 番（岡田伊生君） わかりました。

それでは、私、通告を2問ほどさせていただいているわけなんですけど、政権交代による経済危機対策の今後の見通しについてということで、要旨といたしまして、経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金の今後の見通しと対応についてということでご質問をさせていただきたいと思っております。

本年の8月に行われました衆議院選挙で、自民党から民主党への政権交代が行われまして、国は、麻生内閣の21年度1次補正予算の凍結案並びに組み替えによる22年度予算の概算要求の圧縮を目的とした事業仕分けの作業が行われました。結果、21年度の1次補正予算総額は、皆さんご承知のとおり14.6兆円、そのうちの約2.5兆円が凍結、執行停止とさ

れまして事業仕分けは終わったわけではありますが、儀式的な作業あるいはと言われまして、閣僚やマスコミ、そして、国民からも、大分疑問の声が出始めておるとというのが現在の状況ではないかと思っております。

そんな中、昨年9月より100年に1度と言われる世界同時不況の影響を受けたまま、いまだに不況から抜け出せませんで、先月11月20日、政府は事実上のデフレ宣言をしました。政府は、21年度の2次補正予算と来年度22年度の予算を通じて、経済対策の強化とデフレ対策を図るとしていますが、現在の経済環境はデフレスパイラルということで、不況による不況というような状況に陥っているということでもあります。

まさに、国、地方は、緊急な経済対策が必要になっているわけではありますが、この凍結されました予算の中には、本年7月臨時議会で可決をいたしましたつくばみらい市の平成21年度補正予算が入っているのではないかと思います。補正の概要については、経済危機対策といたしまして地域活性化事業の13事業、それから、臨時の中の経済危機対策臨時交付金と公共投資臨時交付金があるわけですが、1回目といたしまして、この地域活性化対策の13事業、概要といたしまして、1番が、安全安心の実現が7事業、2番目の地球温暖化対策が2事業、それから、少子高齢化社会への対応の2事業、その他将来に向けた事業が2事業、合計13事業でございます。総額にいたしますと2億8,743万4,000円ということで補正が組まれたわけですが、その後の事業仕分けの中で、これらの市の補正額あるいは事業は、どのようになってきているのか。その辺の7月の臨時議会の説明と事業の計画の内容につきまして、変化、あるいは、例えば中止になったとか、そういう事業があるのか。その辺をまずお伺いしたいと思っております。

担当部長の方から、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

政権交代による経済危機対策の今後の見通しというふうなことでございますけれども、まず一つ目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、本市におきましても実施計画を県に提出いたしまして、その予算措置につきまして、先ほど議員おっしゃいましたように、この7月の臨時会、そして、9月の定例会におきまして、議会の承認をいただいて事業を進めているところでございます。その後、政権交代による国の補正予算等の見直し等によりまして、国庫補助事業であります平成21年度限りとして追加された分の子育て応援特別手当、これが執行停止というふうになりましたけれども、地域活性化あるいは経済危機対策臨時交付金等については、国の補正予算等の見直しによる影響は現在のところございません。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） それでは、ほぼ、この経済対策事業としては変化がないということでございますが、そうしますと、先ほどもちょっと申し上げましたが、具体的に、この地域活性化事業の中身です。要するに4項目の中で合計13事業ということで、この事業に関しても、変化がないということで解釈できるんだと思うんですが、そうしますと、これは7月の臨時議会の中でも、ちょっと、ご質問をさせていただいたんですが、やはり先ほども申し上げましたように、かなり厳しいデフレ状況の中、そして、リーマンショッ

クからの抜け出せない経済状況の中で、地方は、確かに自助努力は必要でありますけれども、この限界を過ぎているというのが今の環境、商工業のといえますか、零細小事業所の現状ではないかと思っております。

その中で、この13事業の中で、7月に質問させていただいたように、地元直接的にといいますか、影響があるといいますか、この事業が受注できるというようなことを考えたときに、たしか部長の方から、市長の方からも答弁あったわけなんですけれども、市長は、事業を精査して見直しをかけていくというような、これは時間の制限もございますが、答弁をいただきました。それから、部長の方から、デジタルテレビの設置事業等については、事業者を市内業者等に指名……市内業者と言ったかどうか、この辺ちょっと確認が……なんです、入札も考えているんだというようなことで、要するにトータルで13事業。いろいろ、インフルエンザから始まって、住宅の火災報知機や、あるいは今言ったデジタルテレビ、それから、AEDの設置事業とか、橋梁の点検とか、あと、ふれあい館の補修事業や、あるいはきらくやまのローラー滑り台の改修とか、もろもろあるんですけれども、この13事業の中で、どのように。これから、いよいよオーケーが出たわけなんですけれども、どのような期待が持てるといいますか、事業としてできるのか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

7月の臨時会及び9月の定例会で承認をいただきました地域活性化・経済危機対策臨時交付金の事業費総額は3億4,118万3,000円でございます。そのうち、現在までの執行状況でございますけれども、11事業で19件7,517万3,785円でございます。

内訳といたしましては、市内の業者が受注したものでは、地上デジタルテレビ設置事業、ベビーシートの設置事業、それから、低燃費低公害車の購入の3事業6件でございます。金額的には2,614万9,200円、割合では34.8%でございます。

市外の業者が受注したものでは、太陽光発電施設の設置工事の実施設計の業務委託です。それから、新型インフルエンザ対策用の用品の購入、これはマスクとか液体石けんとか除菌用のアルコールとか、そういったものです。それから、橋梁点検及び長寿命化修繕計画の、やはりこれ策定の業務の委託です。それから、AEDの設置事業、それから、飲料水兼用の耐震性貯水槽改修事業、それから、テニスコートの改修工事の、これはやはり設計の委託でございます。それから、照明設備の省エネ促進工事の、これも実施計画の業務委託の8事業で13件4,902万4,585円ということで、割合的には65.2%でございます。

今後の執行予定でございますけれども、地上デジタルテレビのアンテナ設置事業、それから、地上デジタルテレビ購入及び電子黒板の購入、太陽光発電施設設置工事、新型インフルエンザ対策の用品の追加購入、住宅用火災警報器設置事業、きらくやま施設改修事業、テニスコートの改修工事、それから、総合運動公園の体育館の耐震診断及び耐震設計の業務委託、それから、照明設備の省エネ促進工事等でございます。

9月の議会のとき、あるいは7月のときにもお話ししたかと思うんですけれども、設計金額が1,000万円以上の建設工事につきましては、条件付きの一般競争入札というふうなことになるんですけれども、デジタルテレビの設置事業等については、市内の電気工事事業者が参入できる機会が生じるように工事を分散して分けて、市内の業者が参入できるよ

うな形にも工夫をして、指名による競争入札を実施したというところでございます。

今後、先ほど申し上げました執行予定しています事業等につきましても、市内の業者で対応が可能な事業につきましても、でき得る限り市内業者に発注をお願いして、地域経済の活性化を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） 大変ありがとうございます。本当に、地元というか、語弊があるんですけども、やはりこういう時代ですので、地方分権というひとつの大きなうねりの中では、やはり地方の経済というのが、財政においても大きなウエートを占めるんじゃないかというふうにも思っております。その中で、分離発注等々、いろいろと工夫をさせていただきまして、残り7事業があるわけですけども、まだまだあるのかなというふうな感じはします。ただ部長の方からも大分前向きにご答弁をいただいておりますので、それ以上欲張るといいますか、あまり多くをしますと、また問題が起きちゃいますので、ひとつこの辺でやめたいと思うんですけども。

ただ私ども、先ほど古川議員の方からもございました、私も、この中にちょっと入れさせていただいたんですが、要するに小規模事業者の登録制度というものをやはり要望していきたくて思っておりました。しかしながら、古川議員の方の答弁の中で、59の中で11社ということでございますので、この辺については、もうちょっと商工会さんの方にもご努力をいただいて、もうちょっと研究をしていただくという要素があるのかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、経済環境が厳しいものですから、今言いましたように、一般入札の資格といいますと、やはり県の方の経営審査を受けなければなりません。そうしますと、話前後しますけれども、小規模事業者の登録というのが、もしも、そういう一つの定義づけができるようになりますと、経営審査そのものの経費が、何だかんだで、行政書士を大方頼むんだと思うんですけども、それで行ったり来たり、あるいは事業者も行きませんとなりませんので、何だかんだで15万円から16万円はかかると思うんです。そういう事業の経費がかかりますので、何分にも、これから商工会の方でも研究をしていただくようにしますけれども、今後の課題といたしまして、その辺もあわせて要望をさせていただきたいと思っております。

これで1問目の質問を終わらせていただきます。

2問目といたしまして、市の各種工事等、指定業者の扱いについてといたしまして、狸穴秋葉山住宅ガス供給切りかえの件についてをお伺いをいたします。通告に従いましてお伺いをしたいと思っております。

この件につきましては、これは過去の問題ということで多くを問うつもりはございませんけれども、平成19年6月から7月ごろにかけて行われました秋葉山住宅の24世帯可能になっております住宅の約半分の12世帯、当時は4棟あって、1棟が6世帯住めるようになっていまして、その半分の2棟分の12世帯、当時は11世帯だったらしいんですが、その住民と住宅全戸にガスを供給しておりました市内燃料供給有資格登録者の市内業者（A社）とさせていただきます。と、無登録業者（B社）のガス料金訪問営業によるトラブルといいますが、ちょっとした問題が起こっておりました。そして、その後9月に、全世帯の半数に当たる要するに11世帯の分が、A社からB社にガスの供給の切りかえが決定されたという件であります。

担当課も当時は、この件に関しましては何度か、調査、指導をされているようでしたが、今後の市施設にかかわる物品納入と工事の管理の明確化が必要ではないかと私を感じたものですから、ちょっと質問をさせていただくということであります。この切りかえにつきましては、私なりに、ちょっとした問題を提起させていただきます。そのほかもあるんじゃないかと思っておりますので、この辺をちょっとお話をさせていただいて、これからの管理の仕方について伺いをしたいと思っております。

まず1点目は、この市営住宅というのは、一般の民間住宅ではなくて、あくまでも市が管理しているということで、公共の施設であるということではないかと思っております。

それから、2点目といたしましては、市内燃料供給有資格登録者というのは、つくばみらい市の燃料関連の入札参加登録業者でございます。これは正式なる入札、指名の方です。ですから、それがすべて登録業者という管理の仕方をしていいのかどうかというのは、ちょっと解釈が分かれるところだとは思いますが、そういうことでございます。それから、19年、20年度の登録者は、市内の業者が8社、市外が4市で4社、県外が東京の2社で11社になっております。そして、市の施設にかかわる納品、納入に関しては、見積合わせ等もして登録者の範囲で、私はやるべきではないかというふうに思っているところであります。

それから、3点目としまして、1問目でも、ちょっとお話をさせていただきましたが、こういう経済環境下の中で、本当に市内の商工業者を取り巻く環境は大変厳しゅうございます。そんな中で、それこそ1滴の血も出ないとまで言うほどの現状ではないかというような推察もできるわけでございます。3点目については、今言った、商工業者の環境という立場からであります。

それから、4点目として、市長の公約でもあります活力ある産業を育てるまちづくりの視点から考えても、少し、このトラブルの決定については、これは住民サイドのこともありますんで、決してすべてが市の責任であるということを申しているわけではないんですが、そういう視点から考えたとき、どうなんだろうかと。その管理の仕方です。

それから、5番として、ガス料金を比較しまして、例えば、これはちょっと調べさせていただきましたんですが、入居者の8立米まではA社の方が安いんです。それで、9立米以上になりますと、今度はB社が安いということで、どちらがいいのかということになっちゃうんです。要するに住民にしますと安い方がいいに決まっていますので、こっちがいい、あっちがいいということになるかと思うんですけれども、ただ、この19年度の時点でいきますと、8立米までの使用者は8世帯なんです。それから、14立米から9立米の間というのが3世帯ということであります。この辺も問題なのかなというような感じがします。

それから、6点目といたしまして、入居者による6月から7月にかけてA社及びB社間へのガス供給の切りかえ。これ何か業者間で、何か全国的にあるのかどうなのかわかりませんが、その切りかえをするときには、住民のというか、入居者の委任状が必要なんだそうではありますが、この委任状と解約を行ったり来たり大分やっているんです。そうしますと、やはり入居者間でも大分そういう何かあったのかなと。もちろん、それは、先ほど言いましたように、安いにこしたことはございませんので、何かそんな想像もつくという、この6点の問題が、私、考えられるんじゃないかと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、一番は、今後、市の施設にかかわる新たなガス供給

の切りかえという問題が、今回は、これで決着はついているわけですが、また起きる可能性があるわけです。要するに単価的なものとか、決定するのが入居者なのかとか、いろいろな不明な点もあるようでございますので、今後のあり方です。施設の管理のあり方と申しますか、これをどのように今後していくのか。この辺も、はっきりと申しますか、これから、今後に向けて検討していかなければならない問題ではないかなと思っております。

ちなみに、これは一般的な話で、これがすべてとは言えないんですけれども、この切りかえ営業に関しましては、このガス会社さんの社員さんなのか、あるいはブローカーさんみたいなのがいるらしくて、要するに新聞の勧誘員みたいな感じなんだそうですが、これが、1戸、ガスの切りかえをしますと、使用料にもよるんでしょうけれども、1戸当たり5万円ぐらいの手数料が動くんだそうです。これは、このときに動いたかどうかわかりませんが、そういうこともあります。そうしますと、いろいろな意味で、それぞれの思惑が走るんじゃないかというような感じもしますので、今後のトラブルの発生がないためにも、ひとつその辺の市の施設にかかわる燃料及び供給設備等の管理のあり方をどのように考えていけるか、部長の方からお願いしたいと思っております。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

狸穴にあります秋葉山の市営住宅のガス供給についてのご質問でございます。

市ではこれまで、狸穴の秋葉山の市営住宅につきましては、指定業者の制度はとっておりますでした。ガスの供給については、安全面と安定的な供給を基本といたしまして、建設当時、業者を決めて運営してまいりました。建設当時、業者を決めたということでございます。

岡田議員がおっしゃるように、平成19年の6月から7月にかけては、当住宅では、プロパンガス供給業者の変更について、市営住宅の入居者の間でトラブルがありました。市営住宅秋葉山集合住宅の1号、2号棟の入居者の住民の方から、たびたび苦情また要望がございまして、業者の変更について申し出がありました。市では、入居者、そして、業者の方から意見を聴取いたしまして、ガス業者の変更については仲裁した経過がございます。

基本的には、戸建ての木造住宅のガス供給につきましては、入居者それぞれが契約してサービスを受けるというのが基本でございます。しかし、集合住宅については、議員がおっしゃるように、秋葉山につきましては、12世帯を一つのブロックといたしまして、集中的に管理してございます。集合住宅のガスの供給施設については、それらの機械器具の管理区分について、これまで、残念ながら明確にしていなかった経過がございます。ガスそのものの供給につきましては、民民の契約関係であります。その施設の管理につきましては、安全面から市に対して大きな責任があるものと考えてございます。

したがって、ガス業者の選定に当たっては、ガス料金の設定も重要な要素ではございますが、施設の安全面を基本といたしまして、地元の業者なども考慮に入れながら、管理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） 今、部長の方からご答弁いただいたんですけれども、確かに第一

条件は安全ということはわかるんですが、その先といえますか、ですから、この会社にしますというわけには、これ当然いかないわけでありますから、そのルールです。具体的に、例えば安全を重視するんだということはあるわけなんです、例えば、これがいいか悪いかは別なんです、旧谷和原地区は、これは法人化というか、たしか正式な法人登録されていると思うんですけれども、谷和原ガス供給サービス共同組合とかというのがあって、それが全部、旧谷和原地区の施設については、何か契約をしているんだというふうな話も聞いておるんですが、例えばそういったものを、今度は合併しました。その中で、そういう事業所というか、組合の統廃合というものも含めて、この辺も指導をしてもらいながらいくというような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（今川英明君） 都市建設部長片見和男君。

〔都市建設部長 片見和男君 登壇〕

○都市建設部長（片見和男君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、市営住宅の集合住宅のエリアにつきましては、ガス供給業者については3社で供給していただいております。先ほども議員のお話がありまして、谷和原地区については、管理協定を結んでございます。合併して、新たに安全面を考えて見直しする必要があるのかなと思っております。例えば緊急時の対応とか、それに対してどういうふうに点検をするとか、そういうものを近隣の市町村を調査いたしまして、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） 確かに、今すぐここでということは難しいのかなという感じはするんですが、通告をしておりましたんですから、ひとつその辺も含めまして、最初の質問と重複しますけれども、あくまでも地場産業育成、事業所の育成、あるいは自主財源の確保という意味からも、多方面から安全面を含めて考えてご検討いただければと思うんですが、この辺につきましては、市長の方から、もしコメントがありましたら、お願いしたいんですが。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） この住宅のガスの問題は、今回初めて、私も、お伺いするんで、今まで、どういう経過で、どういうふうにやってきたのかということは、ちょっと存じてはおりませんので、今後いろいろ研究させていただきたいと、そう思います。

○8番（岡田伊生君） 終わります。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、12月7日午後1時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑等を行います。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時09分散会

第 3 号

〔 12 月 7 日 〕

平成 21 年第 4 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 3 号

平成 21 年 12 月 7 日 午後 1 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	12 番	古 川 よし枝 君
2 番	坂 洋 君	13 番	海老原 弘 君
3 番	高 木 寛 房 君	14 番	山 崎 貞 美 君
4 番	染 谷 礼 子 君	15 番	廣 瀬 満 君
5 番	中 山 栄 一 君	16 番	今 川 英 明 君
6 番	倉 持 悦 典 君	17 番	豊 島 葵 君
7 番	堤 實 君	18 番	川 上 文 子 君
8 番	岡 田 伊 生 君	19 番	中 山 平 君
9 番	直 井 誠 巳 君	20 番	神 立 精 之 君
10 番	横 張 光 男 君		

1. 欠席議員

11 番 松 本 和 男 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市民 経 済 部 長	中 川 修 君
保健 福 祉 部 長	湯 元 茂 男 君
都市 建 設 部 長	片 見 和 男 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	森 勝 巳 君
秘書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企画 政 策 課 長	間根 山 知 己 君
総 務 課 長	堤 有 三 君
財 政 課 長	大久保 明 一 君
児 童 福 祉 課 長	成 島 辰 夫 君
国 保 年 金 課 長	野 本 英 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成21年12月7日(月曜日)

午後1時00分開議

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第57号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第3 議案第50号及び議案第52号～議案第58号について各委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第57号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)

午後 1 時 0 0 分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いします。

一般質問に入る前に申し上げます。一般質問は、皆さんご存じのとおり 1 人 1 時間の持ち時間となっております。さらに、一つの質問事項に対し 3 回までの質問となっておりますので、遵守されるようお願いいたします。

また、本市議会では、小中学校の児童生徒を対象に、計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市の教育委員会、並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日も、谷原小学校の 6 年生、福岡小学校の 6 年生が傍聴されます。本会議の途中で入退室することがありますので、皆さんのご理解をお願いします。

また、ただいま新型インフルエンザが非常に多く発生しております。つくばみらい市におきましても、13 クラスが学級閉鎖になっております。本日も、十和小学校が傍聴に来る予定でありましたけれども、学年閉鎖ということで来られない状況であります。

ただいまの出席議員は 19 名です。11 番松本和男君が欠席です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のために市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に先立ち、岡田伊生君より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

8 番岡田伊生君。

〔 8 番 岡田伊生君 登壇 〕

○ 8 番（岡田伊生君） 12 月 4 日、一般質問の質疑応答の中で、つくばみらい市の商工会プレミアム商品券の事業についてということで質疑応答がございましたので、商工会関係の者といたしまして、一言、事業のご報告をさせていただきたいと思っております。

本年 5 月から 6 月に支給されました定額給付金を地元で利用していただけるよう、市長及び議会の皆様に大変ご理解をいただき、商品券 20 % 割り増しとする魅力あるプレミアム券を前面に打ち出し、6 月 6 日から 10 月 31 日の 5 カ月間の有効期間の中で事業を開催いたしました。

商品券は、6 月 6 日から 12 日の 1 週間で完売をしました。これも、市広報紙、並びにチラシ等の P R の効果も十分であったことが考えられますが、多くの人が購入できなかったということも反省の材料でございました。

また、商品券取り扱い店舗数は 221 店舗、発行総額は 6,000 万円、うち市の支援が 1,000 万円でございます。

換金率といたしましては 99.5 %、未換金額が 31 万 2,500 円でありました。大型店は別格といたしまして、1,000 平方メートル未満の店舗に該当し共通券が利用できるとした取り

扱い資格によりまして、ドラッグストア等に集中した感は否めず、地元商店については、各商店の特典等一工夫があればよかったのではないかと反省するところであります。

いずれにいたしましても、総体的に好評だったと思われます。

ちなみに、37型地デジ対応テレビ5台の当選者は、現在4名の方が連絡ございました。

最後に、この事業を、3月からの準備より何かとご指導、ご協力をいただきました産業政策課の皆さんには大変お世話になりました。また、関係機関の皆様にも大変お世話になりました。御礼を申し上げます。

今後も、新たなプレミアム事業を研究していきたいと考えておりますので、市及び議会の変わらぬご理解をお願いいたしまして、商品券事業の結果の報告とさせていただきます。本当にありがとうございました。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

2番坂 洋君。

〔2番 坂 洋君 登壇〕

○2番（坂 洋君） 2番、公明党の坂 洋です。寒くなりまして、ことしの冬は予報によれば暖冬になるということですが、経済的にも厳しい年の瀬、みんなで声をかけ、励まし合いながら頑張っていきたいと思えます。

まず、最初に、むだゼロの行政運営という観点から、三つほど伺いをいたします。

かつてない経済情勢の悪化に伴い、大幅な法人市民税の減収も重なり、一層の緊縮財政を強いられることとなります。市民の感情としては、どんなに大幅な経費節減を策定したとしても、まだまだ改善の余地はあるのではないかとというのが市民感情であると思えます。官民格差や行政運営に対する市民の目線は厳しさを増しています。私たち一人一人が、緊急時であるという緊張感に立って、市民にこたえる行政運営をやっていきたいと思えますが、行政運営は予算編成という形であられます。

今、この時期、市としては、さまざまな会派、委員会からの要望書、また平成19年度実施事業の行政評価委員会からの評価結果をもとに、来年度の予算編成に取り組んでいる真っ最中だと思いますが、ここで1番目の質問ですが、この行政評価委員会が毎年3月にしております19年度実施事業事後評価というものがありますが、この行政評価結果というのは、予算編成に対してどのような位置づけなのか、どのように影響されていくのか、生かされていくのかということをお尋ねをいたします。

2番目に、国では、政府の行政刷新会議の中で事業仕分けを開始しております。賛否両論、おかしな点もたくさんありますが、私は、税金のむだ遣いを排除しようという国民の目線で、目に触れる形で行われているということに、大いに評価できると思っております。長年にわたって硬直した予算配分にめり張りをつけようとする意図に、国民は好感を持って見詰めています。

この厳しい時期に、新政権による予算編成の透明度が高まる中、市民の政治意識も鍛えられていくこととなりますが、来年度の予算編成の時期を迎えて、この国の仕分け、特に国民の視線の中で行われていることをどのように認識しておられるでしょうか。我がまち

の予算はどのように編成され、私たちの税金がどのように使われているかという意識は、今後ますます強まっていくと思いますけれども、市として、こうした納税者の強まっていく意識に対してどうこたえていくのか、お考えをお伺いいたします。

三つ目に、むだゼロも関連して、国の補助金などをめぐる地方自治体の不正経理の問題です。会計検査院が2008年度の検査報告でまとめた26府県15市、盛岡市、田辺市、名古屋市等、この32億円の指摘がされました。自治体の内部調査でも約29億円の不適正経理が判明しております。2007年度の報告でまとめた11億円を加えた総額は約72億円となり、不正が全国で横行している実態が浮かんでいます。

茨城県では、不正経理に関する内部調査の結果について、2007年度までの6年間で約4億1,800万円の不正経理があったことを明らかにしました。そのうち、実際には納入されていない品物の代金を業者に支払い、業者にお金をプールしておく「預け」、また業者にうその請求書をつくらせて実際とは異なる品物を納入させる「差しかえ」などの計1億7,000万円あったというのであります。私的な流用はなかったということですが、県は、その不正処理されたうち、5,100万円について、県に損害あったとして、関係した職員らに返還を求めるとともに、今後処分を行う方針だそうです。

この経理処理の実態は、庶民の感覚では考えられない、常識を超えたものであり、このようなことは重大かつ深刻な裏切り行為であると言えます。この不正経理処理について、会計検査院が指摘したような税金のむだ遣い、さらに不適切業者と随意契約してコスト削減を行ってきた事例も、相変わらず多く報告されています。

受注業者の選定に当たっては、我が市ではそのような事実はないのか。そして、こうした動きに我が市としてはどのような市内の徹底を図られたのでしょうか。つくばみらい市としての認識と対応を伺います。

また、本件発覚後、橋本茨城県知事は、県独自でも調査していきたいと述べています。全国の地方自治体の中には、独自に調査する自治体もありますが、我が市では外部の専門家を交えて調査や検証していくお考えがあるのでしょうか。

この3点お聞かせください。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 行政評価と来年度の予算編成についてという大きな3点ございましたけれども、質問の内容でございますが、行政評価につきましては、平成18年度より制度の導入の準備を進め、平成20年度から本制度を導入し、事務事業の事後評価を実施しているところでございます。本年度は、20年度に実施しました約800事業のうち、約330事業の事後評価を行い、現在、評価結果をまとめているところでございます。

行政評価の結果につきましては、各課において事業の必要性、有効性、効率性、公共性を十分に考慮し、事業の見直し、改善を図り、予算編成に反映させていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長の方よりご答弁申し上げます。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

まず、第1点目の行政評価の結果、予算編成にどう具体的に生かされていくのかという

ようなご質問でございます。

行政評価につきましては、ただいま市長の方からお話がございましたように、平成18年度から職員によって研修なんかも実施いたしまして、この行政評価の制度というものを導入をいたしたところでございまして、実際には昨年度から導入を実施したところでございます。800ほどの事務事業のうち、昨年度は約300、ことしも約320ほどということで、その事後評価等を行っているところでございます。

評価方法につきましては、まず部門ごとに第1次評価を行いまして、その後副市長を委員長とした11名による行政内部の行政評価委員会というものを第2次評価ということで行っておりまして、その中で事業の評価ということで、一つとしては拡大をする、二つ目としては従前どおり継続をしていく、三つ目としては統廃合、ほかの事業と統廃合したらどうかと、四つ目としては縮小すべき、最後に五つ目としては廃止、中止というような、事業の仕分けと申しますか、国で今やられていました事業仕分けじゃないですけども、市としてもそういったことで行政評価というものをそれぞれの事務事業ごとに実施をしているところでございまして、今年度は、現在その取りまとめをしている状況でございまして、今後、各種の計画策定、あるいは事業の採択、事業の見直し、そういったことで進行管理、あるいは今、議員がおっしゃったように予算編成、そういったものに活用していきたいと、そういった予定でございまして。

それから、第2点目の予算の編成、税金がどのようにということで、市民のニーズにどのようにこたえていくのかというご質問でございますけれども、予算編成では、市民のニーズを反映して、平成20年の3月に、ご案内のように、つくばみらい市の総合計画に掲げる基本施策を効率的に実施するために、実施計画を策定して計画的な事業運営を進めるとともに、財政の運営につきましては、市税等の滞納に対する迅速、的確な対応などによる収納率の向上、あるいは公営企業等の経営の健全性の確保、投資的経費の事業効果の点検や事業手法の再検討などを進めながら、財政の健全化を図っているところでございます。

しかしながら、議員おっしゃるように、平成21年度におきましては法人の市民税が大きく落ち込んでいるということで、非常に財源も厳しいということでございまして、こういった状況は、来年度平成22年度においても同様の状況が懸念をされているところでございます。

予算の編成作業に当たっては、市議会において決議、あるいは採択された請願・陳情、その他指摘事項及び要望事項、それから各行政区の行政協力員、区長さんからそれぞれ各課に出されています住民の要望、あるいは今、政府の方でも盛んに対応しています緊急雇用対策などについて十分な配慮を行って、できる限り住民ニーズにこたえてまいりたいと考えております。

ちなみに、平成22年度の当初予算につきましては、先日も申し上げましたように、骨格予算ということで編成をするように考えております。

それから、3番目の会計検査院の指摘による不正経理の問題でございまして、先月会計検査院が鳩山首相に提出いたしました官庁や政府出資法人などの2008年度の決算報告では、会計検査院は、今回、国庫補助金で設立された基金のうち、多額の運用益を保有したケースなどを集中的に調査を行いまして、基金を委託先業者に預けて運用させ、その利益で事業費を賄っていた日本貿易振興機構等に対して、余剰資金としての判断をしたということがございます。

当市におきましては、会計検査院が指摘しているような政府出資法人や、県などが持つ国庫補助金で設立された基金と同様なものとしたしましては、ことしの2月に設立されました介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てた基金1,988万5,000円がございますけれども、この基金や予算の執行につきましては、例月出納監査あるいは決算監査など、議員の代表、そして民間の有識者による監査委員さんが、適正な予算執行を確保するため厳正な監査が行われていることから、不正な経理は行われていないと思いますので、市独自でその他の調査や検証をしていくという考えは、今のところはありません。

それから、物品等の納入等につきましては、検査員、それから立会人、そして受領者という形で3人でそれぞれ確認検査なんかをしておりますので、伝票と違った納入をしているとか、発注と違うような納品をしていると、そういったことは当市ではあり得ないと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） ありがとうございます。

行政の内部、執行部11名で評価をしていると、内部評価ですね。私は、このむだがどこにあるのかということを質問しているのですが、庶民感覚として、家庭の出費ですが、給料が目減りしているとなると、むだな出費を家庭から一掃する。照明のつけっ放しとか、蛇口も小まめに閉め、ふろの残り湯も有効に使って、家族全員でむだゼロに挑戦していく、必死にやりくりすることです。簡単には借金することはありません。奥さんも共働きということになる。これが今の庶民感覚ですが、こういう庶民感覚そのままにむだを削減してほしいということであります。

このどこにむだがあるのか、効率化が必要なのかというのは、ある一面では市の職員さんが一番よく知っているのかなと。この市の職員さんの英知を集めて、どこにむだや効率化を図るべきなのかという、職員さんの意見を集約したものを議会に報告できるような制度があればなとも思っているんです。また、職員さんが日常では気がつかない、今まで当たり前だった組織や慣例に気づくためには、市政のどんなところをむだだと感じている市民の皆さんに聞いてはどうかということをいつも思っているんですね。

そういう意味でも、この行政評価委員会の会合、11名でやっている会合に、市民の目線、外部の目線を入れてはどうかということを言いたいわけです。この予算査定の基礎となる生の現場を納税者が見るということは、民主主義の原点を確認する意味でもいい機会になるのではないのでしょうか。緊張感も生まれることだと思います。

また、守谷市では、外部評価公開会議を開催しますというお知らせで、だれでも傍聴できるような制度があるのですが、この傍聴制度を我が市でも導入してはどうかと思いますが、お尋ねをします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えをいたします。

この行政評価につきましては、ホームページ等では公表をしていくということでございます。

それから、さらなる行政評価システムの確立を図るため、議員今おっしゃいましたように、推進組織の体制の強化、あるいは市民を含めた外部評価委員等の設定などにつつまし

ては、傍聴制度等も含めて今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） 本市の将来像は「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」であります。活力、活性化というのは、一言で言えば人と人とが交わっていくことだと思いますが、議論でも会議でも、活性化した議論というのは、多くの人が一人一人発言していくことで、一人の人が長時間発言することではないと思います。

活性化の一つの方法として、新規参入という増加がありますけれども、先ほど言った行政評価委員会の会合に外部の視線を入れるだけでも、非常に効果があると思います。大勢の意見を聞くことは非常に望ましいのですが、それは大変困難なことで、話は変わりますが、ごみ減量化委員会がこれから立ち上がって、市民の方が2名募集されるということが「広報つくばみらい」にお知らせで書かれておりましたけれども、2名と言わず、私は、20名ぐらい募集してわいわいやった方が、いいアイデアもどんどん出てくるのではないかと思います。市民の知恵をかりていくという姿勢が大事になっていくのだと思います。

この質問で、私は、透明化ということで外部の視線をお願いしたいということで質問しているわけですが、この行政評価システムの導入というのは、効率的で効果的な市政の実現を目指す、そして市政の透明性を高めていくということ、さらに内容をわかりやすく説明するということです。この行政評価委員会、ぜひ傍聴できるような制度の検討を要望して、この質問を終わります。

第2問目の質問として、子育て応援特別手当金が執行停止になったということです。多くの期待を担って、鳩山民主党新政権に移行して3カ月過ぎましたが、何ら新しい有効な経済対策は打ち出されないまま年内は終わってしまいます。7月から9月の経済指標の数値は上がりましたが、これは昨年来の自公政権下での対策の効果であります。

経済、景気雇用の深刻さがますます増大して、現場の経済が混乱をきわめていく中、庶民は賢く財布のひもを締めます。安売り競争の中で政府のデフレ宣言、国民も企業も先行きが見えません。建設業者の方が言っているのは、中止、凍結、検討中で仕事がない上に、見通しが立たないと訴えております。運送業者は10月からがくっと仕事がなくなったと。飲食業者の人は、安売り競争で価格が暴落、どうしようもないという声です。

この景気のでこ入れだったはずの緊急経済危機対策、この第1次補正、新政権は3兆円近く削減をしてしまいました。これは、いわば重病人に点滴を施した処置を、その点滴を外してしまったようなものであり、世界に例のない、日本だけがやっている逆噴射政策だと思います。いきなり点滴を外すことによって起きた鳩山不況という言葉が一時新聞に載ったことがあります。支持率が当初70%台だったのが、今、50%台に落ちました。

新政権は、第2次補正の実施を閣議決定をしたままで、国会が閉幕をしてしまいました。次の国会の議決を経て執行するまで相当な時間がかかる。来年のその通常国会の召集日さえはっきりしていない。この時間の経過による不利益は深刻です。まさにタイムデメリットは明らかであります。

今できる即効性のある対応策として、3兆円近く執行停止した今年度の緊急経済危機対策の第1次補正予算の凍結を直ちに解除した方がよかったのではないかと。

その執行停止した経済危機対策の一つである子育て応援特別手当金ですが、これは、子

育て中の家計を直接支援するため、また欧米各国で実施されている幼児教育の無償化への第一歩として、公明党の強い主張で実現したのですが、小学校入学前の幼児第1子から3万6,000円を支給するものです。3歳から5歳の就学前のこの時期は、幼児にとって大きな精神の成長を遂げる極めて大切な時期であり、自己主張の芽生え、人とのコミュニケーション、さらに自立性、社会性も芽生えるようになり、子供の社会生活の基盤がつけられていくこの時期の教育は、子供にとって最も大事なときであります。それゆえに、保護者にとっても経済的、精神的な安定は欠かすことができません。

この子育て応援特別手当金の執行停止は、期待をして楽しみにしていた保護者の人たちを裏切るものであり、この市の担当窓口にも、「どうしてももらえなくなったのか」という問い合わせが数件あったと聞いています。

このOECD経済協力開発機構というところ、先進国の自由な意見交換によって経済成長に貢献することを目的としている機関ですけれども、このOECDが、日本の政策課題達成に向けた提言政策の中で、鳩山政権が実施しようとしている子ども手当に対して、その目的を再検討するよう指摘しております。このOECDのグリア事務総長が言っていることは、女性が仕事と家庭を両立できるようにすれば、経済の生産性や競争力が向上して出生率も上昇すると。巨額の財政赤字を抱える日本には、少子化対策の女性の社会進出を両立させる一挙両得の対策が必要であると述べております。この子ども手当の目的と対象を再検討すべきだと主張しております。

教育の章では、日本の就学前教育に対する公的負担の割合は、加盟国の中で日本が最低水準であり、保育サービスの不足や保育料の高負担で、3歳から5歳の幼児を持つ母親の就労率、仕事につく率が最低水準であるので、限られた財源を効果的に生かすには、保育サービスや就学前児童の教育に重点を置くべきだと。就学前教育、奨学金制度などの充実など、子ども手当の実施よりも優先すべきだという考えを示しています。

この中で、教育に関する提言、その抜粋ですが、就学前教育と保育に対する公的支出を増加すべきであると言っている。つまり言い換えれば、この子育て応援特別手当金は執行停止をすべきではないと言っているに等しいことになります、このOECDが言っていることは。

この執行停止に対して、厚生労働省からは、おわびのメール1通が市の総務課に届いただけで、何の説明もありません。鳩山首相は不要不急の約3兆円の事業を停止することができたと言っていますが、このお金は、生活を支援し景気回復に役立つ使い道に振り分けると言っています。この子ども手当は、子育て応援特別手当金と趣旨が似ていますけれども、今の経済状況を見た場合、あえて混乱を引き起こしてまで執行停止をする意味があったのでしょうか。

この第1次補正予算は、国会で審議をして、決定して、重いものであるはずですが。それにもかかわらず、国会での審議もなしに、議決もなしに、予算の執行停止という大なたを振るうことは、憲法違反に抵触するという意見もあります。いずれにしても、相当な強権的なやり方であることは間違いありません。

また、直接市民と接する市として、また、一生懸命この事業に準備されてきた市職員の皆様、突然の中止に大変迷惑をしていると思いますが、国と地方が協議することなく、一方的に中止するこの新政権のやり方に関して、市長はどのようなご意見、ご見解をお持ちでしょうか。

また、執行停止を受けて、計画していた事業の歳入を国から見込まれなくなりました。つくばみらい市で独自で予算化できるかどうか。

ちなみに、対象者は1,200人、額としては約4,600万円が必要ですが、市独自で実施するお考えはないのでしょうか、あわせて伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今回、この事業中止となった子育て応援特別手当事業でございますが、非常に私も残念に思っているわけでございますが、中止については、住民、関係者どなたにも何の連絡も相談もなし、一方的に中止されたのは非常に残念に思っているわけでございます。

そもそもこの事業は、国の責任において行う事業として計画されたものでございまして、このことからしても、市が国になりかわって実施する予定があるかどうかというご質問でございますが、基本的には私はございません。政策的には、国民の福祉向上を目的に国の責任においてなすべき事業と、地方自治体が地方の財政状況と実情に即してなすべき事業という仕分けがあって行われるものでありますが、今回の子育て応援特別手当につきましては、まさに国策として行ってこそ、その成果が期待できるものだとは私思っております。

子育て支援に対しましての私の考えは、政府が計画した給付金型の子育て支援策も国策としては有効な対策かとは思いますが、当市では、市の財政状況、実情等を勘案した対策、具体的には、本会議にも上程いたしました児童クラブの保護者負担金の軽減やインフルエンザ予防接種費用の一部助成など子育て世帯への側面的支援策、さらには子育て環境の整備等に重点を置いた事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、新政権においては、先ほど申し上げましたように、新たな少子化対策、子育て支援として子ども手当が議論されておりますが、この手当の創設に当たっては、地方自治体の意見を、今申し上げましたように十分に反映するとともに、その経費は全額国庫負担とし、地方自治体の負担とならないよう、今後とも地方6団体と連携を図りながら強く要望してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） 負担にならないように要望してくれるということで、私は、この質問で子ども手当のことに关していろいろ書いてきたんですけども、当初の計画どおり子ども手当に关しては全額国費として、地方自治体に負担を求めないということを市長は要望してくれるということであります。

この質問終わりますけれども、私は感想として、「広報つくばみらい」の9月号には、昨今の社会情勢を踏まえ、引き続き平成21年度も第1子まで子育て応援特別手当金を再度実施していきますということが丁寧に周知されているわけですね。10月号には、一転して、国の政策転換により執行停止となりました。ご迷惑をおかけいたしましたということです。市としての執行停止の説明としては、余りにも簡単ではなかったかと思ひます。

国会で議決された今年度の補正予算を国会の閉会中に内閣の責任で執行停止した以上、子育て応援特別手当金は、生活を支援するものでもなく、景気対策から見ても不要不急と判断したその経緯と理由を、具体的に市民に説明する義務が私はあると考えるんです。これから地方分権が進められる中、市の行政に対する責任がますます増して、独自性や主体

性が問われることになります。このことに関して、市独自で子育てに対するコメントがあってもよかったのかなと私は思います。

子ども手当が、もし児童手当と同じような負担割合、子ども手当は最初全額国庫負担としていたのですが、今になって地方や企業にも負担を求めるような検討を始めています。新聞報道にもあるように、地方負担を求めてくる可能性があります。先ほどの答弁で、市長が全額国庫負担ということで強く要望してくださるということで、この質問を終わりますが、ちなみに児童手当と同じ負担割合とした場合、ある市では、試算したところによりますと、児童手当のときは1億9,000万円であったのが、子ども手当となりますと、月額1万3,000円と計算して3.2倍の6億1,000万円の負担になるということです。月額2万6,000円ではどういうことになるか。

つくばみらい市では、児童手当の負担は県の負担と同じとした場合8,600万円ほどですから、支給額が2万6,000円と仮定すると、乱暴な計算をすると6億円ほどになるんですね。ぜひ国庫負担でやっていただけるよう提案を強くお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩とします。

5分間の休憩で、55分に再開します。

午後1時50分休憩

午後1時55分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、4番染谷礼子君。

〔4番 染谷礼子君 登壇〕

○4番（染谷礼子君） 4番の染谷です。今回、3問通告しておりますので、順次質問をいたします。

初めに、乳幼児医療費助成事業の拡大についてということでお伺いをいたします。

乳幼児の医療費制度は、乳幼児疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、少子化が進行する中で、子供を安心して産み育てることができる環境づくりを推進することが目的であり、また子供を持つ家庭の経済的負担軽減を図ることを趣旨として実施している制度でもあります。子育て支援の政策として、大変重要な事業であると考えております。子供の命を守る観点から、参考といたしましてお話をさせていただきたいと思います。

本市におきましては、新型インフルエンザ対策として、感染予防のため、10月26日から小中学校の全児童、また生徒と教職員、そして養護学校や保育所、幼稚園でマスクの一斉着用を始めました。約21万枚のマスクを配布いたしました。しかし、新型インフルエンザの感染拡大は広がり、市民の多くが新型インフルエンザのワクチンに関心を寄せていたちょうどそのころ、いち早く11月26日にワクチンの接種費用の助成を発表されました。この対応につきまして、私は高く評価をするところであります。

しかし、厚労省の調べで、新型インフルエンザで入院をした方は、7月29日から12月1日までで1万487人でした。その中で未成年者が9,339人、90%を占めております。ゼロ歳から4歳は2,275人、約22%、最も多かったのが5歳から9歳で4,725人、約45%の子供たちが入院をした、こういう結果だったそうです。

これはあくまで新型インフルエンザのデータではございますが、幼児期や小児期につい

ては、感染症だけでなく、その他の病気につきましても子供たちの罹患率は非常に高く、重度化に及ぶことが多くあるのです。このようなことから、子供の病気に関しましては、早期発見、早期治療を受けられるために、現在実施している乳幼児医療費助成の対象年齢を拡大すべきであると考えるのであります。この点につきまして、市の考えをお聞かせください。

また、所得制限につきましては、現在の対象外の方は約2.9%ほど、ほんのわずかな子供たちだけが対象外となっております。できることなら撤廃をして全員を対象にする、このようなことが理想ではありますが、段階的に見直しをする、このような考え方もありますが、この点についても伺いをいたします。

私は、この件につきまして、平成19年に一度質問をさせていただいております。そのときの答弁では、今後研究をしてとの答弁をいただいておりますので、またこの点につきましてもご所見がありましたらお聞かせをください。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 乳幼児医療費助成事業の拡大と、こういうことでの質問でございますが、乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大、所得制限の見直しということでございますが、この事業は、県の補助を受けて、県の基準に基づいて助成を行っておるものでございます。したがって、本市といたしましては、既に外来自己負担の助成を単独で実施しておるところでございますので、対象年齢の拡大、所得制限の見直しをするという単独助成の拡大につきましては、現在考えておりません。

あとは部長の方から答弁をさせます。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） 医療福祉費支給制度につきましては、条件を満たす人が医療保険を使って医療機関にかかった場合に、一部負担金を公費で助成をする制度でございます。

今、市長が申し上げましたとおり、県の補助を受けてこの事業を実施しております。当市では、外来自己負担金については市単独で助成をしております。この単独事業につきましては、所得制限を撤廃している市町村や、対象年齢を拡大している市町村もありますけれども、この場合、マル福自己負担の肩がわりをしていない場合が多いと。

今、議員がおっしゃられたことをすべてやりますと、すべて単独で実施するということになります。マル福制度は経済支援でございますので、一定以上の高所得者の方には応分な自己負担をお願いすることになります。現時点では、市の単独事業を拡大することは考えておりません。ご理解のほどお願いします。

以上です。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 市長、部長の方から答弁をいただきました。

私は、この乳幼児医療制度の県の実施状況を今回また調べてみました。市町村の特色を生かした事業ということで、いろいろな形で展開されておりました。今、部長の方からお話がありましたけれども、特に小学校や中学生まで対象を拡大しているところがふえております。所得制限の撤廃につきましても、県内約60%が撤廃をしている状況です。また、

入院時の補助をしている自治体もふえてきております。

本市の平成20年度 1 歳から 6 歳までの対象総人口が2,175人ですが、所得制限で対象外となった方を除くと対象者は2,113人です。平成21年度で見ますと、小学1年生から6年生までで2,335人です。ほぼ、今、実施をしている対象者と同じ人数になるわけですね。現在の経済危機の影響による景気の悪化で、子育てをする若い世代への経済的負担は大変大きな役割を占めていると感じております。何にも増して、子供たちを守り育てる環境を整える上で、大変重要な施策であると思うのであります。

県の状況を調べましたときに、今後の乳幼児医療費制度の助成に関しまして、県の今後についてお伺いをしました。今、市長、部長の方から、県の指示に基づいて実施をしている、補助が2分の1あるわけですが、この補助を受けて実施をしているんだという答弁でございましたが、県によると、来年度その対象年齢を拡大をするという方向性にあるようです。県がそういう形をとった場合に、市としては即対象年齢を拡大することをお考えでしょうか。この点についてもう一度お伺いいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

○保健福祉部長（湯元茂男君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員がおっしゃられたとおり、県の方にも拡大の流れというか、あると思います。それも私も聞いております。県の方の基準に従って市はこの制度を行っていきますので、県の方で拡大されれば市の方も拡大するということで対応いたします。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。では、来年、県の方が実施をしたという状況で拡大を考えていくという理解でよろしいですね。

急速な少子高齢化と人口減少が同時に進む中で、総合的な子育て支援策が今後大変重要となると考えております。市の英断に期待をいたしまして、1問目の質問を終わります。

続きまして、2問目に通告しております有料広告の一層の拡充についてということでお伺いをいたします。

厳しい財政状況の中、自立を目指して奮闘しているのは本市だけではありません。全国の地方自治体では、厳しい状況を何とかして改善をしようと、いろいろなアイデアと工夫で取り組みを展開しております。そして、大きな財源を生み出しているところもございます。

例えば市の発行するポスターやパンフレット等の刊行物、また市内の公園やバス停などにも工夫をしております。

特に流山市では、市内全世帯に配布をするごみの分別表にも広告を掲載し、広告収入は約90万円で、分別表を作成するための印刷代の大半を補った例がございます。

また、東京北区では、生活ガイド誌便利帳に39件の広告を掲載し、約290万円の収入を得ることができたそうです。このほかにも、市のホームページや国保の納付書、ごみ袋など、たくさんの取り組みで自主財源の確保を実現させております。

そこで、今回提案をいたしました公用車や封筒への導入ということですが、今回、取手市の状況をということで取手市からこのようなものをお借りしてまいりました。この封筒ですが、表は取手市役所の名前になっております。裏に広告を掲載しております。この封筒1枚、この中の枠広告料が1円になっているそうです。これを10万枚作成するこ

とで1社が10万円ですね。ここに今2社載っておりますので20万円、これは10万枚を使い切るまで継続するそうですけれども、予定としてはもう1社載せたいということで取手市の方は言うておりました。これが3社になれば30万円の収入という形になります。

また、滋賀県の栗東市では、ことし職員の業務用の公用車に企業向けの広告枠を設けて掲載募集を始めました。軽貨物の公用車の車体両側面に、縦50センチ、横60センチの枠を設け、広告を印刷した特殊フィルムをマグネット式かシール式で張りつける事業です。ちょっとこちらは小さいんですが、こういった形で、軽貨物の後ろの部分に広告枠を設けて掲載を募ったそうです。これが1台当たり月2,000円で提供しています。契約は1年ごとに更新をしまして、業種の制限はなく、応募のデザインや内容は市が審査して決め、取りつけや撤去費用は広告主が負担をする、結局市は一銭も負担がないわけですね。こういうことで、栗東市ではことし5台分の募集をしたところ、13社の応募があったそうです。それで、トータルで29台の広告掲載が決まったそうです。

財政力アップは、出費を減らして入をふやすことであります。本市でも、循環バスや公用車、また封筒への有料広告を提案いたします。

本市で昨年から実施しております広報紙の有料広告の実績も踏まえまして、初めにお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 秘書広聴課長石神 栄君。

〔秘書広聴課長 石神 栄君 登壇〕

○秘書広聴課長（石神 栄君） 有料広告の一層の拡充についてというご質問でございますが、当市の有料広告物掲載事業につきましては、平成20年3月に、市の有料広告物掲載事業の基本となるつくばみらい市広告掲載要綱を策定いたしまして、その後、広告媒体の一つでございます「広報つくばみらい」における取扱要領を定め、平成20年9月から有料広告の掲載を実施しているところでございます。

広報紙への広告掲載料につきましては、広報紙1ページ1段を一枠といたしまして、1カ月当たり一枠2万円、その半分の半枠を1万円ということでちょうどいしております。

昨年の状況を申し上げますと、取扱要領によりますと、市内に事業所があることを掲載資格としておりますので、すべて市内の事業者になります。具体的に申しますと、銀行1社が延べ半枠を2回、それから金融団が半枠を延べ3回、美容室の方が半枠を1回、それから霊園業の方が全枠を延べ7回ご利用いただいております。歳入総額といたしまして20万円をちょうどいしております。これは、昨年の広報発行経費にしますと約5%の金額になるものでございます。

今年度につきましては、昨年度から掲載していただいております事業者の方に加えまして、さらにもう1社、着物教室の方でございしますが、新たにご応募いただきまして、今後の掲載予定も含めまして、既に35万円の歳入がある状況でございます。

それから、議員から今ご提案をいただきました市の公用車、それから封筒への有料広告物掲載についても、市でも貴重な収入源になるという認識を持っておりまして、特に市のホームページ、コミュニティバスについては、既に、運営経費の確保策といたしまして、各担当課において有料広告掲載に関する具体的検討を進めているところでございます。

具体的に申しますと、コミュニティバス関係におきましては、車両側面等への広告掲載、車内広告、それから車内放送、停留所名称看板及び停留所スペースへの広告掲載、また時刻表等の印刷物への掲載なども検討しているところでございます。

ほかの自治体の状況を見ますと、庁舎の壁面を使った広告とか、フロアマットへの広告掲載などの実績もあると聞いております。

また、封筒につきましても、今、議員からご紹介いただきましたように、広告料をいただいて企業広告を封筒に刷り込むという方法もございますが、そのほかにも企業広告が入った所定の封筒を無料でいただきまして、それを庁用封筒に活用させていただくといった方法や、それから市民便利帳につきましても、広告会社と市とが委託関係を結びまして、その作成経費をすべて企業広告で賄うといった方法、近隣市町村でも取り入れられているということを伺っておりますが、そういった方法もあると。

当市においても、その方法については、その媒体ごとにいろいろ検討を進めてまいりたいと考えております。

ちなみに、回覧板は、これまで市が作成をしておりましたが、平成20年度は区長会が広告会社と協力をいたしまして、市費の負担なく、すべて広告費で回覧板を作成して、市の直接経費の削減に努めたという実績もございます。

当市といたしましては、集中改革プランにも示されておりますとおり、自主財源の確保、あわせて地域経済の活性化を図るため、順次掲載可能な広告物を模索しながら、有料広告掲載事業の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。大変いろいろ状況を把握していただいているということを確認させていただきました。封筒、コミバスへの導入ということで検討していただくという答弁もいただきましたけれども、ここで大変問題になっていくのが、どうこの広告事業をやっているかということをお願いする、いわゆる営業力が、大変今後重要なポイントになるのではないかと思います。

本市には、商工会の加入状況では、商業部門として489、建設業として325、工業部として104、合計918の企業がございまして。これは商工会に加入のところでありますので、入っていないところを含めると、1,300以上あると伺っております。

今、何社か広告掲載を使っているということでしたけれども、できれば私は、その広告の事業の種類を、枠を広げまして、今言いました封筒、公用車、それから広報紙といろいろありますけれども、そういったもののチラシ等もつくりまして、商工会の皆さんと連携を図っていく、これが一番効果的であるのではないかと考えております。

ほかの市町村によりまして、営業担当部などをつくりましてこの営業を積極的に行っているところなんかもございますけれども、私は、せっかくやるんですので、もっと積極的にやっていただきたい、このように思うわけです。

財源確保のためのアピールとしまして、市は今後どんなお考えを持っていられるか、この点について2問目で伺いたいと思います。

○議長（今川英明君） 秘書広聴課長石神 栄君。

〔秘書広聴課長 石神 栄君 登壇〕

○秘書広聴課長（石神 栄君） 今後の営業活動というご質問でございますが、募集活動、広報紙の当市の募集活動に関しましては、制度発足当初、商工会の方に制度の説明や協力の要請を初め、広報紙、それから公共施設に電光掲示板付きの自動販売機がございまして、こういった広報媒体を活用させていただいて募集案内、さらには市職員が市内の主立った

事業所へ直接訪問して制度の説明、それから広告掲載についてお願いに上がったところでございます。

しかしながら、昨今の景気の悪化の影響によりまして、広告を掲載していただける事業主の方がなかなか見つからないというのが現状でございまして、もちろん私どもの方といたしましても、さらにその営業活動には力を注いでまいりたいと考えております。

今、議員の方からも、市の自主財源の確保の観点からすれば積極的な営業活動というふうなお話もいただきましたけれども、もう一つ、市の財源確保の観点からすれば、掲載資格を市外の事業者にも拡大し実施することも入れ、今後、課題の整理、検討を進めていかなければという考えもございしますが、本制度の目的の一つは、やはり地域の活性化であるということもあるので、まずは市内の事業者の方にはぜひご利用、ご活用いただきたいと考えておりまして、そのためには、まず市商工会の皆様の一層のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

あわせて、今現在、広報紙の方に広告を掲載させていただいておりますが、広報紙、それからホームページが企業様の有効な広告媒体であるというふうな評価をいただけますよう、市民の皆様に親しまれ、そしてわかりやすい広報紙面づくり、それからホームページづくりへも努力してまいりたいと考えております。

今後の営業活動につきましても、さらに積極的に進めてまいりたいと考えております。何とぞご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 積極的に取り組んでいただくということで、財政的な状況もございますので、積極的に早い段階で取り組みを広げていただければということを要請いたします。

財政が厳しい状況にございますが、やはりこの財政状況に立ち向かうためには、むだを省くこと、これは言うまでもございませぬ。一番大切ではございますが、負けない行政、強い行政をつくるために、財源を生み出す取り組みも今後大変重要ではないかと考えます。どうぞ積極的に取り組んでいただくことを期待いたしまして、2問目の質問は終わります。

続きまして、最後の質問で、公共施設の改良整備ということでお伺いをいたします。

基本的に、公共施設は安全・安心であることが絶対不可欠であると考えます。このようなことから、今回、3カ所の施設について順次お伺いしたいと思います。

1点目の結城三百石記念館は、約300年以上前の江戸時代初期から地方開発の中心的役割を担ってこられた結城家から、郷土の発展を願って寄附をされました。

この屋敷は、現在、市民の利用施設としても広く公開をされております。お屋敷内に一歩足を踏み入れると、江戸時代の生活にタイムスリップをしたかのような錯覚をするほど、大変すばらしいお屋敷です。最近では、ドラマの撮影や歌手のCDジャケットの撮影などにも活用されているそうです。小学生や地元のイベント等で活用されており、小学生の来館も大変多くなっております。昨年の来館者は2,164人と伺っております。

しかし、この記念館の中には、内トイレと外トイレ、今はあまりございませんが、江戸時代ですので、外と中にトイレが2カ所あります。このトイレが、どちらも和式のトイレであります。子供やお年寄りが、どうしても和式だけでは不自由との声が多くあります。子供たちの中には、泣き出してしまって用を足すことができない子もいたと伺っておりま

す。せめて1カ所ずつでも、洋式トイレを設置してはどうかと思うのであります。この点についてお聞かせください。

2点目に、間宮林蔵生家及び記念館については、案内標識ということでお伺いいたします。

今回のこの間宮林蔵生家の件に関しましては、先輩議員の皆さんからも何度かご指摘がございました。市の誇れる文化財である間宮林蔵生家は、市をアピールする上からも大変大きな役割があると考えます。間宮林蔵を知る人は多いのですが、場所がわからない人も大変多いのです。

私は谷井田に住んでおりますが、何度か場所を尋ねられました。一度は、間宮林蔵生家まで案内をしたこともございます。訪ねて来られる方は、市内の方もおりますが、埼玉ナンバーや千葉ナンバーなどの他県の方も多くいらっしゃいます。谷井田地域で散歩をする方々は、間宮林蔵生家を聞かれることが大変多くあります。

その原因の一つが、案内標識に問題があると思うのであります。生家への入り口である市道1-3号線に設置されている標識は、世界地図に名を残すただ一人の日本人、間宮林蔵の名に申しわけないほど小さい。そして、一度や二度通っただけでは絶対にわからない。あれでは観光案内の役割をしていない、このようにも思うのであります。一度通ったらわかるような、もっと大きな案内標識にすべきと考えます。

現在、案内標識は、この市道1-3号線だけでございますが、電柱に2カ所、それから青木の入り口に1カ所と、山王新田の入り口に1カ所だけ案内がございます。せめて取手つくば線から市道1-3号線に入る谷井田地区のカスミ前や、稲戸井線からの案内も必要ではないか、このように思うのであります。昨年の入館者数は6,743人と伺っております。案内標識を工夫することでその効果は必ずあると考えております。この点についてもお伺いいたします。

最後に、文化財ではございませんが、ことし3月に建設をされました板橋コミュニティセンターについてということでお伺いをいたします。

板橋コミュニティセンターは、地元住民の方々を含め、多くの市民の方に大変喜んで利用していただいております。しかし、開設当初から、正面入り口ではなく北側からの横入り口に入る1段だけの階段が、この段差が大変問題となっております。踏み外したり、転びそうになるとの声がたくさんありました。そのような中、9月に一人のご婦人が転倒してけがをしてしまいました。公共施設の安全の面から、早急な対応が必要と思います。

それと、もう1点は、舞踊関係の方々やヨガなど健康体操には、練習をする上で欠かせないものが鏡でございます。そして、多くの舞踊関係の方からも要望いただいております。谷井田コミセンには大きな鏡が設置されておりますが、板橋コミセンには、この鏡がございません。備品として設置をしてはどうかと思うのであります。この点について、初めにお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの染谷議員の質問にお答えいたします。

公共施設の改良整備ということで、3点ほど質問いただきました。

まず、第1点目の結城三百石記念館に洋式トイレをということでございますけれども、これについては、20年度、結城三百石記念館には、先ほど議員おっしゃられましたように

2,164名の方に来館していただきました。地元の小学生が郷土学習、あるいは歴史研究グループの方、それから年配の方が機織り体験など、そういうことをされて有効に活用いただいています。

しかし、先ほど指摘されましたように、トイレについては和式のトイレで、洋式のトイレがございません。ですから、高齢者ですとか、最近は洋式になれてきた子供たちには、安心して使える洋式トイレがぜひ必要かなと思っておりますので、新年度において検討していきたいと考えております。

それから、2点目の間宮林蔵生家と記念館の案内標識についてのご質問でございますが、間宮林蔵記念館については、年間の利用者が、先ほど出ていましたように毎年増加しております。20年度は6,723名の方にお願いいただきました。来館者の中には、間宮林蔵の顕彰会のある北海道の方ですとか、全国各地からおいでになっていただいておりますので、それにしても非常に案内板が足りないのではないか、見づらいのではないかという指摘をいただいております。今のところは、電柱の共架として電柱のところへつけてある、間宮林蔵記念館だけの看板ではありませんので非常に見づらいということで、数的にも非常に少ないかなと。今のところは、先ほどおっしゃられたように、山王新田十字路手前に1カ所、施設入り口の手前に2カ所、青木十字路に1カ所、それから施設の入り口のところに1カ所ということで、5カ所だけは設置しておりますが、いずれも小さいし、見づらいし、見落としされる方が多いということですので、識別のしやすい案内板をつけたいと考えております。なかなか財政が厳しい折ですけれども、設置場所はどこがいいのか、何カ所ぐらい設置すべきなのか、それから看板の大きさ、目につく看板はどんなものがあるのか、それらについて新年度検討していきたいと、これも考えております。

それから、3点目に質問のありました板橋コミセンの段差解消についてですけれども、本年の4月に開館をいたしまして、地域のサークル活動、文化活動、それから地区の方々の集会活動の場として、いろいろな方に活用していただいております。9月末までで延べ5,500人の方に利用していただいております。

しかし、先ほど指摘がありましたように、正門の方から入って右側、施設と自動車の通路との間に段差がありますので、ここの段差のところで、この段差が14センチの段差なんです。最初に見たときに、これはちょっと段差気づきにくいんじゃないかということで、カラーで色分けをしました。しかし、残念なことに、先ほど議員おっしゃられましたように、さっき議員は9月と言っていたんですが、10月だと私は記憶しているんですが、10月にけがをされた方がありました。健診に来られた方なんですけれども、利用者の安全を確保しなきゃいけないということで、建物の東側部分の33メートルに手すりをずっと設置したいと考えております。それから、手すり工事と同時に、東側が駐車場になっておりますので、その2カ所だけですね。そこの段差をなくして、軽いスロープにして入りやすいようにして、そういう工事をすれば大分安全策ができるのではないかなということで、出入口を確保しながら段差解消するように計画をしております。これについては、今回、補正予算で対応したいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、多目的ホールに鏡をというご質問でございますけれども、これも舞踊をやる方、ダンス、それから健康体操等のサークル活動をされる方からは、その姿を映す大きな鏡が欲しいということで設置してほしいという要望をいただいております。これについても、板橋コミセンの備品としてぜひ新年度で検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） まず、初めの結城三百石の方では、新年度にトイレの方を検討したいという答弁をいただきました。大変よかったとは思いますが、再度確認を含めましてお伺いをしたいと思います。

これは外と中とございますので、設置というのは外も中も1カ所設置をしていただけるのか。また、洋式トイレになって大変結構なことなんですけれども、確認をしたいのは、今、公共施設の場合ですと、ウオシュレットとか、それから人工肛門の方が使うオストメイトトイレ、こういうものが進められている状況ですけれども、私も、この寒い時期を考えますと、オストメイトやウオシュレットまでとは申しませんが、せめて便座だけでも温かいものにしてはどうかと思います。せっかく改修をするのであれば、後でまたやり直すようなことがないように、この辺を要望したいと思います。この点についてもう一度お聞かせください。

それと、間宮林蔵の案内標識に関しては、色、形、それから場所等まで検討していただいているということです。文化財を生かして大きなまちおこしになった例もございまして、どうか積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それと、3点目の板橋コミセンに関しましては、鏡の件は、大変皆さんから喜んでいただけていると思います。

それで、ここでもう1点確認ですけれども、階段につきましては、今、教育長の方から33メートルに手すりを設置したいという答弁をいただきました。せっかく改修をするということで、この板橋コミュニティセンターには自転車置き場がございません、駐輪場が。現在の状況を見てますと、車と車の間のあいている駐車場にとめております。風がないからいいけれども、倒れたら、また車等に当たってトラブルの原因になるのではないかと心配をされている方もいらっしゃると思います。それで、このスロープというさっきお話もあったんですけれども、私の聞き違いであつたら申しわけないですが、この33メートルというのは、今、転倒をよくしてしまうところから、正門のところまでの段差の部分に手すりをされるのでしょうか。

であるならば、北側の横の入り口の隣に事務所がございまして、その事務所の北側部分に屋根がございまして、そこに、自転車5台ぐらいとめられるスペースがあります。それで、その入り口のところの手すりをつける段差のところをスロープにして、何メートルかあけてスロープにさせていただいて、駐輪場も兼ねて一緒にやられたらどうかと思いますが、この点についてもう一度答弁お願いいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の結城三百石記念館のトイレの中と外か、それからウオシュレットで暖房便座つきなのかどうか、そういうことについてですけれども、詳しいことについてはまだ、新年度予算ですし、財政との面もありますので、その辺を両方考えながら、こちらでは、できるだけ数も多いし、いいものをとという要望はしたいと思いますが、財政もありますので、その辺はこれから検討しながら、まだ細かいところまでは煮詰めていませんので、これからの検討課題ということになるかと思えます。

それから、板橋コミセンのところですけども、33メートルに手すりを設置して、段差のところからの転落を防ぐということで、途中に2カ所ほど出入り口をつけるということで、そこは段差をなくすということで、それから駐輪場については、これは今までは考えていませんでしたので、それらがあそこできるとすれば、駐輪場になれば、やっていければとは思いますが。現場をよく見ながらこれから考えていきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。1点目のトイレの件も、予算的な状況もあるかと思いますが、ぜひ温かい便座ということを要望いたします。

それと、板橋コミュニティセンターの駐輪場の件につきましては、今後よく現場を見てということで答弁をいただきました。市の財産であり、また公共施設は皆さんが使うところですので、どうか安心・安全な活用をしていただく、また文化財につきましては、大変私は数多くの文化財のあるこのつくばみらい市を誇りに思っております。どうか多くの方にこのつくばみらい市の文化財を知っていただく、見ていただく、こういった取り組みを積極的にしていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩とします。

3時に再開します。

午後2時47分休憩

午後3時00分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

○14番（山崎貞美君） 14番の山崎でございます。最後の質問になります。

平成22年度から始まる行財政改革大綱ということでお尋ねをいたします。

平成22年度から26年度にかけて、第2次つくばみらい市行財政改革大綱が施行されようとしております。テーマは、「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」ということでもあります。この議会で一般質問、7名の方が質問をなされました。重複する部分も多々あるかと思いますが、お尋ねをいたします。

去る11月26日に臨時議会が開かれました折に、全員協議会が行われ、中間報告ということで執行部の方からご説明がございました。内容といたしましては、大きく8項目から構成されているようであります。

1番として、行財政改革の見直しに当たってということで、これは平成18年度から21年度の4カ年にわたるつくばみらい市集中改革プラン、これの総合計画との整合性を図り、22年度からの施行に盛り込んでいこうというものであります。

2番目といたしまして、行財政改革の基本的な考え方。これは平成20年3月に策定をされました本市の総合計画によるまちづくりの基本理念、環境共生型まちづくり、安心して暮らせるまちづくり、地域の魅力をいかしたまちづくりということでございます。市の将来像として、「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」をスローガンに挙げ、基本理念としては「自立したまちづくりに向けた経営基盤の改革」、地方分権の進展に対応し、地

方が自由と責任を持って自立をした行政運営を実施していくためには、まちづくりの主役は市民であると。住民自治の原点に立ち返って、本市独自の魅力や活力を創出し、自立した自治体として生き抜いていく。そのためには、市民と行政とが共通の目標を目指し、それぞれが自立した活動を展開し、お互いの役割を理解し合いながら、毎年度の予算はもとより、本市が持つ施設等の財産、また職員一人一人を有効に活用して、市民ニーズに対応した行政サービスを効率的に展開するということが重要であるということでございます。前例踏襲の考え方を改め、市民志向、成果志向で行政を運営し、よりよいサービスを効率的に提供することで市民との信頼関係が構築され、最少の経費で最大の効果を挙げるといふ行政の責務、さらには簡素で効率的な、あるいは効果的な行政体制の確立に向けて、市民本位の行政システムを構築し、信頼される行政を目指すということであります。大変な重要な項目であると思います。

3番目に推進体制。この項目は、私が3点ほどお尋ねをする中の一つでありますメンバー構成、平成18年度から21年度の4力年にわたる集中改革プラン、総合計画等の見直し、あるいは再度の強化しなければならない部分であります。メンバーによって目線が、あるいは考え方が違ってまいります。さらに、実現、実行ができることが最重要であります。行政改革懇談会委員のメンバー構成は、議員以外、唯一住民の代表であり、この事業に市民としての考え方、声などが反映される場であります。十分吟味して選考していただきたい、このように思います。第1番目の質問として、メンバー構成の基本、基準といいますか、男女の割合、前回のメンバーの入れかえ、内容等をお尋ねいたします。

4番目に、行財政改革大綱のイメージ、5番目が行財政改革の基本方針、五つに分けてございますが、この項目も大変注視をするところであります。

1番として、自立した行財政運営の推進ということで、合併特例債等による広域道路網の整備促進や、つくばエクスプレスの開業に関連した計画的な市街地の整備と社会資本の整備にかかわる財政負担の割合が大きくなってきております。今後とも財政状況は厳しい見通しでございますが、今後急速に進む少子高齢化等の社会経済情勢の変化に財政運営が適切に対応し、自主的で自立した財政運営を図るため、公営企業等・特別会計を含め、歳入の確保、歳出の効率化を初め、健全な財政運営に努めるとあります。

2番目として、協働によるまちづくりの推進、3番目が行政組織・体制の確立、4番は行政経営システムの確立、5番目に民間活力導入の推進がございます。

6項目としまして行財政改革の改革項目、7、行財政改革の内容、8が行財政改革サイクルということでございますが、3問目の私の質問に、どの部分に特に力を入れていくのか、これは先ほど申し上げました実行力、実現力がなければ絵にかいたもちであります。せっかく目標を定め、推進をしてまいるわけでありますから、途中経過と、あるいは進捗状況など把握していくことが大変重要だろうと思います。

いろいろ申し上げましたが、メンバーの構成、国が行っているような事業仕分けはするのか、この質問は先日川上議員、あるいは先ほど坂議員の方からご質問がありました。答えも出ていますので、補足なり、またこれだけは知らせておきたいんだということがあれば、その程度で結構でございます。3番目といたしまして、どの部分に特に力を入れるのか、この3点についてご所見をお伺いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長古谷安史君。

〔総務部長 古谷安史君 登壇〕

○総務部長（古谷安史君） お答えいたします。

来年度からの行財政改革ということでございますけれども、ただいま山崎議員おっしゃいましたように、現在の行財政改革大綱及び集中改革プランにつきましては、今年度で終了するというところでございまして、現在、平成22年度を起点といたしました5年間の新たな第2次行財政改革大綱と、その実施計画となる集中改革プランにつきましては、行政改革懇談会の委員の皆様からご意見をいただきながら、現在、策定作業を進めているところでございます。

1点目のメンバー構成はというご質問でございますけれども、懇談会委員の構成につきましては、要綱に基づきまして、任期が3年、委員は10名以内ということで定められております。現在、市の市議会議員3名を含めまして、10名の方にこの委員としてお願いをしております。合併当初、委嘱しました委員の任期が3年ということで終了した関係上、今年度新たにこの委嘱をお願いしたわけですが、10名中5名の方にはお残りをいただいて、新たに5名の方を選任してございます。男性の方が8名、女性の方が2名でございます。そういったことで、先月ですか、市長の方から新たに委員として委嘱をさせていただいております。

それから、2点目の国が行っているような事業仕分けという話でございます。先週の4日にも、何名かの議員からご質問がありました。先ほど坂議員の方からもご質問があったとおりでございますけれども、当市の行財政改革の進め方ということでございますけれども、事業仕分けというふうな方法もございますけれども、当市では、お話ししましたように平成18年度からこういった導入の準備を進めて、昨年度から本格的な導入を行い実施しております行政評価制度というのを中心として、事業の廃止、あるいは見直し、そういったものの改革作業というものを行っているところでございまして、今後も、より一層こういったことについては推進をしていきたいと考えております。

この行政評価の組織につきましては、先ほどもお話ししたかと思えますけれども、行政内部にて評価を行っておりますけれども、今後は、市民の方を含めた外部評価制度の導入も検討していきたいと考えております。

それから、3点目のどの部分に今回力を入れていくのかというご質問でございますけれども、先ほど言いましたように、この第2次行財政改革大綱、あるいは集中改革プランにつきましては、詳細な内容等については現在審議中でございます。

基本理念ということで、先ほど山崎議員の方から五つほどそれぞれ、基本方針といえますか、そういったものを発表していただきましたけれども、その5項目すべてについて重点的にやっつけよう、あくまでもその五つを基本方針の柱ということで進めていきたいなど。

具体的には、今後、先ほど申し上げました行政改革懇談会の委員の皆様方の意見をちょうだいしながら、さらにパブリックコメント等も実施いたしまして、集中改革プランとあわせて、これから行財政改革を進めていきたい、策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 今、古谷部長の方からご答弁をいただきました。メンバー構成については、任期が3年ということであります、10名の構成で。3年ごとというのは、ちょうどいいスパンだというふうに私は考えます。そして、メンバーが3年ごとに、半数で

はありますけれども、かわっていく。そういう中で、皆さんのご意見を参考にして仕上げていく、市民の理解と協力が得られるだろう、効率がいいだろうと、こういうふうに評価をしたいと思います。

2番目の事業仕分けの件でございますが、これも行政評価制度、それを中心に事業の見直しをして、市民を、先ほどご答弁ございましたが、外部評価の制度を導入していくんだということでございます。これにつきましても、市民の冷静な目で、あるいは的確な判断をしていただくことになる、こういうことだろうと思うんですね。これも高く評価をしたいと思います。期待をいたします。

それから、3番目、どの部分に特に力を入れるのかということでお尋ねをし、お答えをいただきました。自立したまちづくりに向けた経営基盤の改革、そのためには基本方針、自立した行財政の運営推進ということですが、私、いつだったか、大分前になりますけれども、福沢諭吉の一説に「入るをはかって出るを制す」、このお話を差し上げた経緯がございます。

国も事業仕分け等でご案内のとおり、先ほど坂議員の方からも質問の中にございましたが、3兆円もの削減目標を掲げて非常に躍起になっている、そういうことであります。歳入も、税収の落ち込みは大変激しくなって国も大変になる。ましてや、どこの地方自治体も歳出の削減は必死になって行っております。

小さな例でありますけれども、本市におきましても、この前市民経済部においても、ことしの夏に、庁舎の窓辺にゴーヤを植栽して、エコ及びCO₂の削減に努めて、そのとれたゴーヤを市民の皆さんに窓口で差し上げている。まことに涙ぐましい努力、「なんだ大したことないじゃないか」と言うかもしれませんけれども、そういったことに気を配りながら一生懸命努力なさっている。大変これも評価をしたいと思います。

ご案内のとおり、税収の落ち込み等が非常に悪い。先ほど申し上げましたように、四面楚歌と言っても過言ではない状況にございます。

ご承知のとおり、我が国では、デフレスパイラル、これに入り込みまして、さらに円高状況が続き、国内の生産業者、製造工場、企業は大変な打撃を受け、将来性どころか、目先の受注に事欠くありさまであります。こういった中で、国、地方自治体の税収アップは大変厳しいものがあります。まさに今が、私は踏ん張りときだと思います。

特に地方自治体においては、今までの固定観念にとらわれず、規制緩和と思い切った政策が望まれます。あらゆるチャンネルを使って、製造工場、製造企業に限らず、いろいろな企業誘致を私は図っていくべきだろうと思います。

先ほどご案内いたしましたように、現在は生産企業は大変厳しいものがございます。将来を見据えるとき、本当に逆に今がチャンス、今頑張るんだ、これをしっかり構築することによって、潜在している、あるいは開発可能地域を、県とよく協議をし、さらに連携をして、掘り起こしていくべきだろうと、このように思われてなりません。

特にワープステーション江戸を含むあの地域の思い切った開発は、ぜひとも必要だろうと、このように思う次第であります。この案件は、本市はもとより、県にとっても活性化、さらには発展のために全力投球を望むものであります。そういった開発について、今度また東横戸台線、こういったものが新しく開通に向けて頑張っているわけになりますけれども、まず目先の掘り起こせるところから掘り起こしていくべきだろうと、私はこのように思う次第であります。ご所見があればお伺いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先般も議員からせっかくご紹介をいただきまして、実らなかったわけでございますけれども、これから、やはり基本的な考えとしては、今までの計画を主に、大いに開発に向かって進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 前回の堤議員の質問の中に、市長も今後また政権を担っていくのかというようなご質問がございました。市長は、今、当面の課題を一生懸命頑張るのみだと、そういう答弁だと思います。一生懸命、とにかく1分1秒もむだにはできない状況にあります。

今、染谷議員の方からも、間宮林蔵さんに対する案内板の質問がございました。私も、3月の一般質問の中で、看板ですね。あれを市内にもっともっとやらなきゃいけないだろうと。あるいはみらい平の駅とか、秋葉原が、そのあたりにもやった方がいいんじゃないかというご提案をさせていただいた経緯がございます。

先ほど豊嶋教育長の方から、看板に対してもやりたいんだけど予算の関係がいろいろあるというようなお話でもございましたけれども、私、ちょっと今、お話をお伺いして思いついたのですが、全くこれは浅知恵かもしれませんが、例えば間宮林蔵さんの看板にしても、今、染谷議員の方から、民間の広告、この話がございました。看板の大きさはいろいろあると思うんですけれども、大半を間宮林蔵さんの案内にしておいて、その下の方、あるいは横でもいいんですけれども、業者の方に協力をしていただいて、それをそこにちょこっと入れる。そのかわり市の方は、設置場所については一生懸命検討していく、協力させていただく。そうすることによって、例えば私、山陽ニットですけれども、小さく山陽ニットと書いて、上には間宮林蔵さんはこっちですよ。ただで相手に看板をつくっていただいて、そして自分達は設置場所については一生懸命地主さんともいろいろな方とも協議をして協力はさせていただく、こういう手もあると思うんですね。

ですから、固定観念があんまりこうだ、ああだとならないで、シナプスをやわらかくして、何かうまい方法はないかなと。こういうことも、したたかな、浅知恵かもしれませんが、気がついた次第であります。

なぜ私がこういったことを提案したり、こういった質問をしたかといいますと、昨今、国はもとより、地方自治体は削減、削減で、身を切ったり、足や手を切ることばかりしか考えていない。やはりプラス思考で、皆さんから見ると、なに浅知恵じゃないかと笑われるかもしれませんが、そういったことにも気を配るというか、頭を使ってみる、これは大事だろうと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（今川英明君） これで一般質問を終わりにします。

議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）

議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 5 4 号 平成 2 1 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 5 号 平成 2 1 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 6 号 平成 2 1 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 7 号 平成 2 1 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 8 号 平成 2 1 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（今川英明君） 日程第 2、議案第 50 号から議案第 58 号までの 9 案件を一括して議題といたします。

議案に対する質疑については、期限までに本職あてに通告がありませんでしたので、省略いたします。

議案第 5 0 号及び議案第 5 2 号～議案第 5 8 号について各委員会付託

○議長（今川英明君） 日程第 3、議案第 50 号及び議案第 52 号から議案第 58 号までにについて各委員会付託を議題とします。

お諮りします。

この際、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

なお、議案第 51 号 平成 21 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 6 号）などについては、各委員会において所管部分の審査を行うこととします。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は 12 月 11 日午後 1 時から開きます。

なお、討論を行う場合は、10 日の正午までに通告を願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 7 分散会

第 4 号

[12 月 11 日]

平成 21 年第 4 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 4 号

平成 21 年 12 月 11 日 午後 1 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	古 谷 安 史 君
市民経済部 長	中 川 修 君
保健福祉部 長	湯 元 茂 男 君
都市建設部 長	片 見 和 男 君
教育次 長	秋 田 信 博 君
会計管理 者	森 勝 巳 君
秘書広聴課 長	石 神 栄 君
企画政策課 長	間根山 知 己 君
総務課 長	堤 有 三 君
財政課 長	大久保 明 一 君
農業委員会事務局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成21年12月11日（金曜日）

午後1時00分開議

- 日程第1 議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）
- 請願第6号 ハッ場ダム中止問題について県に求める
- 請願第7号 ハッ場ダム中止問題について

日程第2 閉会中の継続調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）

請願第 6 号 ハッ場ダム中止問題について県に求める

請願第 7 号 ハッ場ダム中止問題について

日程第 2 閉会中の継続調査の件

午後 1 時 0 0 分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に、皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。
傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。

また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようによろしく願います。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第 5 0 号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第 5 1 号 平成 2 1 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 5 2 号 平成 2 1 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 3 号 平成 2 1 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 4 号 平成 2 1 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 5 号 平成 2 1 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 6 号 平成 2 1 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 7 号 平成 2 1 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 8 号 平成 2 1 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）

請願第 6 号 ハッ場ダム中止問題について県に求める

請願第 7 号 ハッ場ダム中止問題について

○議長（今川英明君） 日程第 1、議案第50号から議案第58号まで、請願第 6 号及び請願第 7 号、以上、11案件を一括して議題といたします。

これから委員長報告に入ります。

過日、本会議において各委員会に付託された議案及び請願の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長神立精之君。

〔総務常任委員長 神立精之君 登壇〕

○総務常任委員長（神立精之君） 総務常任委員会の委員長報告をいたします。

総務常任委員会は、当委員会に付託されました議案 2 件と議案第51号、議案第55号及び

議案第56号の委員会所管部分を審査するため、去る12月8日午前10時より全員協議会室において開催をいたしました。

その審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

説明のために、市当局から総務部長を初め、各関係課長のほか、担当職員の出席を求め、詳細な説明を聴取しつつ、慎重に審査を行いました。

まず、議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）について、執行機関から所管部分の説明を求め、審査をいたしました。

審査の過程で議論された主な内容を申し上げます。

委員からは、現在の採用している臨時職員の人数について、また、雇用した臨時職員の通勤途中の交通事故への補償についての質問が出されました。執行機関からは、幼稚園、保育所、給食センターなどを含め、臨時職員と嘱託職員で約250名の採用であると。また、通勤途中の事故については、本議案に計上した非常勤職員公務災害補償負担金により対応することとなるとの答弁がございました。

また、委員からは、コミュニティバスの運行ルートの見直しによりバスを守谷駅へ乗り入れるが、守谷市に設置される停留所部分において守谷市の負担の有無について質問が出され、執行機関からは、守谷市民も利用できるものであるが、乗り入れの目的はつくばみらい市民の利便性の向上であることから、負担は当市だけであるとの説明がなされるなど活発な質疑応答がありました。

次に、議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、執行機関から所管部分の説明を求め、審査をしましたが、所管部分は過日の平成21年第4回臨時会において可決、改正されました、つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、給料及び職員手当等の減額並びに人事異動による給与等の費目間調整に伴うものであり、委員からは質疑は特にございませんでした。

次に、議案第57号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出にそれぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,524万8,000円とするもので、その内容は、過日の平成21年第4回臨時会において可決、改正されました、つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、給料及び職員手当等を減額するものであります。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）について、収益的収入及び支出で、支出を138万2,000円追加し、10億5,506万4,000円とするものですが、その内容は、過日の平成21年第4回臨時会において可決、改正されました、つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、給料及び職員手当等の減額並びに定期異動による費目間調整に伴うものであります。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、当委員会に付託をされました議案及び委員会所管部分の審査の経過と結果について申し上げます。この決定に対して、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、総務常任委員会の報告といたします。

○議長（今川英明君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長直井誠巳君。

〔教育民生常任委員長 直井誠巳君 登壇〕

○教育民生常任委員長（直井誠巳君） 続きまして、教育民生常任委員会から委員長報告を申し上げます。

教育民生常任委員会に付託されました議案４件並びに議案第51号一般会計補正予算の委員会所管部分につきまして審査をいたしました。

その審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月８日午後１時30分より全員協議会室において、教育長初め、教育次長、保健福祉部長、関係課長ほか、担当職員の出席のもと審査を行いました。審査は、執行機関から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例については、学年始めの休業日、夏季休業日の７月、冬季休業日、または学年末休業日の期間限定で児童クラブに入級する児童について、１カ月のうち数日の通級になることから、通年で入級している児童との公平性を図るため、負担金を軽減するとともに、通年で２人以上の児童が児童クラブに入級する世帯についても、経済的な負担の軽減策として２人目以降の負担金を半額免除するため、条例の一部を改正するものであります。

委員から、期間限定で入級し、負担軽減を受ける児童のおやつ代の取り扱いについて、さらに現在の同一世帯から２人以上の在籍状況についての質問が出され、執行機関からは、おやつ代については日数に応じた負担であり、２人以上の在籍については11月現在31世帯であるとの答弁がございました。採決の結果、全員賛成で原案とおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第６号）について、執行機関から所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものといたしまして、民生費、身体障害者福祉費の備品購入費について質問がございました。これは、茨城県からの障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業費補助金を受け、本年度10月より事業を開始した療育教室に、適切な遊具を設置するためのものですが、委員からは、療育教室の職員体制及び遊具の選定についての質問が出され、執行機関からは、保育士３名と臨床心理士１名の体制である。遊具については保育士が教室を設置する近隣自治体を訪問し、対象児童に、より適切な遊具の選定に努めたとの答弁がございました。

また、民生費、児童クラブ費の備品購入費について質問がございました。これは、児童クラブを三島小学校に来年度設置し、あわせて東小学校の児童を同クラブに受け入れるため、開設準備にかかる備品を購入するものですが、委員からは、備品の内容及び入級見込み児童数について、また東小学校児童の三島小学校への移動方法についての質問が出され、執行機関からは、備品は他のクラブと同様のものをそろえる予定であり、入級見込みについては既に行った要望調査では両校で17名であったが、電話による問い合わせ等も受けており、20人程度が見込まれる。また、三島小学校への移動については、市のワゴン車を使用したいとの答弁がございました。

また、委員からは、教育費、学校建設費の板橋小学校における耐震補強及び大規模改修工事について、高額であるから公正な入札を望むが、予定される入札方法についての質問が出され、執行機関からは、条件付きの一般競争入札が予想されるが、今後、財政課と協議して進めたいとの答弁がございました。

また、委員からは、板橋小学校のブロック塀の老朽化についての指摘があり、執行機関からは、現場を確認し、対応を検討したいとの答弁があるなど、活発な質疑応答がございました。

次に、議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,346万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億629万9,000円とするもので、後期高齢者支援金等が確定したことにより補正するものであります。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,305万7,000円とするもので、保険料の過年度還付金にかかわる補正でございます。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,917万5,000円とするもので、国の介護保険法の改正により、新たに高額医療・高額介護合算制度が創設されたことによる介護サービス費等の補正でございます。

委員からは、高額医療合算介護サービス費について、昨年4月の法改正で対象を平成20年4月から平成21年7月までの16カ月分としていることから、なぜ平成21年度の当初予算に計上しなかったのか、その理由についての質問が出され、執行機関からは、対象期間が平成21年7月までであり、支給開始は平成22年1月以降であることなどから、対象者及び金額について、より確実な積算により金額を計上するため今定例会に提案したとの答弁がございました。

また、委員からは、認知症地域支援体制構築等推進事業における来年度の事業予定について質問が出され、執行機関からは、認知症の相談窓口、診断のための医療機関、認知症サポーターの在籍地区などが一目でわかる「地域資源マップ」を作成し、全世帯に配布予定である。また、徘徊者の対応に当たって、警察や認知症見守り隊の隊員などへメールの配信を行う仮称徘徊SOSネットワーク事業を検討している。さらに、認知症の早期発見や不安解消を目的とした認知症相談事業や認知症に対する偏見や誤解が多いことから、正しい知識を持っていただくため認知症普及啓発事業などを検討しているとの答弁がございました。活発な質疑応答がございました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げますが、この決定に対し、議員各位のご賛同をいただけますことをお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長(今川英明君) 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長倉持悦典君。

〔経済常任委員長 倉持悦典君 登壇〕

○経済常任委員長（倉持悦典君） 引き続きまして、経済常任委員会の委員長報告をいたしたいと思います。

経済常任委員会に付託されました議案2件及び請願2件並びに議案第51号一般会計補正予算の委員会所管部分につきまして審査を行いました。

その審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、12月9日午後1時30分から全員協議会室において開催いたしました。委員全員と議長、執行機関からは都市建設部長、市民経済部長、関係課長ほか、担当職員の出席のもと審査を行いました。審査は、執行機関から内容について説明をいただき、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）について、執行機関から所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものといたしまして、土木費、都市計画総務費の耐震改修促進計画書策定業務委託料について質問がありました。この事業は、市内の一般住宅を含めた耐震補強が必要な建築物について、耐震化を促進させるため計画書を策定するものですが、委員からは、一般住宅の耐震診断の進め方について質問が出されました。都市計画課長より、基本的には建築年から割り出すが、道路が狭隘で災害が発生した場合に救助が困難になってしまう場所や、古い建物が密集している地域の把握には、現場に赴き調査を行って計画書を作成するとの答弁がありました。

また、委員からは、土木費に新設した狭隘道路整備等促進事業費について、国庫補助であることから、研究して大いに活用してほしいと要望が出されました。建設課長より、幅員が1.8メートルから4メートル未満の道路の拡幅に適用される事業だが、土地だけではなく、塀やセットバック等との兼ね合いや、土地は補助事業の対象であるが塀は該当しないなどの諸条件について、今後多方面から研究してみたいとの答弁がございました。

また、委員からは、狭隘道路整備等促進事業における整備の優先順位について質問が出されました。都市建設部長より、その道路の重要性や幹線道路に接している道路、または密集した住宅街の道路を優先したいとの答弁がありました。

また、農林水産業費、林業振興費の備品に計上された木材チップパーについて質問が出されました。この木材チップパーは、里山の保存を積極的に行っているボランティア団体の城山を考える会から、会が借り受けた城山球場の東側1町1反の山林の管理に当たり、貸与の打診がありました。市が環境税の活用により100%の補助を受けて購入し、管理規定を設けて貸し出しするものでありますとの答弁がありました。

また、委員からは、粉碎して発生したチップの活用方法について質問が出され、農政課長より、山の表面に散布し、堆肥として活用するとの答弁がございました。

また、委員から、総務費、交通安全対策費のみらい平駅前の公衆トイレの整備事業について、明るくスマートなトイレの建設を望む声が出るなど、活発な質疑応答がございました。

次に、議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,697万2,000円とするもので、その内容は、人事院勧告等による職員の給料等の補正及び緑地管理業務委託について債務負担行為の補正であると下水道課長より説明がございました。特に質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ179万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億923万2,000円とするもので、その内容は、農業集落排水事業の汚泥引き抜き処分委託料において汚泥処分量が予想より増加し、汚泥処分費に不足が生じたため、それに対応する補正であると下水道課長より説明がありました。委員からは特別質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、本定例会で経済常任委員会に付託された2件の請願を審査いたしました。なお、2件の請願は、同一の請願者により、趣旨を同じくしてハッ場ダム建設の中止を政府に求めるもの及び茨城県に求めるものであるため、一括で審査をいたしました。

まず、請願第6号 ハッ場ダム中止問題について県に求めるについては、さきに前原国土交通大臣が中止を表明したハッ場ダム建設について、茨城県の負担金の返還を求めるとともに、それを原資に県営水道料金の引き下げを図ること。加えて、国のダム政策に翻弄され続けた地元住民に対し、将来に希望の持てる生活再建の実現を国に求め、そして、ダム推進を図ってきた茨城県も相応の責任を果たすよう、茨城県知事に対し意見書の提出を求めるものです。提出者は、取手市小文間5160-52、ハッ場ダムをストップさせる茨城の会代表者近藤欣子氏より出され、川上文子議員の紹介で、議長あてに平成21年11月19日付で提出されたものでございます。

次に、請願第7号 ハッ場ダム中止問題については、さきに前原国土交通大臣が中止を表明したハッ場ダム建設について、治水及び利水の面でも必要性が失われており、県財政の赤字と高い水道料金になって県民の負担を増大させることから、建設を中止するよう内閣総理大臣並びに国土交通大臣など政府関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。提出者は、同じく取手市小文間5160-52、ハッ場ダムをストップさせる茨城の会代表者近藤欣子氏より、川上文子議員の紹介で、議長あてに同じく平成21年11月19日付で提出されたものでございます。

審査は、紹介議員である川上文子君より一括で説明を受けた後、審査を行いました。各委員からは活発な意見が出されました。

以下、主なものといたしまして、政権交代によりハッ場ダム建設は凍結状態だが、補償の問題から言えば事業はとまっていない。また、地元自治体は建設中止に反対の意向である。なお、ダムは昭和22年に埼玉県内で起きた洪水に起因しているものであり、治水の面からいえば下流域がもっと関心を持たなければならない事業で、かつ地球温暖化により今後洪水が起こるという見解もある。しかるに、我々がここで判断することは大変難しい問題である。

また、完成後の維持費もかかり、財源不足が叫ばれている中では中止は正しい判断だと思うとか、国と地元が議論している中で我々が口を出すべきではないと思う。地球温暖化で海水面が上昇した場合、建設を中止しても洪水が起こらないと言い切れるだろうか。治

水についてだれが責任を持つかという問題もある。

そして、このダム建設は利水、治水に効果があるのだろうか。後世に禍根を残すことをしてはならない。冷静に考えて、このダムが本当に必要なのかを考察すべきである。

また、共同声明の誤りを地元の人に伝えて、納得したのなら賛成だが、話し合いもなく、突然の中止には異論がある。

それから、もう少し検証した結果に基づき判断すべきで、現時点での意見書提出には反対である。

そして、ダムの目的が計画当時と今では変化してきているのは確かで、中止してもよいと思うが、我々が反対してよいものかと迷っている。中止や継続を求めるのではなく、もっと議論が進んだ中で結論を出したいと思うなどの意見が出されました。

以上のように、全員のご意見を伺い、請願第6号 ハッ場ダム中止問題について県に求めるを採決した結果、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第7号 ハッ場ダム中止問題についてを採決しましたが、その結果も賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました次第であります。

以上で、経済常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げます。この決定に対し、議員各位の理解とご賛同をお願いいたしまして、常任委員長の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

○議長（今川英明君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第50号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第51号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第52号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第53号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手多数。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第6号 ハッ場ダム中止問題について県に求めるについて討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し賛成の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 請願第6号 ハッ場ダム中止問題について県に求める請願について、賛成の討論をいたします。

ハッ場ダム中止という政府の表明に、地元の町とダム予定地から強い反発が出ています。長年、ダム建設に翻弄され続け、苦渋の選択を迫られてきた地元の多くの人たちは、代替地への移転補償金などダムを前提とした生活の設計を立てており、ダムの中止は生活設計を白紙に戻すことであり、反発は当然です。工事は7割進んでいる、中止をすると高くつくといった誤解を招く情報を正し、住民の理解を求め、水没予定地の人たちの生活を再建し、地域を再生させる最大の取り組みが求められます。

民主党は、5月にダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法骨子案を発表しています。今後、この法案法制化の中で具体的な内容が加えられていくんだと思いますが、地元住民の合意形成を必須条件とし、生活再建、地域振興の計画が策定されなければなりません。ダム推進を図ってきた茨城県も、相応の責任を果たすことは当然です。

ダム建設を中止したなら、カスリーン台風と同規模の洪水が発生した場合、堤防が決壊し、被害が大きく拡大すること。利根川の堤防や堤防下の地盤から至るところで漏水が発生している。放置をすれば堤防決壊につながる。ダムが中止になると流域1都5県の安定水利権が確保できない。夏場の渇水対策に支障を来すなど、指摘している1都5県知事の中止反対を求めた共同声明の論拠は、事実認識などの誤りに基づくものであると請願者が指摘するように、十分な説得力がありません。

一方、このままダム建設を進めたらどうかという点では、一つは、ダムの水位は夏季は洪水調節のため満水位から28メートルも水位が下がり、渇水時にはさらに10メートルも下がり、また、上流からは多量の栄養物が流入してきて、浮遊性の藻類の増殖によって水質悪化が避けられず、貯水池の底には汚れた水がたまるだろうとも言われています。

また、ダムができれば、上流はダムの底に沈んでしまうわけですがけれども、下流はどうかというと、現在は時折の洪水によって美しい岩肌は保たれていますけれども、洪水をダムが貯留するようになると、岩肌をコケが覆い、草木が茂って、美しい吾妻溪谷が消えてしまうことになりかねない。

また、ダム湖予定地周辺は、地質が脆弱なところが多く、地すべりが多発する危険性が指摘されているなど、このようなことを考え合わせますと、国と県は、ハッ場ダム湖を観光資源としてダム予定地周辺を一大リゾート地にする地域振興計画構想していますけれども、ダム完成後の観光地としての地域を再生するということは大変困難が予測されます。

ダム建設は、利水、治水という目的を失い、ダム完成後の観光資源としての展望もなくしているにもかかわらず、ふえ続ける財政の負担は巨大なむだ遣いであり、ダム建設は中止することが道理ある判断であると考えます。

また、2004年4月からことし3月までの5カ年で、ダムの関連事業を受注した45の法人に、再就職先として国交省OBは93人もおり、受注契約についても国交省の指名でできる天下り先財団法人への随意契約が目立ち、ハッ場ダム建設事業は天下りの温床になっていることも指摘しなければなりません。

茨城県にとって、このハッ場ダム建設はどうかということですがけれども、既に、水の需要は1日46万トン、約100万人の水が余っており、人口は減少傾向にあり、新たな水資源開発は必要ありません。橋本知事は、中止をするなら負担金の返還を求めていると言っていますが、この総事業費4,600億円のうち、茨城県の財政負担は268億円で、既に192億円を支出しています。負担の内訳を見ますと、治水で126億円、利水で142億円です。利水分は水道料金にはね返ります。県西広域水道の負担金は22億9,000万円、昨年までに16億3,000万円を支出しました。ダムを中止し、支払った負担金を返してもらえば、高い水道料金を引き下げることができます。

以上、ハッ場ダム建設を中止し、ダム周辺の住民の生活再建、地域再建の実現に力を尽くし、これまで建設のために支出をしてきた負担金の返還を求め、水道料金の引き下げを行うことを求めることに、賛成の討論をいたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し反対の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第6号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方は起立をお願いします。ですから、立った人は今の古川議員に賛成ということです。それをお願いします。起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立少数です。よって、請願第6号は不採択することに決定をいたしました。

次に、請願第7号 ハッ場ダム中止問題について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し賛成の方の発言を許します。

13番海老原 弘君。

〔13番 海老原 弘君 登壇〕

○13番（海老原 弘君） 請願第7号について、賛成の討論を行います。

本年8月30日の政権交代により鳩山内閣が誕生し、川辺川ダム並びにハッ場ダムは中止して、時代に合わない国の大型直轄事業は全面的に見直すという政権の公約を実行するために、前原国土交通大臣がこのことを発表いたしました。その発表に対し、地元の町長さんと関係住民は、野党となってしまった公明党の山口委員長さんを初めとする一行との話し合いを行ったのは、前原大臣が現地に行く前日のことであります。さらに、前原大臣が現地視察の後に、自民党の谷垣総裁が現地を訪れて、住民との対話の集会を開きました。

この一連のニュースを見て私が感じたことは、地元の町長さんと住民の皆さんは、現政権の前原大臣と会って、大臣が何を語り、住民の皆さんの自分たちの意見を伝えるチャンスを自分から捨てることにならないのか、私はそういうふうに思いました。民主主義というものは、やはり反対の意見を聞くところから始まるのではないのでしょうか。

民主党は、選挙のマニフェストで、1番目に税金は官僚と一部政治家のためではありません、国民の税金を国民のために取り戻しますという見出しで、国の総予算207兆円を全面的に組み替え、税金のむだ遣いと天下りを根絶する、議員の世襲と企業団体献金は禁止し、衆議院の定数を80削減します、この公約を実行するためにハッ場ダムの中止を宣言したわけで、私は、このハッ場ダム中止の考え方に賛成するものであります。

この問題について、前原国土交通大臣は一切ぶれておりません。関係者が地元との話し合いを実行していくことはもちろんでございますが、財政再建の第一歩として前進することを願って、請願第7号について賛成の討論とさせていただきます。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し反対の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第7号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立少数です。よって、請願第7号は不採択することに決定しました。

ここで暫時休憩をします。

午後1時57分休憩

午後2時50分開議

- 議長（今川英明君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。
-

閉会中の継続調査の件

- 議長（今川英明君） 日程第2、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、次回定例会の議会運営に関する閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、議会の広報発行について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
-

閉会の宣告

- 議長（今川英明君） 以上で、今定例会に付議された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成21年第4回つくばみらい市議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成21年12月11日

つくばみらい市議会議長 今川英明

つくばみらい市議会議員 倉持悦典

つくばみらい市議会議員 堤 實